

## 教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和4年10月教育委員会定例会
3 概 要	<p><b>1 開催日時</b> 令和4年10月25日（火曜日）午後1時30分～午後2時19分</p> <p><b>2 開催場所</b> 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b> 4名出席（町田香教育長、河原健委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 1名欠席（萩谷直美委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b> 教育部長 小林 伸稔 参事 奈幡 正 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 大場 邦宏 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課長） 1名</p> <p><b>5 傍聴人</b> なし</p> <p><b>6 議題</b> <b>【議決事項】</b> (1) 議案第42号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について（可決） (2) 議案第43号 守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（可決） (3) 議案第44号 もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について（可決） (4) 議案第45号 守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について（可決） (5) 議案第46号 守谷市ICT支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（可決） <b>【報告事項】</b> (1) 報告第5号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員について</p>

	<b>【その他】</b> (1) 児童クラブ入所時の傷害保険料納付について (2) 守谷市旅館等建築審査会委員の選出について (3) 守谷市民生委員推薦会委員の選出について
4 今後の状況	次回は，令和4年11月25日（金曜日）午後1時30分から開催予定

# 令和4年10月教育委員会定例会

## 会議資料

日 時 令和4年10月25日（火）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

# 令和4年10月教育委員会定例会 会議次第

日 時 令和4年10月25日(火)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名人指名

## 3 議決事項

議案第 42 号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

議案第 43 号 守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 44 号 もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について

議案第 45 号 守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第 46 号 守谷市ICT支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

## 4 協議事項

なし

## 5 報告事項

報告第 5 号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員について

## 6 その他

(1) 児童クラブ入所時の傷害保険料納付について

(2) 守谷市旅館等建築審査会委員の選出について

(3) 守谷市民生委員推薦会委員の選出について

議案第42号

教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

令和4年度（令和3年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので、議会に提出するとともに公表することについて、承認を求める。

令和4年10月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年10月 日 原案 認

提案理由

本案は、令和4年3月定例会において可決された守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき、令和4年度（令和3年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出及び市民に公表するものです。

議案	頁数
42号	1

令和4年度  
(令和3年度対象)  
教育委員会の点検・評価結果報告書

令和4年11月  
守谷市教育委員会

議案	頁数
42号	2

# 守谷市教育全体図

## 守谷市の教育目標

「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」

- 1 思考力、想像力に富み、正しく判断して実行する人間の育成
- 2 個性を伸ばし、豊かな心をそなえた、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付けた人間の育成
- 3 生涯にわたって、知識や教養を磨き、社会の発展に貢献する人間の育成
- 4 家庭・地域の教育力を高め、互いに助け合い、学び合う人間の育成

### 社会教育（生涯学習）

義務と責任を果たす心豊かな人づくりを推進する社会教育

### 学校教育（基礎教育）

学力と安全と成長を保障する学校教育

#### 【生涯学習事業】

- 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習の機会・場を提供する。
- 市民がスポーツに親しむ機会・場を提供する。
- 市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供する。
- 地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供する。
- 子どもたちが安全に遊び、学び、交流できる場を提供する。

#### 【図書館事業】

- 地域の情報拠点として、市民が多様な図書や情報を容易に取得し活用できるよう、図書館資料を充実し提供する。
- 未来を担う子どもたちが、読書に親しみ豊かな心を育む読書環境を充実するとともに、学校との連携の下、学習活動を支援する。
- 市民の知的要求にこたえる学習拠点として、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会・場を提供する。

#### 【給食センター事業】

- 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食の在り方について教育の一環として給食を実施する。
- 安全な学校給食を提供するため、徹底した衛生管理を行う。また、安定した施設の運営を図るため、施設の適切な維持管理を行うとともに、改築事業にも取り組む。

#### 【学校教育課・

#### 教育指導課事業】

- 学校施設の長寿命化計画に基づく整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行う。
- 登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図る。
- 新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指し、次の学校教育プランを推進する。
  - ①ステップアッププラン
  - ②ハートフォーヒューマンプラン
  - ③ヘルス&フィジカルプラン
  - ④ニュージェネレーションプラン
  - ⑤パートナーシッププラン
- 学校教育の喫緊の課題を解決するため、次の学校教育改革プランを推進する。
  - ①教職員の働き方改革の推進（守谷型カリキュラムマネジメント等）
  - ②いじめ防止対策の推進
  - ③小学校教科担任制による授業充実

# 目次

〈守谷市教育委員会の点検・評価について〉	.....	P 1
〈教育委員会〉	.....	P 3
〈学校教育(基礎教育)分野〉		
I 学校教育課・教育指導課事業	.....	P 8
1 教育環境の整備・充実	.....	P 8
2 登下校時の安全確保・不審者対応	.....	P 9
3 学校教育プラン		
〔1〕ステップアッププラン（確かな学力の育成）	.....	P10
〔2〕ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）	.....	P12
〔3〕ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）	.....	P15
〔4〕ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）	.....	P16
〔5〕パートナーシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）	.....	P18
4 学校教育改革プラン		
〔1〕守谷型 GIGA スクール構想の推進	.....	P19
〔2〕教職員の働き方改革の推進	.....	P20
〔3〕いじめ防止対策の推進	.....	P22
〔4〕小学校教科担任制による授業充実	.....	P25
II 給食センター事業	.....	P31
〈社会教育(生涯学習)分野〉		
I 生涯学習事業	.....	P35
1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供	.....	P35
2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援	.....	P40
3 親しみを感じる芸術・文化の推進	.....	P44
4 文化財を愛する心の育成	.....	P46
5 安心して遊べる場の提供	.....	P48
II 図書館事業	.....	P53
1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存	.....	P53
2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援	.....	P53
3 市民との協働により、市民が集い、学び活躍できる場の整備	.....	P55
〈学校教育及び社会教育における感染症対策〉	.....	P58
〈点検評価委員会委員 総括意見〉	.....	P60

## 〈守谷市教育委員会の点検・評価について〉

### I はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが同法第 26 条に規定されています。

守谷市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、今後の効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすことを目的として、平成 21 年度から前年度の教育委員会の事務の点検及び評価を実施しています。

本報告書は、令和 3 年度に守谷市教育委員会が実施した主要事業の実績に対する点検・評価としてまとめたものです。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### II 点検評価の対象

点検評価の対象は、「守谷市の教育目標」具現化のために位置付けた 4 事業（学校教育課・教育指導課事業、給食センター事業、生涯学習事業、図書館事業）における重点的な取組としました。

なお、守谷市教育委員会の個々の事務事業については、守谷市が実施している「行政評価」をご覧ください。

※ 参照：『守谷市役所ホームページ「行政評価」』

([https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/gyousei\\_hyouka/](https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/gyousei_hyouka/))

### III 点検評価の方法

1 点検評価に当たっては、取組の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向を示します。

2 点検評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方や外部の方々に点検評価委員となっていただき、様々な御意見、御助言をいただきます。

## ■守谷市教育委員会点検評価委員(50音順)

氏名	所属等	任期
すぎもと まこと 杉本 真	元守谷市立御所ヶ丘小学校校長 守谷市教育委員会指導室若手教育研修指導員	令和4年～6年
すずき ふじお 鈴木 不二男	元守谷市立守谷小学校校長 常総市教育委員会生涯学習課社会教育指導員	令和4年～6年
はなかた 羽中田 みどり	守谷市小中学校PTA連絡協議会理事	令和4年～6年

### IV 点検評価結果の構成

#### 1 各事業の目標・取組概要

「守谷市の教育目標」具現化のために位置付けた4事業について、項目ごとに目標を掲げ、その目標を達成するための方向性と、令和3年度に実施した主な取組概要を示しています。

#### 2 自己評価

令和3年度の取組の進捗状況及び成果を記載し、項目ごとに自己評価を行っています。

#### 3 今後の課題と対応の方向性

自己評価を踏まえ、今後の取組を進める上での課題と対応の方向性を示しています。

#### 4 外部の方々からいただいた主な御意見

保護者や児童生徒、学校運営協力員、各種委員会委員の方々からいただいた御意見や、「私の提案」制度などにより寄せられた御指摘等を記載しています。

#### 5 教育委員会点検評価委員の御意見

各事業に対して守谷市教育委員会点検評価委員からいただいた御意見は章末に、全体を総括しての御意見は巻末に記載しています。

## 〈教育委員会〉

守谷市教育委員会では、いばらき教育プランや第二次守谷市総合計画を基に「守谷市の教育目標」及び「守谷市学校教育プラン」等を作成し、守谷市の子どもたちのために様々な施策を展開しています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第16条に基づき、守谷市教育委員会会議規則を定め、定例会を毎月開催し、緊急を要するときには臨時会を開催し、事務局と連携しながら真剣な議論によって施策を推進してきました。

このほか、現場の意見に基づいた議論を行うため、各学校行事や研修会等に積極的に参加し、意見交換・現場の状況を確認するなど、活発な活動を通じて教育行政の推進に努めています。

このような中、教育委員会と地方公共団体の長との十分な意思疎通を通して、より民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（平成27年4月1日施行）されました。これにより、地方公共団体の長による「総合教育会議」の設置と、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が新たに規定されるとともに、責任体制の明確化等を図るため、教育委員長と教育長を一本化するなど、「教育長」の位置付けが改められました。

守谷市においても、平成27年4月1日に新制度による「教育長」を任命し、新たな教育委員会の運営体制を整備するとともに、市長と教育委員会が地域教育の課題やあるべき姿を共有するため、総合教育会議を開催し、教育行政の推進に努めています。

### ■教育委員会

職名	氏名	任期
教育長	まちだ かおる 町田 香	令和3年4月1日～令和6年3月31日
教育長職務代理者	かわら たけし 河原 健	平成30年11月25日～令和4年11月24日
委員	はぎや なおみ 萩谷 直美	平成29年10月18日～令和3年10月17日 ※令和3年10月18日～令和7年10月17日
委員	しいな かずよし 椎名 和良	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	てらだ ひろむ 寺田 弘	令和2年10月1日～令和6年9月30日

※＝再任の任期

## I 教育委員会の会議の開催状況

### 1 教育委員会の会議

教育委員会の会議は、守谷市教育委員会会議規則第2条第2項に基づき定例会を開催し、必要な場合は、同規則第2条第3項に基づき臨時会を開催しています。

会 議	開催回数	審議内容等
定例会	12回	規則の制定・改廃、事務の管理・執行基本方針、市職員の人事、附属機関の委員の委嘱等
臨時会	1回	教職員及び事務局職員の人事異動

### 2 教育委員会の会議での案件別審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条及び「守谷市教育委員会事務委任規則」第2条の規定に基づき、令和3年度は40件について審議しました。

審議案件	件数
教育委員会規則の制定及び改廃	16件
教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	13件
職員の人事に関する事	3件
法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱	8件

※ 審議案件のほか、報告事項及び協議事項として14件を取り扱いました。また、定例会ごとに市内小中学校及び教育委員会事務局各課の状況報告を受けました。

## II 教育委員会会議以外の活動状況

教育委員は、これまで教育委員会の会議への出席以外にも、各種行事等に積極的に参加してきましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、学校訪問及び成人式以外の参加を見送りました。

## III 令和3年度教育委員会審議案件等一覧

### 1 令和3年度教育委員会審議案件

議案番号	議 案 名	開 催
19	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	4月定例
20	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について	5月定例
21	守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	5月定例
22	守谷市図書館協議会委員の委嘱について	5月定例
23	守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について	5月定例
24	令和3年度守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について	6月定例
25	守谷市教育支援委員会委員の委嘱について	6月定例
26	守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について	7月定例

議案	頁数
42号	8

27	守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について	7月定例
28	守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について	7月定例
29	令和4年度使用小学校教科用図書の採択について	7月定例
30	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について	7月定例
31	令和4年度使用小学校特別支援学級(知的障がい)教科用図書の採択について	7月定例
32	令和4年度使用中学校特別支援学級(知的障がい)教科用図書の採択について	7月定例
33	議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(損害賠償(内払金)の額の決定について)	8月定例
34	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について	8月定例
35	もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの設置及び運営に関する要綱の制定について	8月定例
36	守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について	8月定例
37	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する要綱の制定について	11月定例
38	守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について	11月定例
39	守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について	11月定例
40	守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱の制定について	11月定例
41	教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について	11月定例
42	守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について	11月定例
43	守谷市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則について	12月定例
1	守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則の制定について	1月定例
2	守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について	2月定例
3	守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について	2月定例
4	事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について	2月定例
5	守谷市スポーツサポーター設置規則の全部改正について	2月定例
6	議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(守谷市特別職の職員の給与, 報酬, 議員報酬, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	2月定例
7	議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和3年度守谷市一般会計補正予算(第11号)及び令和4年度守谷市一般会計予算(教育委員会所管分))	2月定例
8	教職員の人事異動について	3月臨時
9	守谷市立学校産業医の選任について	3月定例

10	守谷市立小学校コミュニティスペースの使用に関する要綱について	3月定例
11	令和4年度(令和3年度対象)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について	3月定例
12	守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について	3月定例
13	守谷市スポーツ推進員の委嘱について	3月定例
14	守谷市大野公民館長の委嘱について	3月定例
15	第四次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について	3月定例

※ 議案番号は、暦年切替えとなっています。

## 2 令和3年度教育委員会 報告案件

報告番号	議案名	開催
3	寄託資料の誤廃棄について	4月定例
4	令和3年度守谷市議会6月定例会月議会について	6月定例
5	第四次守谷市子ども読書活動推進計画選定委員について	6月定例
6	守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象者選考委員について	8月定例
7	令和3年守谷市議会9月定例会月議会について	9月定例
8	守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員について	10月定例
9	令和3年守谷市議会12月定例会月議会について	12月定例
1	令和4年守谷市議会3月定例会月議会について	3月定例

## 3 令和3年度教育委員会 協議件名

協議番号	議案名	開催
1	成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について	4月定例
2	守谷市社会教育委員の選出について	11月定例
3	学校給食におけるアレルギー対応について	11月定例
4	給食食材の放射性物質検査の廃止について	11月定例
5	第四次守谷市子ども読書活動推進計画(案)の策定について	11月定例
1	守谷市図書館協議会委員の選出について	1月定例

## 4 令和3年度教育委員会 請願・陳情件名 なし

## IV 総合教育会議の開催状況

	開催期日	内容
1	令和4年1月25日	令和4年度教育委員会主要事業について
2	令和4年3月24日	守谷市教育大綱案について

議案	頁数
42号	10

◇教育委員会活動状況に対する点検評価委員の意見

- ・「守谷市の教育目標」を掲げ、「守谷市学校教育プラン」等を作成し、独自性を持った先進的な教育を実現している。
- ・教育委員会会議としては、定例会を12回、臨時会を1回と、必要に応じた案件を協議し、確実に対応している。
- ・総合教育会議においては、守谷市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱となる「守谷市教育大綱」が定められ、市長部局との連携により今後の教育分野の方向性を明確にされたことを評価する。

## 〈学校教育（基礎教育）分野〉

学校教育（基礎教育）分野については、大きく、学校教育課・教育指導課事業と給食センター事業に分けて点検・評価しました。

### I 学校教育課・教育指導課事業

#### 1 教育環境の整備・充実（学校教育課）

学校施設の長寿命化計画に基づく整備を計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に対応する新しい学校生活様式の確立を目指し、校内衛生環境の改善につながる環境整備を行いました。

項 目	1 児童生徒が安心して学べる環境を整備します
目標・取組 概要	<p>児童生徒の学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも安全でゆとりを持って学校生活を送れるよう配慮した施設整備に努めます。</p> <p>① 郷州小学校校舎改修事業（令和元～3年度）                  ② 黒内小学校校舎増築事業（令和元～3年度）                  ③ 守谷中学校校舎増築事業（令和2～4年度）                  ④ 愛宕中学校屋内運動場改修事業（令和3・4年度）                  ⑤ 御所ヶ丘中学校校舎改修事業（令和3～7年度）</p>
自己評価	<p>① 昭和58年竣工で経年劣化の著しい校舎の長寿命化のための改修工事。屋上・外壁など躯体の防水対策や劣化箇所の改修、普通教室や廊下などの内外装改修、エレベーター棟増築や各階への多目的トイレ設置などの工事を実施しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">▲校舎西側                      ▲普通教室                      ▲エレベーター</p> <p>② 松並地区開発に伴う児童数増加に対応するための増築・改修工事。校舎棟を増築したほか、既存校舎の職員室拡張・保健室の改修、受電設備等の移設、外構改修等を実施しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">▲増築棟全景                      ▲増築棟可動壁教室                      ▲多目的トイレ併設</p> <p>③ 松並地区の開発に伴う生徒数の増加に対応するための校舎増築工事。校舎南側の職員駐車場敷地に、鉄筋コンクリート3階建て、床面積1,207㎡の校舎を増築し、普通教室9教室を確保する予定</p>

<p>自己評価</p>	<p>です（工期：令和3年9月14日～令和5年2月28日）。</p> <p>令和3年度末の進捗率は32%で、外部倉庫・トイレ棟が完成し、増築棟の基礎及び鉄筋配筋工事、給食配膳室と職員室拡張のための壁解体、特別支援教室の改修工事まで行いました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>▲増築棟配筋                      ▲給食配膳室解体準備                      ▲外部倉庫・トイレ棟完成</p> <p>④ 昭和58年竣工で経年劣化の著しい体育館の長寿命化のための改修工事。令和4年度内の完了を目途に、実施設計を行いました。</p> <p>⑤ 昭和60年竣工で経年劣化の著しい校舎の長寿命化のための改修工事。令和4～7年度で実施する工事の実施設計を行いました。</p>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>学校施設の老朽化に伴い、大規模改修や建替えなどが必要な時期を迎え、多額の費用が必要になることから、守谷市学校施設長寿命化計画に基づき、コストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能の維持・教育環境の充実を図っていきます。</p>

〈外部の方々からいただいた意見（児童）〉

- \* 今まで外装が色あせていたり、床が古かったりしていましたが、改装工事が終わってかなり明るくなりました。コンクリートの部分も整備され、スロープも付くなど便利になりました。
- \* きれいで勉強しやすく、各階に多目的トイレがあるので、助かる。

2 登下校時の安全確保・不審者対応（学校教育課）

登下校時の安全確保や不審者侵入に対する対応等、学校の危機管理体制の確立を図ります。

項目	1 安心して学校に通える環境を整備します
<p>目標・取組概要</p>	<p>安全で安定した教育環境の確保のため、通学路の安全点検、災害時引渡し訓練等危機管理体制の強化を図ります。</p> <p>① 通学路危険個所の合同点検の実施（8/3）</p> <p>② 児童生徒の意識向上を目的とした防犯教室の実施</p> <p>③ 小中学校児童生徒引渡し訓練の実施（中止）</p> <p>④ 通学補助員の増員配置の実施</p> <p>⑤ 青色防犯パトロール車の更新</p>
<p>自己評価</p>	<p>① 合同点検を実施し、対策必要個所24か所のうち20か所については、既に安全対策を講じました。未実施のうち、2か所は令和4年度中にカラー舗装等を実施する予定です。残り2か所については、茨城県による用地買収や警察による信号機の新設が関わってくるため、各機関と連携し、早期整備に努めます。</p> <p>② 不審者の侵入を想定した避難訓練や、警察が提供している防犯対策や交通安全に関する動画の放映等、児童生徒の安全対策</p>

自己評価	<p>意識の向上を図るために実施しています。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年度に引き続き令和3年度も中止としましたが、各学校と災害時の通信連絡ツールである無線機の接続試験を行い、緊急時の危機管理体制の再確認を実施しました。</p> <p>④ 車や自転車も多く通行する、児童の通学路上にある交差点の1か所について、以前は地域ボランティアの方と教職員が立哨していましたが、通学補助員を1名増員し、確実に1人は立哨することができる体制を整備しました。</p> <p>⑤ 市内各小中学校に1台ずつ配備している青色防犯パトロール車について、使用後15年が経過し、経年劣化による修繕が必要となってきたほか、出動の際に故障等で走行できないということがないように、全台(13台)を買い換えました。</p>
今後の課題と対応の方向性	<p>児童生徒が、事故や事件に巻き込まれないよう、学校での交通安全指導や防犯教育の強化を図ります。</p> <p>また、警察や道路管理者等の関係者と連携を密にし、安全対策を講じるとともに、保護者や地域の方々の協力を得ながら、登下校時の防犯対策を講じていく必要があります。</p>

〈外部の方々からいただいた意見（保護者、地域住民）〉

- \* 通学路となる生活道路を抜け道として利用する車が多く、スピードも出していて危険なため、通り抜けを遠慮してもらったり、スピードを抑制したりするよう注意喚起してほしい。

3 学校教育プラン（教育指導課）

新しい時代をたくましく生き抜く人づくりを目指し、次の5つの学校教育プランを推進しています。

〔1〕ステップアッププラン（確かな学力の育成）

児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは、学校教育において最も基本的かつ重要なことです。児童生徒が自ら学習する喜びを実感して、学び続けることができる教育活動を行います。

学校は、学習指導要領に基づき、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために主体的で対話的な学びの場を工夫し、児童生徒の思考力、判断力、表現力を育成します。また、地域や子どもの実態に応じた特色ある学校づくりを積極的に進めます。

項目	1 児童生徒に確かな学力を身に付けさせます
目標・取組概要	<p>児童生徒が知識及び技能を習得し、それらを主体的に活用して思考力、判断力、表現力等を高めることができる授業づくりや環境整備を行います。</p> <p>① 学校教育改革プランの推進 ② サタデー学習支援教室の実施 ③ 非常勤講師(学習支援ティーチャー(*1))の配置</p>

自己評価

① 昨年度同様、コロナ禍での臨時休校等(9月、2月)の影響で、授業時間の確保・授業の通常実施が厳しい状況でした。昨年度の経験を生かして、各校が創意工夫を凝らしながら学習内容の基礎・基本の定着に向けた授業の実践に努めました。また、学びを継続するために、双方向のオンライン授業を行いました。その結果、全学年で県学力診断テストの正答率が県の平均を上回りました。子どもたちの身に付けるべき学力が、十分に定着していると考えられます。次年度も、今年度の結果を分析し、授業改善に努めます。

○ 茨城県学力診断テスト正答率合計の推移 (市内小中学校)

区分	学年	H30	R1	R2	R3 (県平均との差)
小	3年	309.4	314.4	308.7	
	4年	316.4	308.1	303.8	301.4(+12.7)
	5年	294.0	295.6	299.3	279.2(+16.5)
	6年	313.2	298.3	308.5	302.6(+18.0)
中	1年	354.1	349.3	360.4	331.1(+34.9)
	2年	326.1	323.6	332.2	327.0(+34.8)
	3年	335.1	330.0	330.0	

注) 小学校は4教科、中学校は5教科で実施

② サタデー学習支援教室は、今年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、実施を見送りました。学習に不安のある児童に対し、個別に学習支援する体制が構築されました。一昨年実施していたときは、「分からないところを教えてもらえる」「勉強の仕方が分かった」などの声が聞かれています。

③ 学習支援ティーチャーは、小学校に24名、中学校に8名を配置し、児童生徒の学力向上及び生活習慣や学習習慣の確立を図ることができました。小学校では個別に関わることにより、学習意欲の喚起を行ったり、中学校ではグループでの活発な話し合いを促進したりと、児童生徒の学習支援に努めました。

【学習支援ティーチャー配置校】

市内小中学校 13校



▲学習支援ティーチャー (小学校)



▲学習支援ティーチャー (中学校)

今後の課題と対応の方向性	<p>① テストの平均点から学力の向上が図られていると分析できる一方で、児童生徒一人ひとりの学力の個人差が課題となっています。結果を十分に分析し、1人1台端末を効果的に活用した個別最適な学びを取り入れながら、授業改善に取り組みます。</p> <p>② 個に応じた学習支援を充実させるため、サタデー学習支援教室等で個別指導の時間や機会を設けることは必須であると考えます。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点を考慮しながら、今後の実施方法を検討していきます。</p> <p>③ 学習支援ティーチャーを学校規模に応じて配置し、学校間格差をなくし、より適切な人的環境の整備に努めます。</p>
--------------	---

### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* 守谷では、学力向上の取組は優れていると聞いている。保護者も、学校が努力していると認識していると思う。
  - \* コロナ禍において、オンライン授業が多くあったにも関わらず、児童から高評価を得られているのは、教員の授業の工夫があってこそだと思う。その上で、「分からない」と回答している子への指導の充実を願いたい。
  - \* 全ての教科のものは言語力である。日頃から読書を進め、感想文を書かせるなどの指導が大切である。
  - \* 学習支援ティーチャーがいることで、個に応じたきめ細かい対応が可能になるとともに、先生方の負担軽減にもつながっている。
- \*1 学習支援ティーチャー・・・市内の小中学校に、教員と連携して複数の指導者による学習指導（チームティーチング）や少人数指導を行う守谷市独自の支援事業です。生活指導や学習指導にあたることができる学習支援員を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行っています。

## 〔2〕ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）

全教育活動において、他者とのかかわりを通して自己有用感に裏付けられた自尊感情（自己肯定感）を育み、児童生徒の心豊かな社会性の基礎を養います。

項 目	1 児童生徒が豊かな心を育み、良好な人間関係が築けるようにします
目標・取組概要	<p>学校、家庭、地域が一体となり児童生徒が主体的、対話的に規範意識や道徳性を高めるとともに、一人ひとりの心身の成長に応じることができる児童生徒理解や教育相談体制づくりに努めます。</p> <p>① きらめきプロジェクト（守谷市保幼小中高一貫教育）の推進</p> <p>② スクールカウンセラー等の配置</p> <p>③ 機動性・柔軟性のある守谷市総合教育支援センターの組織整備と支援策の充実</p>
自己評価	<p>① 昨年度に市内小学校において実施した「いじめ防止授業」の授業動画を守谷市デジタル研修センター（共有ドライブ）内で共有し、各小中学校で視聴できるようにしました。掲載動画を参考にしながら「いじめをなくそう 仲よし週間」にあわせて、各小中学校で工夫を凝</p>

## 自己評価

らした「いじめ防止授業」が展開されました。

また、委員会活動を生かした児童生徒の自主的な取組として、いじめ防止集会が各中学校区で行われ、いじめを許さない雰囲気が校内に醸成されました。



その他、小学校高学年、中学校を対象に「家守詩(やもりうた)」の実践が行われました。子が親や家族への気持ちを上の句(五・七・五)で詠み、親や家族が下の句(七・七)で返す連歌で、お互いが感謝や親愛の気持ちを伝えます。昨年度からの取組が、市内小中学校に広がりました。

「思いやりの心を持ち、個性を尊重し合いながら、よりよい生き方を目指すことのできる児童生徒の育成」という道徳教育の実現を目指して、各校にて豊富な手立てを講じた「考え、議論する道徳」の実践が展開されました。



▲道徳の授業の様子

- ① 各学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(\*2)等の専門スタッフを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員と連携・協働していじめや問題行動、また家庭環境などの諸問題に対応しました。県費で派遣されている4名のスクールカウンセラーの相談実績は、延べ370名、190件でした。また、昨年度まで県費で申請し、市内小中学校2校に派遣されていたスクールソーシャルワーカーを、今年度は市費でスクールソーシャルワーカーとして委託し、全校に派遣することができ、19回の事案に関わってきました。
- ② 総合教育支援センターでは、教育相談、適応指導教室、就学相談の3つの事業を柱とし、包括的な教育支援に努めています。設立7年目となった本年度は、各事業の取組が整備され、特に学校と専門機関をつなぐ中枢機関として重要な役割を果たしています。

自己評価	○ 守谷市総合教育支援センターの相談実績 (延べ件数)						
		来所 相談	電話 相談	訪問 相談	合計		
	R1	280	84	436	800		
	R2	242	138	528	908		
R3	204	197	776	1,177			
今後の課題と 対応の方向性	○ 不登校出現率 (%)						
	区 分	小学校			中学校		
		R1	R2	R3	R1	R2	R3
	守谷市	0.89	0.92	1.20	3.96	4.79	6.40
	県	0.90	1.06	—	3.78	3.95	—
	国	0.83	1.00	—	3.94	4.09	—
	○ 教育支援センターの訪問型支援(アウトリーチ件数)						
	件数等						
R2	13 家庭、48 回						
R3	8 家庭 31 回						
<p>① 引き続き「いじめをなくそう 仲良し週間」を中心として、規範意識や道徳性を高める実践を継続していきます。道徳教育についても、各校の道徳教育推進教師が中核となり、中学校区ごとの重点目標を念頭に置いた道徳教育の充実を図ります。</p> <p>② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と学校との連携は、年々ニーズが高まっており、児童生徒を取り巻く環境に働きかける支援の必要性が高まっています。専門的な業務以外に、児童生徒に係るケース会議等に参加する等、専門的な見地からの助言も含め、学校とのさらなる連携を図りながら、個に応じた支援の充実を図ります。</p> <p>③ 守谷市総合教育支援センターが、学校と専門機関をつなぐ中枢機関として重要な役割を担っています。当センターに寄せられる相談内容が多様化、複雑化し、中にはより専門的な知見を必要とする相談も増えてきました。支援センター相談員が家庭訪問をする等の訪問型支援「アウトリーチ」(*3)は3年目を迎えました。令和4年度からは、市内中学校に「校内フリースペース」を設置し、フリースペース支援員による不登校生徒支援を始める予定です。今後も、学校と連携しながら不登校児童生徒及びその保護者への個別支援の充実を図ります。</p>							

〈外部の方々からいただいた意見 (学校運営協力員)〉

- \* 「自分には良いところがある」「人の役に立つ人間になりたい」と思っている児童の割合が高いところが素晴らしい。
- \* 今の子どもたちは理屈をよく分かっているのだと思う。自分を愛して、何かを夢中になってやっている子は、いじめをしないのではないか。そのような中で、友達のいいところや自分のいいところについて意見を交流した道徳の実践は、とても大切な授業だと感じた。

\* 不登校の数が多いのに驚いた。いじめの把握についても、先生方がよく見ているからだと思う。どのように改善していくか、生徒と向き合う時間が必要だ。

\*2 スクールソーシャルワーカー・・・児童生徒の諸問題に対して、保護者や教職員と協力しながら解決を図る専門職です。心理的なアプローチをしながら問題の解決を目指すスクールカウンセラーに対して、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒を取り巻く環境に働きかけをしながら諸問題にアプローチします。

\*3 訪問型支援「アウトリーチ」・・・アウトリーチとは本来、手を差し伸べるといった意味を持ち、介護や福祉の分野において用いられている用語で、ソーシャルワークや福祉サービスを提供する機関が利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させる取組を「アウトリーチ」と言います。教育の分野においては、教育支援センターを中核として、不登校等児童生徒の諸問題への対応においても、アウトリーチがよりよい効果を及ぼす可能性が高いと言われています。このような背景からも、教育支援センターと学校が連携しながら不登校児童生徒の家庭を訪問し、保護者に対して相談や情報提供をしたり、児童生徒の実態に応じて学習支援や登校刺激を行ったりする援助支援を、守谷市総合教育支援センターにおけるアウトリーチとして位置付け取り組んでいます。

### 〔3〕ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）

近年、子どもたちの体力低下が著しいと言われていることから、その解決のために、「食に関する指導」や「体力づくり」を進め、心身共に健やかな児童生徒を育てます。

項目	1 児童生徒の健やかな心身を育みます																											
目標・取組概要	<p>児童生徒が自分自身の心身の健康を意識し、たくましい身体づくりをしようとする態度を育成するための、食育や運動の機会と環境の充実を図ります。</p> <p>① 食育指導の実施 ② 体力の向上</p>																											
自己評価	<p>① 食に関する指導は、栄養教諭による授業や給食訪問を行いました。その結果、食事のマナーや衛生面に着目する児童生徒が増えたり、栄養や食物についての知識や関心が高まったり、望ましい食習慣の定着を図ることができました。市内中学校では、保健委員会を中心に、生徒アンケートから健康課題を把握、生徒への啓発活動が展開されていました。</p> <p>② 学校では体育の学習や業間休み、体育的行事、中学校での部活動を含めた教育活動の中で積極的に運動を取り入れ、体力の向上を図りました。昼休みを通常より長い時間で設定した「ゆう遊タイム」の実践により、休み時間の外遊びを充実させ、体力の向上を継続して進めることができました。</p> <p>○ 体力テストA+Bの達成率の推移 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守谷市</td> <td>52.8</td> <td>—</td> <td>46.9</td> <td>59.5</td> <td>—</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>49.2</td> <td>—</td> <td>44.8</td> <td>60.0</td> <td>—</td> <td>52.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A+B=体力テスト5段階評価A～Eの内、上位2段階の評価</p>	区分	小学校			中学校			R1	R2	R3	R1	R2	R3	守谷市	52.8	—	46.9	59.5	—	57.0	県平均	49.2	—	44.8	60.0	—	52.9
区分	小学校			中学校																								
	R1	R2	R3	R1	R2	R3																						
守谷市	52.8	—	46.9	59.5	—	57.0																						
県平均	49.2	—	44.8	60.0	—	52.9																						
今後の課題と対応の方向性	<p>① 感染症対策等の制約のある中ですが、児童生徒の体力向上を図るため、全教育活動の中で運動を取り入れる機会を多く設定し、今後も体力の向上を目指します。また、学校における食育指導の</p>																											

今後の課題と対応の方向性	<p>みならず、家庭と連携した食育指導についても充実を図ります。</p> <p>② 守谷型カリ・マネを生かした段階的な部活動改革によって、下校時間を早めるとともに、効率的に練習時間を確保することができるようにします。今後も、部活動指導員の積極的な導入や適切な活動時間を確保し、中学生の心身の健康増進を図ります。</p>
--------------	---

#### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* 少子化で児童同士が思いきり遊ぶ機会が少なくなっている。ロング昼休みは素晴らしく、ケガ等も含めて遊びの中から学んで欲しいと思う。
- \* 保健委員会等生徒主体の活動が素晴らしい。今後も生徒発信で、課題解決に向けた取組を行い、効果が表れると良い。
- \* 食育は家庭にあると思う。学校側があまりにも何から何まで皆追い込んだのでは、先生方の負担も大変である。家庭教育学級や学級通信等を活用してほしい。

#### 〔4〕ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）

未来の創り手となる子どもたちには、新しい時代に対応した教育が必要です。近年顕著となってきている知識・情報・技術を巡る加速度的な社会変化にも対応することができる資質や能力を高めます。

項目	1 国際化、情報化等の新しい時代に対応した教育を実施します
目標・取組概要	<p>子どもたちが急速なグローバル化や情報化においても、自らの力で将来を切りひらいていくために、必要な外国語教育・情報教育・環境教育・キャリア教育等の充実を図ります。</p> <p>① キャリア教育の充実</p> <p>② ALT（外国語指導助手）の活用・英語検定料の活用</p> <p>③ 教職員の ICT(*4)機器を使った指導力の向上</p>
自己評価	<p>① 発達段階に応じた組織的、系統的なキャリア教育を推進しています。今年度は職場体験学習を実施できませんでしたが、各学校が特色ある取組を実施しました。守谷中学校では昨年度同様、2年生がオンラインによる企業訪問を実施しました。また、御所ヶ丘中学校区では、キャリア教育を校区で研究しようと、つながりのあるキャリア教育を進めています。各学校とも創意工夫ある取組を行い、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、体験報告会を通して情報活用能力・表現力を養うことができました。</p> <p>② 平成13年度から全小中学校にALTを配置し、小学校1年生からALTによる外国語教育を実施しています。令和2年度から、大規模小学校2校及び中学校4校には、2人のALTを配置（全19名）し、小学校の全ての外国語に係る授業にALTが参加しました。授業だけでなく日常生活においてもALTを積極的に活用し、外国語に触れる場面を多く設け充実した活動が展開されています。また、守谷市独自で7月と12月の2回、イングリッシュ・キャンプをオンラインで実施しました。小学5、6年生、中学1、2年生が意欲的に参</p>

自己評価

加していました。さらに、小学校高学年の外国語の学習の教科化に伴い、教職員の英語力及び指導力向上を目的とした校内研修を、各小学校の ALT と協働で実施しました。市内小中学生の学習意欲の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした実用英語技能検定の補助は、558 名の児童生徒の保護者に検定料の 1/2 の助成を行いました。

また、中学 2 年生でオンラインでの英会話 (DMM) を実施しました。生徒は、自分のできる範囲で英会話を楽しむことができました。

○ 意識調査「ALT と話したり活動したりすることは楽しい」と答えた小学生 (抽出) の割合・・・92.1%

○ 英検 3 級以上を取得した中学 3 年生の割合 (%)

	H30	R1	R2	R3
守谷市	51.0	55.5	47.9	53.1
茨城県	27.9	29.4	38.6	—
全 国	23.9	25.1	—	27.2

③ 今年度は、1 人 1 台端末の整備が完了し、授業や家庭学習における本格的な活用がスタートしました。増員した ICT 支援員や GIGA スクールサポーターは、学校との連携を密にしながら、プログラミング(\*5)教育やタブレットを活用した授業支援、教職員の情報活用能力の育成に貢献しました。



▲ ICT 支援員の活用



▲ ALT の活用

今後の課題と対応の方向性

① 「職場体験学習」は、望ましい職業観や勤労観を育成するのに大いに役立つ一方で、新型コロナウイルス感染症対策により、さらに事業所確保が難しくなりました。商工会やライオンズクラブ等に働き掛けを行い、事業所の確保に努めます。また、児童生徒の成長段階に即した一貫したキャリア教育の充実に努めます。

② 新学習指導要領の全面实施に伴い、児童生徒自身が自分の気持ちや考えを表現し合う言語活動がより重視されています。グローバル化に対応できる英語力を身に付けるため、ALT を効果的に活用しながら、実践的なコミュニケーション能力の育成を推進していきます。

③ 児童生徒の情報活用能力を育成すべく、プログラミング教育を中核とした守谷市独自の情報教育総合プラン MORI・TECH (守谷型エドテック(\*6)) を推進していきます。また、市全体で情報モラル

	教育、情報リテラシー教育の計画的な取組を実施していきます。教員のニーズに合わせて、授業力向上のための ICT 活用研修を推進していきます。
--	---

#### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* リモート授業が充実したのは良かった。個別の課題については、今後、改善して欲しい。
  - \* 英語を小学1年生から学べる環境が素晴らしい。1年生の活動している表情がよい。
  - \* 英語に親しむ機会を増やすとともに中学校との連携を充実し、英語の円滑な接続を期待する。
  - \* 英語専科、ALT による学習は、英語力の向上に、また、世界共通語としての基礎学力を一層深め、延いては国際理解や積極性を養うグローバル人材を育てる礎になると考える。児童数によっては、ALT の増員も必要だと考える。
  - \* 英語教育は、これからますます重要になる。英検にこだわらず英語科の先生を中心に頑張っていたきたい。
  - \* 教員の ICT 活用指導力の向上を図る研修は大切である。そのための時間的余裕が取れればと思う。
  - \* DMM 英会話や英語クラブ等、英語の学習活動に力を入れていることが分かった。
- \*4 ICT・・・「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、パソコンやスマートフォン、タブレット、電子黒板など、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。
- \*5 プログラミング・・・自分が意図する動きを実現するために、コンピュータに指示を与えることをプログラミングと言います。例えば、スマートフォンで使われているアプリなども、プログラミング(例:メールを読んだら既読にするという動きをコンピュータに指示(プログラム)する)により作られたものです。
- \*6 エドテック・・・EdTech(エドテック)とは Education(教育)と Technology(科学技術)を組み合わせた造語です。教育分野においても、コンピュータに代表される科学技術を駆使して、学習や教育環境を劇的に変革(イノベーション)しようとする取組です。インターネットを介することで、広い世界での双方向でのコミュニケーションがより可能となったり、教師の業務の効率化が図られたりする等の大きな期待が寄せられています。

#### [5] パートナーシッププラン(開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携)

児童生徒にとって、学校・家庭・地域は大切な学びの空間です。それぞれの独自性を生かしながら連携していくことが望まれています。

学校は、積極的に情報を公開することで、信頼される学校づくりを進めるとともに、家庭・地域と連携し、一体となって子どもたちを育てる教育のシステムづくりを推進します。

項目	1 保護者や地域住民との連携が図られた学校を目指します
目標・取組概要	<p>学校、家庭、地域社会が一体となった教育の充実のために、地域の方々とともに児童生徒を育成する開かれた学校づくりに努めます。</p> <p>① 地域社会への授業公開と積極的情報発信</p> <p>② 地域人材の教育活動における有効活用</p>
自己評価	<p>① 家庭や地域社会への情報発信として、各学校のホームページが毎日更新され、特に保護者から評価を得ています。オンラインを活用して児童生徒の様子を家庭に伝える取組が、各校で行われました。文化祭や合唱コンクールを限定公開したり、PTA 総会をオンラインで決議を行ったりといった、創意工夫ある取組が展開さ</p>

	<p>れました。</p> <p>② 地域人材の活用については、学校単位でスクールサポーターや学校支援ボランティアが組織され、登下校の安全指導や学習のサポートにも積極的に参加してもらい、効果が上がっています。新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、対面で地域の方々が学習内容に応じてゲストティーチャー(*7)として授業を行う機会は少なくなっています。</p>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>今後、更にオンラインを活用した情報発信を進めていきます。各学校では地域社会への情報発信を行うためのホームページと保護者との情報共有を目的としたポータルサイトの併用を行うことにより、個人情報保護への配慮をした上での開かれた学校づくりに努めます。</p> <p>ICTを効果的に活用して、スクールサポーターや学校支援ボランティア等の協力がより参加しやすい環境及び運営できる組織づくりを促進します。また、一人で登下校する児童生徒の安全確保が課題となっており、各地区のまちづくり協議会との連携も併せて、今後より一層、地域の方々の協力とともに児童生徒の安全確保に努めます。</p>

#### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* 学校ホームページを閲覧しているが、毎日のように更新され、外部の人間でも学校の様子がよく分かり楽しい。
  - \* ボランティアに登録しているが、学校内の行事や注意事項等を知ることができ役立っている。
  - \* コロナ禍で多くの活動が制限され難しいと思うが、学校側からのより一層の情報発信を期待する。
  - \* ゲストティーチャーや地域人材を生かした学習活動をこれからも続けてほしい。
  - \* コロナ禍で、児童の様子を直接知る機会が減ってしまったのが残念である。
- \*7 ゲストティーチャー・・・学校に招き、授業を行っていただく学校以外の団体や、地域住民の方々を呼ぶ総称です。小学校の授業において、昔の遊びを伝承したり、田植えの技能を指導したりする地域住民の方々や、キャリア教育の一環として、プロフェッショナルな職業について講義をする諸団体の方々等、ゲストティーチャーの活用は多岐にわたっています。

#### 4 学校教育改革プラン

G I G Aスクール構想によるICT教育の更なる推進と、児童生徒一人ひとりに寄り添った充実した心の教育を実施することで、児童生徒の学力向上と安心安全を守り、さらには教職員の働き方改革につなげていきます。

##### 〔1〕守谷型G I G Aスクール構想の推進（教育指導課）

項目	1 G I G Aスクール構想に基づくICT教育環境を整備します
<p>目標・取組概要</p>	<p>学校でのICTの更なる活用、授業改善による学力向上を図ります。オンラインを活用して学校と家庭をデジタル連携させます。また、児童生徒と向き合う時間を確保するための支援体制を整備します。</p> <p>① タブレット端末 (iPad) の配備</p> <p>② タブレット端末の持ち帰りのための</p>



	フィルタリング、スクリーンタイムの設定
自己評価	<p>① 令和4年2月上旬に、市内小中学校に iPad2,000台（全児童生徒数の3分の1）の配備を完了し、児童生徒1人1台の同一機種での端末環境が整いました。</p> <p>② コロナ禍における、学級閉鎖や学年閉鎖、ハイブリッド授業における家庭での安全なタブレット使用のために、全台のフィルタリング設定を2月までに終了しました。また、適切な使用時間での活用ができるように、フィルタリングと同様にスクリーンタイムの設定も1月までに終了しました。</p>
	 <p style="text-align: center;">▲活用の様子</p>
今後の課題と対応の方向性	<p>ア ガイドラインを作成し、タブレット持ち帰り申込で各家庭に、使用上の注意点を理解してもらい、紛失や破損、永久ロックなどの件数を減らします。</p> <p>イ 授業で使用する授業支援ソフトやドリル教材を新たに選考・導入します。</p> <p>ウ 教職員のICT指導力の向上を図るため、各種研修会の実施及びICT支援員等による授業支援を行います。</p> <p>エ 教育委員会に設けたICT教育を推進するための体制（ICT支援員の増員、GIGAスクールサポーターの導入）を充実させ、端末やネットワーク環境の管理運営、授業支援等を行います。</p>

#### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* オンライン授業は今後も必要だと思うので、改善を積み重ねてほしい。
- \* 新しい時代に対応した施策で、先生方も大変だと思う。いろいろな児童に対応した指導をお願いしたい。
- \* コロナ禍によって急速に進んだ1人1台端末による学習の効果をより良い結果につなげる工夫・指導が望まれる。
- \* デジタル社会は是非に関係なく進んでいくが、その中でもアナログ的なものを取り入れてもらいたい。子どもは五感を働かせることによって発育・成長していくが、現代の子どもたちはこの刺激が阻害されている。健全な心と体がうまく形成されていくか気掛かりである。

## 〔2〕教職員の働き方改革の推進

### ① 守谷型カリキュラム・マネジメント（教育指導課）

カリキュラム・マネジメントとは、「教育内容や時間の適切な配分、必要な人的、物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る」ことです。

項目	1 児童生徒及び教職員の日常の負担の平準化を図ります
<b>目標・取組概要</b>	<p>児童生徒及び教職員の双方における日常の負担の平準化により、児童生徒の学び（「主体的・対話的で深い学び」）の質の保障や、教職員の働き方改革による教材研究の充実・児童生徒と向き合う時間の確保につなげていきます。</p> <p>① 夏季休業中等の学校休業日を減らすことで授業時数を確保しつつ、週5時間授業の日を3日間にすることで、1日の学習にゆとりを持ち、児童生徒の学びの質を保障</p> <p>② 児童・生徒の安全・安心が不安視される中、帰宅時間の遅れを回避し、安全・安心を確保</p> <p>③ 教職員の働き方改革で、教材研究の充実や児童・生徒と向き合う時間を確保</p>
<b>自己評価</b>	<p>① 児童生徒は放課後に時間的ゆとりが生まれ、1日の授業内容を振り返る時間の確保ができた。教職員は、授業準備の時間の確保ができ、学びの質を向上することができました。</p> <p>② 明るいうちに下校することが可能であり、児童生徒の安心・安全を確保することができました。さらに中学校においては、今年度も市・学校の「部活動運営方針」と連動させ、適正な時間管理による効率的、効果的な部活動を実施することができました。</p> <p>③ 日常の負担を平準化する「週3日の5時間授業」を行うことで放課後に時間的なゆとりが生まれ、教材研究や児童・生徒への対応を的確に行うことができることを再認識することができました。</p>
<b>今後の課題と対応の方向性</b>	<p>① 生まれた時間をいかに有効活用し、教員一人ひとりの授業力向上につなげていくかは、さらに工夫や意識の改革が必要です。</p> <p>② 中学校において今後も効率的、効果的に部活動を実施するとともに、ゆとりができた時間の有効活用を推進していきたいと考えます。</p> <p>③ 昨年同様に中学校の教職員は小学校の教職員と比較し、守谷型カリ・マネの有効性について実感がしにくくなっています。放課後に部活動があることが大きな要因と考えられます。守谷型カリ・マネを活用した部活動改革を進め、中学校教職員に対する更なる支援を充実させる必要があります。</p>

#### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* 守谷型カリキュラム・マネジメントは子ども達もゆとりの時間を持てるため賛成だが、広報等で守谷型カリキュラムの移り変わりを地域に促し、多方面から子どもたちの安心安全を促す必要性を感じる。
- \* 子どもたちの生活にゆとりが生まれるシステムであり継続してほしい。

#### ② 学校法律相談（スクールロイヤー）制度（学校教育課）

市立小中学校の管理運営に関して発生する様々な事故や事件、事案について、専門知識を有する弁護士から指導・助言を受けることで、訴訟などの大きな事案に発展することを防ぐとともに、問題の早期解決に役立て、

教職員の負担軽減と安定した学校運営を図るため、令和2年度から制度を導入しています。

項目	1 教職員の負担軽減及び安定した学校運営を図ります								
目標・取組概要	<p>市顧問弁護士と委託契約し、学校で起きる様々な課題や問題等に対し、弁護士からメールや電話、面談等により適切な指導・助言を受けられる制度を運用しています。</p> <p>(業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校や市教育委員会からの法的相談への対応 メールや電話、面談等による指導・助言</li> <li>○面談への同席 相手方との面談時の同席</li> <li>○教職員向け校内研修会の実施</li> </ul>								
自己評価	<p>① 相談件数の実績 (単位：件)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>教育委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 教職員向け研修の実績</p> <p>校長会・教頭会の共催にて、令和4年2月にオンラインで「学校危機管理」をテーマとする合同研修会を実施。各校の事例や判例を題材に、弁護士から適切に対応するための指導・助言を受け、法的理解を深めることができました。</p>	総数	小学校	中学校	教育委員会	16	12	0	4
総数	小学校	中学校	教育委員会						
16	12	0	4						
今後の課題と対応の方向性	<p>学校現場では、いじめや不登校、事故など様々な課題や問題が生じています。子どもの最善の利益のために、また問題の未然防止・早期解決や教員の負担軽減のためにも、学校が、法的側面を踏まえた助言を受けることのできる当該制度は必要性が高いと考えます。</p>								

〈当該制度に対する学校からの意見（学校）〉

- \* 保護者を含め、価値観の多様化がみられる昨今、弁護士を活用した学校法律相談が日常的に可能だということは、大変心強い。
- \* 管理職以外の教職員も、学校法律相談制度を更によく理解し、活用したり研修したりする機会を持つことができると、保護者への対応等に生かすことができ、良いと思う。

〔3〕いじめ防止対策の推進（教育指導課）

全ての子どもたちはかけがえのない存在であり、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けても大切なことです。誰もが安心して生活できる場として、学校が子どもにとっての居場所となるように、いじめ防止の啓発及び子どもへの指導力向上を図るとともに、いじめへの適切かつ迅速な対応ができるよう体制を整備します。

項目	1 いじめの未然防止、早期発見、再発防止に向けて、迅速且つ組織的に対応します
	子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、い

<p>目標・取組 概要</p>	<p>じめの未然防止及び早期発見、組織的対応、再発防止に取り組むことができる体制を整備します。</p> <p>① 「いじめ認知報告」の作成及び守谷市教育委員会への毎月報告による連携した状況把握及び学校への指導助言</p> <p>② 全小中学校に設置する「いじめ対策本部」による「いじめ対策会議」の実施</p> <p>③ 「いじめをなくそう仲良し週間」の実施</p> <p>④ いじめに特化した「いじめ対策指導員」の配置</p>																		
<p>自己評価</p>	<p>① いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、些細な兆候の段階から認知に努めています。また、学校だけでなく、教育委員会でも各学校のいじめ認知を把握し、より複数の目でいじめの早期対応、組織的な措置を図っています。認知件数は年々増加傾向にあります。認知の方法として、どの学校も、子ども全員にいじめアンケートを実施し、その日のうちに該当する子どもへの働き掛けを行い、組織的に対応しています。また、苦痛を感じている子ども及びその保護者、関係する子ども等に寄り添い、解消に向けて取り組んでいます。</p> <p>② 認知報告を提出する前には、必ず各学校で「いじめ対策会議」を実施し、組織で内容や対応を共有します。会議録を必ず作成し、認知報告とともに教育委員会に提出し、組織的な対応を徹底しました。</p> <p>③ 「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、年2回(5月と9月)実施することにしました。5月の実施期間では、いじめ防止授業の実施、家族とのコミュニケーションを図るための「家守詩」を各校で取り組み、児童生徒自身がいじめのメカニズムを理解したり、家族との関係を考えたりする機会となりました。9月は、コロナ禍の中でオンライン授業となったため、実施できませんでした。</p> <div style="text-align: center;">  <p>▲いじめ防止授業の様子</p> </div> <p>④ 令和元年度から守谷市総合教育支援センターに「いじめ対策指導員」を1名配置し、各学校の「いじめ対策会議」に助言者として出席し、会議内容について指導助言するとともに、教職員のいじめに係る意識の啓発及び研修を行いました。</p> <p>○ いじめ認知件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="552 1883 1370 2020"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>合計</th> <th>解消件数</th> <th>継続支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>147</td> <td>47</td> <td>194</td> <td>131</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>103</td> <td>41</td> <td>144</td> <td>91</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	合計	解消件数	継続支援	R1	147	47	194	131	63	R2	103	41	144	91	53
	小学校	中学校	合計	解消件数	継続支援														
R1	147	47	194	131	63														
R2	103	41	144	91	53														

	R3	161	55	216	118	98
自己評価	<p>(*) いじめが「解消している」状態とは いじめが解消していると認定するには、「いじめの防止等のための基本的な方針」では少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると示されています。本市でもこの方針に基づき、毎月行われる各校の「いじめ対策会議」において確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。</li> <li>○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</li> </ul>					
今後の課題と対応の方向性	<p>各校とも「いじめ認知」件数が増加しています。「いじめ認知」に対して、被害者児童生徒に寄り添い、また、いじめへの適切かつ迅速な対応ができる体制の整備が進んだ結果と考えられます。また、今年度はコロナ禍の影響で、9月、2月とオンライン授業になり、児童生徒のコミュニケーションが減ったことにより、児童生徒が登校を再開した10月、3月にいじめの認知件数の報告が昨年度より増加しています。早期発見し対応した案件は、いじめの解消している状態に早期につながっています。ゆえに教職員のいじめ認知力の向上とともに、解消に向けた組織的な対応がより重要になってきています。認知された内容も多様化しているため、専門家の助言も得ながら、より一層、学校と家庭、関係機関が一体となって対応していきます。また、児童生徒自身が、いじめを理解し自分事として考える機会を設定し、自ら解決できる能力の育成に努めます。</p>					

〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* いじめについては、今後も児童の小さな変化やサインを見逃さずに、学校全体で適切に対応していただきたい。
- \* 「いじめ」の根絶はできないと言われるが、ハラスメントや家庭内暴力などの日常生活や学校生活の態度で教師が気付くことがあり、変化を見逃さず、早期発見し適切な問題解決を望む。
- \* いじめ予防授業を継続し自分を大切に、他人を認め思いやる人権教育を願う。
- \* いじめをなくそうという運動は、とても大切なことだが、今の子どもたちは、理屈はよく分かっているのだと思う。自分を愛して、何かを夢中になってやっている子は、いじめをしないのではないか。そのような中で、友達のいいところや自分のいいところについて意見を交流した道徳の実践は、とても大切な授業だと感じた。
- \* 「いじめをなくそう仲良し週間」等、いじめ撲滅に向けた取り組みを通して、今後もいじめの早期発見・早期解決につなげてほしい。
- \* いじめの把握についても、先生方がよく見ているからだと思う。どのように改善していくか、生徒と向き合う時間が必要だ。
- \* いじめは絶対にあってはならない。弱者に対してのいたわり等、教師側の心構えとして、日頃から正義感を徹底して育成すべきである。
- \* いじめ防止に関しては、早期発見、未然防止に努める事はもちろんのこと、小さなサインを見逃さないように関心を持つこと、特に一人親世帯の生徒に気を遣っていただきたい。

〔4〕 小学校教科担任制による授業充実（教育指導課）

<p>項 目</p>	<p>1 小学校高学年において、専門性を有する教職員が指導することで、授業の質を向上させ、学習意欲、学力の向上に結びつけます</p>
<p>目標・取組 概要</p>	<p>市内小学校 5、6 年生の児童を対象に市費で任用した専門性を有する教職員が教科指導（理科・音楽・図画工作）を行うことにより、授業の質を向上させ、児童の学習意欲の向上、学力向上を目指します。併せて、小学校高学年を担当する教職員を中心に働き方改革を進めます。</p> <p>① 専門性を有する教職員が指導することにより、主体的・対話的で深い学びを実現</p> <p>② 教科担任制を導入することで、学級担任の空き時間を確保し、教材研究をする時間を確保</p> <p>③ 専門性を有する教職員を市で勤務させることで、教員不足という課題を回避</p>
<p>自己評価</p>	<p>① 小学校高学年においては、専門性を有する教職員が指導に当たることにより、児童の興味・関心をより引き出すことができました。専門的な内容を小学生向けにアレンジをして、科学や芸術に対する新しい見方、考え方を深めることができました。</p> <p>児童に対して、「市費負担教科担任の授業が楽しく、分かりやすいと感じている」というアンケートを実施したところ、94.2%の児童が「とても分かりやすい、または分かりやすい」と回答しています。</p> <p>② 教科担任制を導入することで、各担任は理科 3 時間分、音楽と図画工作、合計で 3 時間、計週 6 時間分の空き時間を確保することができます。この時間を活用し、他教科の授業準備や教材研究を行うなど、今までは放課後に行っていた業務を勤務時間内に行うことができるようになりました。</p> <p>これは物理的な負担を減らすだけでなく、教員の精神的な負担も大きく軽減することができました。</p> <p>③ 教員の働き方改革の観点から文部科学省も小学校における教科専科の導入を推進していますが、人的確保が難しい市町村が少なくありません。本市においては市費で教科専科の教員を雇用しているため、安定的に配置することができ、専門的な教育を行うことができています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>▲教科専科教員の授業</p> </div>

<b>今後の課題と 対応の方向性</b>	今後も専門性を有する教職員が指導することで、授業の質を維持し、科学や芸術に対する学習意欲、学力の向上に繋げていきます。そのためには、確実な教員の確保に向けて、制度の利点について広く周知し、欠員が生じないようにしていく必要があります。
--------------------------	--

### 〈外部の方々からいただいた意見（学校運営協力員）〉

- \* 専科教員の授業は、児童も肯定的で、教師の働き方改革にもつながり、基礎学力とともに表現力向上を望む。
- \* きめ細かい指導の継続をお願いしたい。嫌いな教科が少なくなるよう指導をしてほしい。

### ◇学校教育課・教育指導課事業に対する点検評価委員の意見

#### 1 教育環境の整備・充実

- ・令和3年度は市内5か所の小中学校の校舎増改築を進めているが、児童生徒にとって良好な学習環境が整備されていることは安全安心の第一歩であり、極めて重要である。
- ・小中学校は校舎の老朽化に対応した大規模改修と、児童生徒数増加に対応した増改築と、両方の対応が課題である。コスト縮減や予算の平準化の視点も加え、学校施設の機能維持・教育環境の充実が計画的に進められていることを評価する。
- ・小中学校の整備計画は市の人口動態にも大きく影響を受けると考える。「子育て王国」として子ども達の充実した教育環境を整えられるよう、今後も守谷市の人口動態を見据えた整備計画を希望する。

#### 2 登下校時の安全確保・不審者対応

- ・通学路危険箇所の合同点検が行われ、対策必要箇所24か所中20か所で迅速に安全対策が講じられたことを高く評価する。残りの4か所についても早期に整備を進め、登下校時の児童生徒の安全確保に努めてほしい。
- ・市内各小中学校に配備されている青色防犯パトロール車（全13台）が買い替えられたことを評価する。登下校時の安全確保や地域の防犯対策などの観点から「公用車」が各学校に配備されていることは非常に良いことである。今後も防災・防犯のため効果的な活用を推進してほしい。
- ・通学路の合同点検や通学補助員の体制強化・青色防犯パトロール車の更新等、登下校時の安全確保について前向きに取り組まれていることを評価する。
- ・「通学路を抜け道として自動車スピードを出して危険」との意見があるが、速度抑制効果が見込まれる「ハンプ」（道路に低い段差を設ける）の導入などを今後検討しても良いのではないか。
- ・児童引渡し訓練が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため昨年度に続き今年度も中止となったことは、致し方ない部分もあるが、実施できない期間が長引くとノウハウも途絶えてしまう恐れがある。ウィズコロナ時代の引渡し方法が確立されることも含めて来年度に期待したい。

### 3 学校教育プラン

#### (1) ステップアッププラン（確かな学力の育成）

- ・令和3年度もコロナ禍による臨時休業等の措置（9月、2月）がとられたが、「双方向のオンライン授業」を始めとして、各校が創意工夫を凝らした授業実践を行うことができた。令和2年度の経験を生かして、平時の授業環境に近づけたきめ細かな学習指導が行われたことを評価したい。今後も「一人1台端末」を効果的に活用した学び等を取り入れながら、多様な学習形態に対応した授業改善を進めていただきたい。
- ・コロナ禍での臨時休校や授業時間短縮にもかかわらず、オンライン授業も実施しながら基礎・基本の定着に務めた結果、全学年で県学力診断テストの正答率が県の平均を上回ったことは高く評価できる。
- ・特に中学校の学診結果が、大きく県平均を上回っていることは驚きに値する。守谷市の教育結果の表れであり、成長してどのような社会貢献をしているか知りたいと思う。
- ・外部意見にも言語力の大切さが上がっている。ぜひ、守谷市で配付している辞書の活用と効果を広めると良いと思う。
- ・サタデー学習支援教室が、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施が見送りとされたことは、やむを得ないことであるが、この事業は学習したくても平日なかなか時間が取れない児童達への貴重な学習機会提供の場である。「With コロナ」時代に適応した形で復活されることを希望する。

#### (2) ハートフォーヒューマンプラン（豊かな心をはぐくむ教育の推進）

- ・「いじめをなくそう 仲良し週間」を設定し、「いじめ防止授業」「いじめ防止集会」を各小中学校で実践したり、親子で連歌を詠む「家守詩（やもりうた）」の実践が授業の一環で行われたりするなど、規範意識や道徳性を高める心の教育が市内全域で実践されたことを評価する。
- ・「一茶子育て川柳」として、市内住民からも募集すれば、道徳心だけでなく、一茶と西林寺との関係など歴史や文化財にも意識が高まると思う。
- ・いじめ対応の研修が進められていることは、いじめ減少とともにいじめを出さないことにつながる。
- ・各小中学校での工夫を凝らした「いじめ防止授業」や道徳教育の展開、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置など、児童の心や行動の問題に対するきめの細かい対応がなされていることを評価する。
- ・令和4年度から市内中学校に「校内フリースペース」を設置し、支援要員による不登校生徒支援を始める予定とのことであり、不登校問題への対応として期待する。

### (3) ヘルス&フィジカルプラン（健康と体力をはぐくむ教育の推進）

- ・体力向上をねらいとした「ゆう遊タイム」の実践は、昼休みを通常より長い時間で設定し、休み時間の外遊びを奨励した素晴らしい実践である。遊びの中で体力の向上を図り、人間関係の育成を図っていくことは非常に重要である。今後も市内の小学校へ広まっていくことを期待したい。
- ・子どもたちにとって遊ぶ時間は、有意義である。ストレスの発散だけでなく、友達関係づくりにも不可欠である。体育の授業だけでなく、遊ぶ時間で体を動かすように奨励してほしい。
- ・食育については栄養教諭による授業のほか、実際に児童が家庭で調理して結果をレポートにまとめるなど、自分で作って食べることで食への興味と関心を育てていることを評価したい。
- ・体力の低下については、長引くコロナ禍にあって外で運動する機会が減少しているせいもあるが、それ以外にもボール遊びができる公園の減少や児童が外遊びする時間の減少（塾や習い事等による）、遊び内容の変化（ゲーム等）も原因と考えられる。学校側も、ロング昼休みを設けるなど体力向上のために工夫している点は評価するが、この問題は学校だけでなく公園設備を管理する市や家庭それぞれが考え、対策を講じられることを希望する。

### (4) ニュージェネレーションプラン（新しい時代に対応した教育の推進）

- ・児童生徒全員がタブレットを所有し、サポート体制も整っていることは素晴らしい。
- ・市からの英語検定料の助成はとても良い施策である。ぜひ、漢字検定や数学検定にも助成枠を広げてほしい。
- ・キャリア教育としての「職場体験学習」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業所確保が困難な中オンラインによる企業訪問を実施するなど、工夫されている点が評価できる。
- ・ALTによる外国語教育については「ALTと話したり活動したりすることが楽しい」と答えた小学生（抽出）が92.1%に上るなど、児童の外国語への興味を引き出している。他にもオンライン英会話や英語検定料の助成等、外国語教育への積極的な取組がなされていることを評価する。
- ・ICT機器を使った教職員の指導力向上については、端末の一人1台整備が完了し、ICT支援員やGIGAスクールサポーターによる支援を受け、確実に向上しつつあると評価するが、現状はまだ教職員の個人差が大きいと思われるため、ICTが苦手な教職員に対するフォローを確実に実施されることを希望する。

### (5) パートナーシッププラン（開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）

- ・子どもたちのために力になりたいという方々は多いと思う。様々な形で支援できるようなボランティア体制づくりが、一層進められることを願う。

- ・学校ホームページやメール配信による情報発信が積極的にとられていることを評価する。
- ・ゲストティーチャーについては、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により、機会が減少してしまっていることは残念であるが、来年度以降に期待したい。

#### 4 学校教育改革プラン

##### (1) 守谷型GIGAスクール構想の推進

- ・全員がタブレットを所有し、自主学習に活用できることはとても良い。適切なコンテンツの紹介とともに、費用対効果の検証も進められると良いと思う。
- ・パソコンの活用と視力低下が言われるが、その検証と対応も必要になってくると思う。
- ・一人1台端末が配備され、教室においても電子黒板が配備されるなどハード面ではかなり充実してきていると評価する。家庭への配布資料も Google ドキュメント等を活用している。今後は、教科書や教材等も紙ではなく電子主体となれば荷物が軽くなり、児童の負担も軽減されると思われるので、積極的に検討されることを期待する。

##### (2) 教職員の働き方改革推進

- ・部活動担当の対応が進められていることは、中学校職員にとって効果がある。守谷型カリ・マネにより、各種大会で成果を出していることにも感動する。
- ・複雑化・多様化する様々な問題に対して、教職員だけで対応することは困難であり、教職員が直面する問題に、「法的根拠」を明らかにしながら対応していくことは学校運営には欠かせない。学校では教育活動に自信を持って安心して取り組めると思う。弁護士（スクールロイヤー）に相談できる制度は児童・保護者・学校教職員全員に対して有効な制度であると評価する。スクールロイヤー制度の充実を今後とも期待したい。

##### (3) いじめ防止対策の推進

- ・いじめの未然防止、早期発見、再発防止に向けた取組に、外部の方々（学校運営協力員）から数多くの御意見をいただいている。教職員のいじめ認知力の向上や解消に向けた組織的な対応を期待したい。
- ・積極的ないじめ防止対策が、守谷市の児童生徒にとって安全安心の基盤となっている。不安を抱えて学校に通うことがないように、常に考えたい部分である。
- ・いじめ認知件数が小中ともに昨年度より増加しているのは、いじめの兆候を見逃さずに検知し、またスクールロイヤーも含めて相談しやすい環境が整備されてきたことが要因として大きいと考えられるが、時期的にオンライン授業から登校が再開された10月と3月に増加が顕著であることを踏まえると、コロナ禍の影響が児童達の心理面に及んでいるとも考えられる。今後は、児童の心のケアといった方面にも注意が必要である。

#### (4) 小学校教科担任制による授業充実

- ・専門性の高い科目に教科担任制を導入したことは、授業の質の向上と教職員の働き方改革の双方への効果が高い。児童達からの評判も良く、高く評価できる。
- ・専門性の高い教師による教科担任制は効果も上げており、中学校への接続部分でも有効である。守谷市独自で人的確保を図っていることも、注目に値する。
- ・今後はプログラミング教育等、より専門性の高い教科も増えていくので、必要な教科担任が適切に配置されるよう、計画的な雇用の実施を希望する。

議案	頁数
42号	34

## II 給食センター事業（学校給食センター）

学校給食については、学校給食法で定める次の7つの目標を視点とし、点検・評価を行いました。

### 【学校給食法で定める7つの目標】

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

項目	1 正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食のあり方について教育の一環として給食を実施します
目標・取組概要	<p>① 正しい食習慣や旬の地場産物、食事のあいさつなどについて、給食を通して学べるよう食育を推進します。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため学校が休業又は再開する際は、学校再開における給食の欠食をなくすとともに、食品ロスを抑えるよう努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">給食費の徴収は、学校と連携して徴収率の向上に努めます。</p> <p>③ 安全・安心で安定した学校給食を提供します。また、各学校の給食主任による献立会議を開催し、児童生徒の意見が尊重されるよう献立を作成します。</p> <p>④ 食物アレルギーを有する児童生徒の対応については、給食センター、学校及び保護者で情報の共有を図ります。</p>
自己評価	<p>① 食材の栄養、献立の内容、郷土食などを紹介した「栄養指導資料」を各学校に配布(年10回)や、献立表や食と健康についてなどを説明した「給食だより」を市ホームページに掲載(年10回)することを継続して取り組むことができました。</p> <p style="padding-left: 2em;">食前・食後のあいさつについては、飛沫感染防止策を講じながら指導を行いました。</p> <p>＜給食の実施状況＞（学校臨時休業による変更後の提供日数）          小学校 178日(当初予定203日)、中学校 179日(当初予定204日)          ※令和4年3月現在提供数 1日当たり約6,625食(令和3年3月現在1日当たり6,558食)</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、8月25日から学校が休業となり、10月4日から給食を再開した際は、学校関係主管課や</p>

<p>自己評価</p>	<p>献立を作成する栄養教諭等と情報を共有し、工夫をすることで食品ロスを抑えることができました。</p> <p>給食費の徴収については、学校と給食センターが連携して未納削減に取り組んでいます。</p> <p>＜給食費収納率(現年度分)＞      令和3年度 99.89%(13校中10校100%)      ※令和2年度 99.91%(13校中10校100%)</p> <p>③ 献立と本日の給食の写真を市ホームページに掲載し、給食に関する情報提供に努めました。献立は各学校の給食主任による献立会議を開催して各校の意見を取り入れたり、地元産食材の利用や他県の郷土料理の紹介などにも取り組みました。</p> <p>また、新型コロナウイルスで影響を受けている水産事業者を支援する事業を活用した給食(いわしの生姜煮)を提供しました。</p> <p>放射性物質検査については、調理した献立(2献立)を検査し、検査結果を毎日市ホームページに掲載して、給食の安全性について情報提供を図ることができました。</p> <p>＜茨城を食べようウィーク献立＞</p>  <p>▲豚肉とセロリのケチャップ炒め、ツナサラダ、春色のチャウダー、米パン、牛乳</p> <p>＜ありがとう給食センター献立＞</p>  <p>▲ワカサギの唐揚げ、豚肉と大根の甘辛煮、鳥鍋汁、味噌海苔(こじゆけのイラストと38年間ありがとうの文字入り)、ご飯、牛乳</p>
<p>自己評価</p>	<p>④ 食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、保護者、学校及び給食センターが情報を共有し、食物アレルギーによる事故防止に努めました(事故発生なし)。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に献立明細等を配布し、保護者から給食の喫食を判断するための「給食確認票」の提出を受け、情報の共有を図りました。</li> <li>・2献立制を活用して、希望により他の献立と変更するなど、できるだけ給食を食べられるように努めました。</li> </ul>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>① 栄養教諭による指導の機会を充実させ、法律で定める学校給食の目標が達成されるよう引き続き取り組んでいきます。</p> <p>② 給食費の改定については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢等も踏まえて検討をします。</p> <p>③ 新しい給食センターでは小学生2ブロック、中学生1ブロックの献立</p>

	<p>にし、発達段階に合わせた給食が提供できるよう取り組んでいきます。新給食センターを令和4年4月から稼働できるよう、建替え工事を進めます。</p> <p>④ 食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、引き続き給食センター、学校、保護者の3者が情報共有しながら適切に対応していきます。</p>
--	--

項目	2 学校給食を安全・安定して供給するため、徹底した衛生管理を行います
目標・取組概要	<p>① 安全・安心で安定した学校給食の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調理場内のドライ運用(*8)や、手洗い、調理用具の消毒を徹底し、食中毒の防止に努めます。</li> <li>● 自己健康及び自己衛生管理表、衛生管理チェック票、作業工程表の確認を毎日行い、調理業務従事者に対する衛生管理の徹底を図ります。</li> <li>● 施設内の害虫防除を行うとともに、上・下水道水質検査、食品衛生検査等を行い、食中毒防止に努めます。</li> </ul> <p>② 設備を定期的に保守点検し、不具合箇所を早めに発見して対処していくことで、安定した給食の提供を図ります。</p>
自己評価	<p>① 衛生管理マニュアルを徹底するとともに、施設の定期的な点検(水質検査・食品衛生検査等)を行い、食中毒等の事故はありませんでした。</p> <p>② 調理機器等のメンテナンスを定期的に行っているため、設備の老朽化等による不具合が発生した場合においても、停止するような事故等はなく、給食を安定して供給することができました。</p>
今後の課題と対応の方向性	<p>新給食センターが稼働となる令和4年度からは、これまでの2献立から3献立となり、献立作成や発注業務が複雑となることから、新しく導入した献立作成システムを有効に活用し、安定した給食の提供に努めます。</p> <p>また、令和4年度からは食器の数が増えることにより、配送の回数や配膳の準備が大きく変わることから、配送時間や学校施設の受入体制などが混乱なくスムーズに行えるよう準備を進めます。</p>

\*8 ドライ運用・・・床を乾かした状態で使用することです。

項目	3 安定した施設の運営を図るため、改築事業に取り組みます
目標・取組概要	<p>現在の学校給食センター施設は昭和59年に共用開始された施設であり、老朽化が進んでいます。今後約40年間、安定して児童生徒に給食を供給し、学校給食衛生管理基準に適合した衛生的で安全な調理環境を確保するため、調理能力8,000食規模の施設の令和4年4月供用開始を目標に、施設の整備や調理、配送、配膳等関係者と連携してスムーズに新給食センターの運営に移行できるよう準備を進めます。</p> <p>スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 用地取得 契約締結 設計</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 設計(継続)、建設工事</li> <li>・令和3年度 建設工事(継続) 既存給食センターでの給食提供終了後、調理機器の移設等引っ越し作業 調理・配送リハーサル</li> <li>・令和4年度予定 供用開始、旧施設撤去</li> </ul>
自己評価	<p>給食センター棟を竣工し、調理や配送のリハーサルに着手できた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲給食センター竣工記念式典</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲新しい調理機器</p> </div> </div>
今後の課題と対応の方向性	施設の安定した運営を図れるよう、メンテナンス等の契約や計画作りが必要です。

◇外部の方々からいただいた意見（給食センター運営委員会委員）

- \* コロナ禍で、給食のありがたみを改めて感じた。
- \* 給食費が上がることより、物価が上がっておかずが少なくなってしまう方がもっと困る。

◇学校給食センター事業に対する点検評価委員の意見

- ・令和3年度は、新設される給食センター稼働へ向けて様々な準備が行われ、予算が適正に執行されていた。
- ・新型施設の給食センターで、安全安心を図った給食の提供はとても素晴らしい。
- ・守谷市の給食は、薄味で健康に良いと思う。関係課と連携して、食の大切さや健康のための給食のあり方をもっとアピールしても良いと思う。
- ・給食については、栄養のバランスやアレルギーに配慮するだけでなく、地元茨城県の農作物や特産品を活用したメニューづくりなど、積極的に食育に取り組んでいることが高く評価できる。令和4年度からは新しい給食センターも稼働開始することから、より充実したメニューとなることを期待する。
- ・一方、コロナ禍における休校期間中に給食がなくなることで、貧困や虐待・ネグレクト等により日々の食事に困窮する児童にとっては、文字どおり死活問題となってしまう。この問題については、学校だけでなく市全体として取り組むことを希望する。

## 〈社会教育（生涯学習）分野〉

社会教育（生涯学習）分野については、大きく生涯学習事業と図書館事業に分けて点検・評価しました。

### I 生涯学習事業（生涯学習課）

#### 1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供

市民が生涯学習に自発的に参加できるように、学習の機会・場を提供します。

項 目	1 多様な学習機会の提供に努めます															
目標・取組 概要	<p>公民館講座を中心に、多様な学習機会の提供、学習意欲の喚起を図り、市民の学習活動につながるきっかけづくりを進めます。</p> <p>※ 中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館の運営は、平成 24 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、第 3 期目です。（指定期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）</p> <p>① 公民館事業における学習機会、交流の場の提供</p> <p>② 人権啓発・人権教育の推進</p>															
自己評価	<p>① 公民館等施設の運営は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、茨城版コロナ Next の対策 Stage(*1)をもとに、市独自の施設利用対策指針を作成し、ステージの変化に応じて、各室、定員の 2 分の 1 の利用にするなど、制限をしながらの開館となりました。</p> <p>中央公民館ホールは、ガイドラインを改訂し、大声での歓声、声援等、近距離での会話を避けて利用することを前提に、全ての観客席を使用できるよう緩和しました。</p> <p><b>【参考】守谷市内施設利用の新型コロナウイルス感染症対策指針</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">Stage 4+</th> <th style="width: 15%;">Stage 4</th> <th style="width: 15%;">Stage 3</th> <th style="width: 15%;">Stage 2</th> <th style="width: 15%;">Stage 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">× 休館 ※市の業務のみ実施</td> <td>                     ○夜間利用の時間短縮                      ○定員の 1/2 以下の人数利用                      ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり）                      ○マスクの着用ができない活動等に自粛要請（状況に応じて禁止）                 </td> <td>                     ○通常開館                      ○定員の 1/2 以下の人数利用                      ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり）                      ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起（状況に応じて自粛要請）                 </td> <td>                     ○通常開館                      ○定員の 1/2 以下の人数利用                      ○高リスク者(*1)の利用に注意喚起                      ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起                 </td> <td>                     ○通常開館                      ○定員の 1/2 以下の人数利用（状況に応じて緩和の可能性あり）                      ○マスクの着用ができない活動等(*2)に注意喚起                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市内の感染状況により判断</td> <td colspan="3">                     緊急事態宣言発令・まん延防止等重点措置指定                      ○夜間利用の時間短縮                      ○1ステージ上の対応                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高リスク者：概ね 70 歳以上の高齢者、基礎疾患あり等の重症化リスクの高い方及び妊婦している方                      ※2 マスクができない活動等：感染拡大リスクが高いと考えられる活動の例                      ① マスクの着用ができない活動（吹矢、吹奏楽、オカリナ、ハーモニカ等）                      ② 大声の発生を伴う活動（合唱、カラオケ、民謡、箏鈴等）                      ③ 密着・密接が生じる活動（社交ダンス、フォークダンス、着付け等）                      ④ 飲食を伴う活動（料理教室、茶道等。料理のみの活動は利用可）</p> <p>公民館講座は、従来の対面式講座ができない中、ニーズが高く人気のある講座を、募集定員の縮小、時間制限等により実施したり、引き</p>	Stage 4+	Stage 4	Stage 3	Stage 2	Stage 1	× 休館 ※市の業務のみ実施	○夜間利用の時間短縮 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等に自粛要請（状況に応じて禁止）	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起（状況に応じて自粛要請）	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者(*1)の利用に注意喚起 ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用（状況に応じて緩和の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等(*2)に注意喚起	市内の感染状況により判断		緊急事態宣言発令・まん延防止等重点措置指定 ○夜間利用の時間短縮 ○1ステージ上の対応		
Stage 4+	Stage 4	Stage 3	Stage 2	Stage 1												
× 休館 ※市の業務のみ実施	○夜間利用の時間短縮 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等に自粛要請（状況に応じて禁止）	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者の利用に注意喚起（状況に応じて自粛要請の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起（状況に応じて自粛要請）	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用 ○高リスク者(*1)の利用に注意喚起 ○マスクの着用ができない活動等に注意喚起	○通常開館 ○定員の 1/2 以下の人数利用（状況に応じて緩和の可能性あり） ○マスクの着用ができない活動等(*2)に注意喚起												
市内の感染状況により判断		緊急事態宣言発令・まん延防止等重点措置指定 ○夜間利用の時間短縮 ○1ステージ上の対応														

<p>自己評価</p>	<p>続き、料理教室、音楽コンサート、館内展示物の YouTube 配信、フェイスブックによる情報発信を行い、状況に応じた学びの機会を提供しました。講座参加者にアンケートを行った結果、満足度は高い傾向にありました。</p> <p>【参考】公民館講座に満足している参加者の割合</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> <tr> <td>96.1%</td> <td>95.9%</td> <td>96.7%</td> <td>96.8%</td> </tr> </table> <p>【参考】公民館利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>中央</th> <th>郷州</th> <th>高野</th> <th>北守谷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td rowspan="4">人</td> <td>70,355</td> <td>37,492</td> <td>49,226</td> <td>43,525</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>—</td> <td>40,014</td> <td>52,246</td> <td>49,632</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>22,589</td> <td>17,126</td> <td>19,234</td> <td>15,134</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>33,903</td> <td>24,254</td> <td>24,544</td> <td>21,033</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「人権啓発研修会」を開催し、社会教育委員や社会教育関係団体等に、人権問題に対する意識向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：令和 3 年 12 月 4 日(土)10:00～12:00</li> <li>・第 1 部：講演会：性的指向・性自認(性同一性)について</li> <li>・第 2 部：DVD 視聴：人権啓発ビデオ「ホーム」</li> </ul> <p>講演会では、LGBT の当事者である講師から、カミングアウト時のエピソードや傷ついた言葉などの苦悩を聞くことができ、人権意識を高めることができました。</p> <p>茨城県教育庁制作の人権問題啓発ビデオ「ホーム」を視聴し、部落差別への理解促進を図りました。</p>	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	96.1%	95.9%	96.7%	96.8%		単位	中央	郷州	高野	北守谷	H30	人	70,355	37,492	49,226	43,525	R1	—	40,014	52,246	49,632	R2	22,589	17,126	19,234	15,134	R3	33,903	24,254	24,544	21,033
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																	
96.1%	95.9%	96.7%	96.8%																																	
	単位	中央	郷州	高野	北守谷																															
H30	人	70,355	37,492	49,226	43,525																															
R1		—	40,014	52,246	49,632																															
R2		22,589	17,126	19,234	15,134																															
R3		33,903	24,254	24,544	21,033																															
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>公民館は、平日と比較すると、日曜日や祝日の空室が多い傾向にあります。中高生の学習室やテレワークスペースとして開放するなど、平日の日中とは異なるユーザーへの貸室提供を検討します。</p> <p>公民館講座は、人と人が出会う場でもあります。対面講座を実施しながら Zoom 配信をするなど、参加者が選択(ハイブリット型)可能な講座・講演会の開催を検討します。</p> <p>人権教育に関する事業は、多様な事業を展開することで、地域の様々な世代が集い、共に学び、人と人、人と団体などがつながって輪を広げていける可能性があります。子どもと高齢者の異世代交流や、障がいのある方との交流事業を通して、多様性を尊重する社会の実現を推進します。</p>																																			

〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* 木星、土星が見えたときは感動しました。大変貴重な体験をさせていただきました。先生の解説も分かりやすかったです。(公民館講座「秋の星空観察講座」参加者)
- \* 素敵な作品ができて楽しかった。単発の講座なので気軽に受講できてうれしいです。(公民館講座「七宝焼講座」参加者)
- \* 運動不足になる中、こういう講座があり、とてもありがたいです。(公民館講座「筋トレ&

ストレッチ」参加者)

- \* LGBT についての理解が深まった。LGBT の方がどのようなときに、どのような言葉で傷つくかなど、分かりやすくてとても良かった。(「人権啓発研修会」参加者)
- \* 生涯学習講座等、土日に参加できれば学習の機会が広がると思います。(市民アンケート:居住期間 10 年以上～20 年未満の市民)
- \* リニューアルした中央公民館にはサブネームを付けたら良いと思います。「公民館」では古臭く、スマートな守谷のイメージには合わないと思います。イメージアップにつながるステキな名称を公募してみてもいいかでしょうか？(市民アンケート:居住期間 20 年以上～30 年未満の市民)

\*1 茨城版コロナ Next の対策 Stage・・・茨城県の緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標。

項目	2 市民が安全で安心して生涯学習に親しめる環境の整備に努めます
目標・取組概要	市民にとって最も身近な学習拠点、地域の方々が交流する場である公民館等生涯学習施設の適切な維持管理により、良好な学習環境を確保します。
自己評価	<p>各公民館、もりや学びの里、守谷市民交流館(モリヤガーレ)、東板戸井集会所等施設の不良箇所の修繕を行い、快適な学習環境を提供しました。</p> <p>建築物の安全性や適法性を確保するため、各施設における施設・設備機能の法定点検を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、中央・郷州・高野・北守谷公民館でのオンライン講座の提供に加え、サークル活動でも活用が望まれていた Wi-Fi 環境の整備を行い、施設の利便性向上と市民が多様な手段で学習、交流活動等に取り組む環境の充実を図りました。</p> <p>利用者が安全に安心して学習、交流活動ができるよう、各公民館、もりや学びの里、守谷市民交流館に体温検知カメラとアルコールディスペンサーを設置しました。特に、中央公民館ホールでのコンサートや映画会など来場者が多いイベントで活用され、利用者からも好評です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>▲左から 中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館</p> </div>
今後の課題と対応の方向性	<p>生涯学習施設は、建築年数に応じて老朽化が進んでいます。計画的な調査・点検を行うとともに、施設の担うべき役割や利用状況を整理し、「守谷市公共施設等総合管理計画」及び「守谷市公民館個別施設計画」をもとに、維持管理や更新、集約化、長寿命化等を進めます。</p> <p>建築後 30 年を迎える郷州公民館は、これまでの対症療法的管理から予防的管理に転換し、長寿命化により維持管理費の縮減を図る必要があります。令和2年度に行った劣化度調査の結果を踏まえて、施設・設</p>

	備を竣工時の状態に戻すだけでなく、その機能や性能を、現在求められている水準にし、安心・安全な施設環境の確保、利用環境の質的向上を目指し、令和5年度から改修工事を実施できるよう令和4年度に実施設計を行います。
--	---

**〈外部の方々からいただいた意見（公民館利用者）〉**

- \* エレベーターがあるとシニアに優しい。エレベーターで荷物の搬入ができると良い。  
(郷州公民館利用者)
- \* コロナ禍で対応が大変だと思うが、感染防止対策がととてもよくできていて安心感がある。  
(中央公民館利用者)
- \* ネットで部屋の予約ができると良い。(中央・高野・北守谷公民館利用者)

項 目	3 子どもたちの健全育成と家庭教育の充実を図ります																		
目標・取組 概要	<p>子どもたちの豊かな心を育むため、学校・家庭・地域の連携により青少年健全育成と家庭教育に関する学習機会を提供し、充実を図ります。</p> <p>① 地域との連携による学校支援の推進 ② もりや学びリレーション(家庭教育講座・講演会)の開催 ③ 成人式の開催</p>																		
自己評価	<p>① 学校と地域が、それぞれが持つ教育機能を発揮するとともに、協力しながら地域の特色を生かし、地域全体で子どもたちの成長を支援するため、小中学校とまちづくり協議会が連携し、豊富な地域人材により子どもたちの学びを支える仕組みとして、「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク」(以下、「ボランティアバンク」)を設置しました。登録者を募り、令和4年度から本格的に活用を図ります。</p> <p><b>【参考】ボランティアバンク登録状況(令和3年1月現在)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">分類</th> <th style="width: 20%;">個人(人)</th> <th style="width: 20%;">団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業支援・協力等</td> <td>47</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>部活動指導補助(スポーツ)</td> <td>19</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>部活動指導補助(文化)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他(学校行事・環境整備等)</td> <td>23</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 「もりや学びリレーション」と題して家庭教育講座(年5回)・講演会を開催し、様々な手法で、保護者が家庭教育の重要性を認識する機会を提供しました。</p> <p>家庭教育講演会では、市のスクールソーシャルワーカーが、教育と福祉の両面から問題を抱える児童生徒に寄り添い、児童生徒や保護者にとって、時には厳しい助言や身体を張る覚悟で支援してきた実績から、子育てのアドバイスとアイデアを紹介しました。</p> <p>・開催日:令和3年11月27日(土)10:00~12:00 ・テーマ:幼児から青少年までの子どもたちとの関わり ~私が子育てをして思うこと~</p>	分類	個人(人)	団体	授業支援・協力等	47	38	部活動指導補助(スポーツ)	19	1	部活動指導補助(文化)	0	0	その他(学校行事・環境整備等)	23	7	合計	89	46
分類	個人(人)	団体																	
授業支援・協力等	47	38																	
部活動指導補助(スポーツ)	19	1																	
部活動指導補助(文化)	0	0																	
その他(学校行事・環境整備等)	23	7																	
合計	89	46																	

自己評価

③ 新成人者一人ひとりが、社会の一員として研鑽を積み、夢と希望を持って様々な場面で活躍することを願い、人生の節目となる成人式典を挙行し、新成人者を祝福しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マスク着用、検温や消毒に加え、ワクチン接種歴や検査結果確認、中学校区ごとの時間差受付などの対策を行った上で、式典の時間を短縮して実施しました。

新成人者の中から選ばれた運営協力員が企画・運営し、事前準備、当日の受付や司会進行、会場内の誘導なども新成人者自らが行いました。

・開催日：令和4年1月9日(日)13:00～14:00

・場所：常総運動公園総合体育館

・対象者数：734名(市内在住者694名、市外参加希望者40名)

【参考】成人式参加状況

	単位	H30	R1	R2	R3
参加者数	人	493	583	453	502
参加率	%	70.0	84.5	63.1	68.4

また、民法の一部改正による成年年齢引き下げ(18歳成人)後も、従来通り20歳の方を対象として成人式を実施することに伴い、式典の新名称を募集しました。



▲運営協力員



▲はたちの主張

今後の課題と対応の方向性

国は、新学習指導要領のポイントとなる「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、全ての公立学校において「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)(※2)」と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を目指しています。

その仕組みづくりの導入として、令和3年度に創設したボランティアバンクを推進し、各学校が積極的に活用できるようコーディネートします。

また、活用事例を「特色ある学校づくり」としてホームページで積極的に公開し、更なる地域住民の参画を促進します。

まちづくり協議会が、「地域学校協働本部(※3)」として、学校と地域の橋渡しの役割を担えるよう育成・支援に努めます。

家庭教育は、親子の信頼関係や人権感覚を身に付けるため、多様なプログラム設定、親子参加型講座の新設など、学習機会の充実に努めます。

### 〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* ボランティアバンクは良い仕組みなので、地域の皆さんがたくさん登録して、地域ぐるみで子どもたちを支援できると良いと思う。(ボランティアバンク登録者)
  - \* 講演を終えて、先生が席を立たれるときに椅子を直したり、マイクを直したりした姿から、日本代表活動でのチームスピリットが伝わってきました。(家庭教育講座「ジュニアアスリーの保護者に知っておいて欲しいこと」受講者)
  - \* 自分自身が子育てをしていたときのことを思い出し、講話の内容に心当たりがあったり、反省したりしながら拝聴しました。「子どもの話をきちんと聞く。」は、成人した我が子たちにも伝え、孫の成長を楽しみにしたいと思います。(家庭教育講演会受講者)
  - \* 無事に開催できて良かった。みんなに喜んでもらえて嬉しい。(成人式運営協力員)
- \*2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)・・・子どもたちのために学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
- \*3 地域学校協働本部・・・学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組み。

## 2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援

市民がスポーツに親しむ機会・場を提供します。

項目	1 市民の健康・体力づくりとスポーツ活動の推進に努めます												
目標・取組概要	<p>市民の健康増進と体力向上を図るため、スポーツ活動につながるきっかけづくりを行うとともに、自主的な活動を支援します。</p> <p>① 各種スポーツ大会の開催                      ② (一社)守谷市スポーツ協会の運営・活動支援                      ③ スポーツ少年団活動の支援                      ④ 学校体育施設(*4)の開放                      ⑤ 全国大会等出場奨励金の交付</p>												
自己評価	<p>① 各種スポーツ大会は、(一社)守谷市スポーツ協会(以下、「市スポーツ協会」と)との連携・協働により6種目(グラウンドゴルフ大会・バドミントン大会・バレーボール大会・テニス大会・ソフトボール大会・ソフトテニス大会)を開催しました。開会、閉会(表彰)を簡略化し、消毒、休息など新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながらスムーズな進行ができました。</p> <p>② 令和3年4月に法人化した、市スポーツ協会に市職員を派遣し、事務局運営の基盤整備を行いました。</p> <p>市スポーツ協会各専門部の更なる自主性・主体性の向上を目指し、大会・講習会等の事業実施を支援しました。</p> <p>市スポーツ協会は、専従職員1名の採用を決定し、令和4年度から更なる運営強化を図る体制を整えました。</p> <p>【参考】市スポーツ協会登録状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td>人</td> <td>1,794</td> <td>1,748</td> <td>1,484</td> <td>1,716</td> </tr> </tbody> </table>		単位	H30	R1	R2	R3	会員数	人	1,794	1,748	1,484	1,716
	単位	H30	R1	R2	R3								
会員数	人	1,794	1,748	1,484	1,716								

自己評価

③ スポーツ少年団への活動支援として、県大会以上の大会の遠征費助成を行いました。

守谷市スポーツ少年団本部は、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに、安全で効果的な活動を提供できる指導者・リーダーを育成するため、スタートコーチ養成講習会(\*5)への参加を促進し、指導者資格登録料等を支援しました。

【参考】スポーツ少年団登録状況

	単位	H30	R1	R2	R3
団員数	人	645	587	547	545

④ 学校体育施設開放事業は、茨城版コロナ Next の対策 Stage や中学校部活動の動向に鑑み、使用中止や活動制限期間を設けながらの開放になりましたが、利用者に、感染拡大防止対策の周知・徹底を図り、サークル、スポーツ少年団の活動拠点として、スポーツに親しむきっかけづくりと自主的な活動の場を提供しました。

また、貸出鍵の紛失リスクを回避するため、各施設にキーボックスを設置しました。

【参考】学校体育施設開放団体登録状況

	単位	H30	R1	R2	R3
団体数	団体	131	131	130	128

⑤ 全国大会等出場奨励事業は、地区予選等を経て、全国大会等に出場する市民に奨励金を交付しました。

【参考】スポーツ部門奨励金交付状況

	単位	H30	R1	R2	R3
全国大会	人	89	153	23	117
アジア大会		1	2	0	0
世界大会		3	7	0	2



▲市民バレーボール大会



▲市民グラウンドゴルフ大会

今後の課題と対応の方向性

市スポーツ協会の自立促進のため、運営が軌道に乗るよう収益事業を検討し、安定した自主財源の確保や、更なる運営基盤の強化を支援する必要があります。

スポーツ少年団は、地域社会の中で、スポーツを通して青少年の心と身体を育てる組織であるという理念を踏まえ、子どもたちが安全な活

<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>動を継続できるよう支援します。</p> <p>国は、令和5年度から令和7年度を改革集中期間とし、休日の中学校部活動を地域に移行する目標を掲げました。市においても、部活動の現状を把握し、検討する必要があります。</p> <p>先行して運動部活動の地域移行について、市スポーツ協会を主体に、学校及び教育委員会が連携して検討を進めます。</p> <p>学校体育施設開放事業は、体育館等の長寿命化改修により、年間を通して利用できる施設が限られている状況です。利用者への早期告知や定期使用団体の利用調整会議を通して、特定の団体の利用に片寄ることがないように1箇月に1団体が利用できる回数を決めたり、新たな利用を希望する団体があった場合は、お互いに譲り合うなど、できるだけ多くの市民が利用できるよう運営します。</p>
---------------------	--

〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* 市営プール(屋外)、大型アスレチック等、子どもの遊ぶ施設を作ってほしい。(市民アンケート:居住期間5年以上～10年未満の市民)
- \* スポーツ少年団の活動状況をホームページなどで見られるようにしてほしい。保護者の関わりや会費などが分かると選びやすい。(保護者)

\*4 学校体育施設(開放施設のみ)・・・市立小中学校の体育館・格技場・卓球場、小学校のグラウンド。

\*5 スタートコーチ養成講習会・・・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成カリキュラム。

項目	2 市民がスポーツに親しみ、交流する機会の提供に努めます							
<p>目標・取組概要</p>	<p>スポーツイベントを通して、多くの市民がスポーツを「する・観る・支える」ための環境づくりを進めます。</p> <p>① 親しみやすいスポーツの普及促進            ② スポーツを通じた共生社会の実現            ③ スポーツによる地域活性化の推進(広域連携の取組)            ④ スポーツサポーター制度の創設</p>							
<p>自己評価</p>	<p>① 誰もがいつでも、どこでも、1人でも親しむことができる、「ランニング」、「ウォーキング」の普及促進のため、機会・場を提供しました。</p> <p>※ 「守谷ハーフマラソン」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止しました。</p> <p>【参考】ランニング・ウォーキングプログラム</p> <p>※ 包括連携協定締結先「株式会社アールビーズ」と共同開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;">イベント名</th> <th style="background-color: #fff9c4;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;"> <p>市スポーツ協会事業                守谷リレーマラソン(茨城県民限定)                10月23日(土)</p> </td> <td> <p>常総運動公園園路に作られた1周2.0kmを複数人でリレーする3時間耐久レース。走った距離を競う。</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;"> <p>全国の市町村対抗                オクトバーラン&amp;ウォーク</p> </td> <td> <p>指定スマホアプリのGPS機能でランニングとウォーキング各種目の</p> </td> </tr> </tbody> </table>		イベント名	内容	<p>市スポーツ協会事業                守谷リレーマラソン(茨城県民限定)                10月23日(土)</p>	<p>常総運動公園園路に作られた1周2.0kmを複数人でリレーする3時間耐久レース。走った距離を競う。</p>	<p>全国の市町村対抗                オクトバーラン&amp;ウォーク</p>	<p>指定スマホアプリのGPS機能でランニングとウォーキング各種目の</p>
イベント名	内容							
<p>市スポーツ協会事業                守谷リレーマラソン(茨城県民限定)                10月23日(土)</p>	<p>常総運動公園園路に作られた1周2.0kmを複数人でリレーする3時間耐久レース。走った距離を競う。</p>							
<p>全国の市町村対抗                オクトバーラン&amp;ウォーク</p>	<p>指定スマホアプリのGPS機能でランニングとウォーキング各種目の</p>							

	10月1日(金)-31日(日)	距離を計測し、市民がワンチームになって全国市町村と平均距離を競い合う。
	市スポーツ協会事業 市制施行20周年記念 守谷オンラインマラソン 2月26日(土)-3月11日(金)	指定スマホアプリ『TATTA』によるGPS計測で10.0km走行タイムを競う。
自己評価	<p>② パラリンピックの正式種目「ボッチャ」、「ブラインドサッカー」を通じて、年齢、障がいの有無等に関わらず、みんなが一緒にスポーツを楽しむ機会を提供しました。</p> <p>ブラインドサッカー体験会では、市内小学校2校(高野小、松前台小)に派遣(特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会委託)された選手との交流を通して、子どもたちが障がいに対する理解やコミュニケーション方法を学びました。</p> <p>ボッチャ交流体験会は、毎月第一日曜日に、守谷駅西口広場で開催される「ふるさ都市もりや朝市」での実施が定着しました。用具の貸出し、自治会・町内会、団体等へ出張指導(市ボッチャ協会、市スポーツ推進委員協力)を行い、プレーヤーも増えています。</p>	
	<p>③ スポーツによる地域活性化を目指してスタートした県南西地域7市によるプラットフォーム(*6)は、地域全体のスポーツ振興・地域活性化の方向性を共有するため、市民アンケートによりスポーツに対する多様なニーズや実態を把握し、「スポーツによる地方創生官民連携プラットフォーム推進計画」を策定しました。</p> <p>④ スポーツサポーター制度を創設し、スポーツボランティアとしてスポーツを支える人材を育成し、市及び市スポーツ協会等が主催・共催するスポーツ関連事業で活躍できる環境を整えました。</p>	
		
	▲ブラインドサッカー体験会	▲ボッチャ交流体験
今後の課題と対応の方向性	<p>スポーツ庁が全国展開している「Sports in Life プロジェクト(*7)」では、「週1回以上のスポーツ実施率65%」の達成を目指しています。市民アンケートの結果によると、ここ数年の実施率が30%台に留まっているため、「スポーツ」の定義を、ウォーキングやレクリエーション等の軽運動を含めたものとする必要を周知する必要があります。</p>	

	<p>包括連携協定締結企業のノウハウを活用して、特に、「忙しい」、「面倒くさい」という理由が阻害要因になっているビジネスパーソンに、運動・スポーツ(ウォーキング・ランニング)の機会提供をし、「週1回以上のスポーツ実施率50%」を目指します。</p> <p>子どもがスポーツに親しめる機会を提供し、体力・運動能力の向上を目指すとともに、パラスポーツ、様々な遊び体験等を通して、スポーツへの関心を高め、スポーツ好きで元気な子どもの増加を目指します。</p> <p>茨城県南西エリアには、様々なスポーツのコンテンツがあるものの、効果的な活用ができていない状況です。それらのコンテンツを連結させ、戦略的な施策を展開することで、エリア全域の活性化を図ることが必要です。</p> <p>スポーツサポーター制度は、単に、市及びスポーツ協会が主催するスポーツ事業への協力だけでなく、福祉部門の健康増進事業、高齢者福祉事業や地域のスポーツ事業にも携わっていただける制度です。今後、多くの市民に登録を促し、様々な場面で活躍できる人材の育成を図ります。</p>
--	---

#### 〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* 河川敷とか道路を利用したサイクリングロードを拡大できないでしょうか。健康増進で走りたい人は多いと思います。(市民アンケート:居住期間30年以上の市民)
- \* プロスポーツチームの誘致をしてほしい。(市民アンケート:居住期間1年以上～5年未満の市民)
- \* 目が見えない人がどのように見えているのか少しだけ分かっていたけど、体験してみてもっとどんなふうに見えているのか分かったので、気持ちが変わりました。(ブラインドサッカー体験会参加児童)
- \*6 7市によるプラットフォーム・・・名称:スポーツによる地方創生官民連携プラットフォーム、構成市:守谷市・常総市・坂東市・龍ヶ崎市・牛久市・取手市・つくばみらい市(県南5市、県西2市)
- \*7 Sports in Life プロジェクト・・・一人でも多くの人がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指すプロジェクト(スポーツ庁所管)。

### 3 親しみを感じる芸術・文化の推進

市民が芸術や文化に親しむ機会・場を提供します。

項目	1 芸術・文化活動の発表の場と鑑賞の機会を提供します
目標・取組概要	<p>市民の芸術・文化活動への意欲向上を促進するため、守谷市文化協会等との連携により、学びの成果を発表する場を提供するとともに、芸術・文化の振興を推進するため、鑑賞の機会を提供します。</p> <p>① 守谷市文化協会の活動支援            ② アーカスプロジェクトの推進            ③ 守谷市美術作家展の開催            ④ 全国大会等出場奨励金の交付</p>

自己評価

① 守谷市文化協会(以下、「市文化協会」との共催事業である「芸術祭」は、第45回を迎えました。美術展、若い芽のコンサート(オンライン)、華道部展、芸能祭を開催し、出展者及び出演者の学習意欲の高揚を図ることができました。

市文化協会に新たに映画・講演の会が加入し、中央公民館ホール の設備を活用して、ドキュメンタリー映画の上映と時宜にかなったテーマの講演会を開催しました。また、年間8種(日本画、茶道、表装拓本、絵画、初心者陶芸、陶芸ろくろ、書道体験、伝統文化(子ども対象)等)の市民向け講座を開催し、会員の学びの成果を地域社会に還元しました。

② 茨城県との共催によるアーカスプロジェクトは、もりや学びの里内のスタジオを拠点に、現代アートに触れる機会を提供しました。

通年開催の『富井大裕個展「企画展=収蔵展」』が13年ぶりにアップデートされ、アーティストを迎えて、ガイドツアーとトークを行いました。

海外から若手アーティストを招へいし、創作活動を支援する「アーティスト・イン・レジデンス」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、2箇年にわたる活動となった3組のアーティスト(出身地:ラトビア、アルバニア・台湾、日本)に加えて、オランダのアーティストが参加し、オンラインによるオープンスタジオで、活動の成果を発表しました。

国内から参加したアーティストは、市内に滞在し、不耕起栽培の実践を通して制作に取り組みながら、地元住民との交流を図りました。

③ 茨城県芸術祭美術展覧会で入選5回以上、または、それに相当する経歴を持つ守谷市ゆかり(市内在住・在勤、出身等)の美術作家が出展する「守谷市美術作家展」は、2年ぶりの開催となり、市民により質の高い作品鑑賞の場を提供することができました。

④ 全国大会等出場奨励事業は、文部科学省等が主催、後援する全国規模以上のコンクール等に県の代表(ただし県予選を経ていない場合は上位入賞)として出場する市民に奨励金を交付しました。

【参考】文化部門奨励金交付状況

	単位	H30	R1	R2	R3
全国大会	人	5	19	1	2



▲アーカスプロジェクト「耕す家」(オル太)



▲「守谷市美術作家展」展示作品

<b>今後の課題と 対応の方向性</b>	<p>市民が日常的に質の高い芸術・文化に触れることができるよう、指定管理者や市文化協会が実施する音楽コンサート、映画会、文化的なテーマによる講演会等の開催を支援し、積極的に情報発信を図る必要があります。</p> <p>また、市文化協会の新たな取組や継続事業の見直し・改善について共有し、組織力の強化・向上を支援します。</p> <p>中央公民館では、指定管理者の自主事業として、市民等がホールを活用して開催するコンサート等のチケット受け渡しを代行し、集客活動を支援します。</p> <p>アーカスプロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常のプログラムが実施できない可能性があります。視点を変えたプログラムや市民、特に、子どもたちに向けたプログラムを検討し、市民の認知度アップを目指します。</p>
--------------------------	--

#### 〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* 公民館でチケット販売を代行していただけると助かる。ホールが利用しやすくなると思います。(音楽関係者)
- \* もう少し良いコンサートホールがあったら素敵だと思います。良いピアノを入れてほしい。(市民アンケート:居住期間10年以上～20年未満の市民)
- \* 芸術・文化の街としてアーティストの受入れがないのが残念に思います。箱物は財政に影響しますが、河岸敷を利用してのフェスティバルや文化人が集う街づくりにも進めていただけたら嬉しいです。(市民アンケート:居住期間30年以上の市民)

## 4 文化財を愛する心の育成

地域の貴重な文化財を後世に継承し、活用するとともに、歴史に触れる機会・場を提供します。

項目	1 郷土愛の育成と文化財の保護・周知に努めます																
<b>目標・取組 概要</b>	市民に郷土の歴史や先人の残した文化遺産を理解してもらい、文化財の保護と周知を図ります。 ① 文化財管理台帳の整備 ② 市制施行20周年記念誌の発行 ③ 文化財の保存・継承 ④ いばらきっ子郷土検定(*8)の実施																
<b>自己評価</b>	① 指定文化財及び市が管理する古文書資料、考古資料等文化財の保管場所・状態を把握し、継続的な管理の健全化を図るため、その概要を記録した管理台帳をデータ化しました。  <b>【参考】県・市指定文化財</b> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定文化財の数</td> <td>件</td> <td>市:20 県: 1</td> <td>市:20 県: 1</td> <td>市:20 県: 1</td> <td>市:20 県: 1</td> </tr> </tbody> </table>						単位	H30	R1	R2	R3	指定文化財の数	件	市:20 県: 1	市:20 県: 1	市:20 県: 1	市:20 県: 1
	単位	H30	R1	R2	R3												
指定文化財の数	件	市:20 県: 1	市:20 県: 1	市:20 県: 1	市:20 県: 1												

<p>自己評価</p>	<p>② 市制 20 周年記念事業として、史跡「守谷城址」の歴史や魅力を発信するとともに、守谷市最大の歴史遺産として、守谷城址周辺を含めた自然環境を将来にわたって残していきたいと願い、市内 4 箇所（守谷駅西口・東口、守谷小学校前土塁、守谷城址入口）に案内看板を設置するとともに、歴史書及び自然誌を発行しました。</p> <p>※ 市制 20 周年記念誌概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史書『守谷城と下総相馬氏』</li> <li>・自然誌『こんなにすごい守谷の自然』</li> </ul> <p>監修:守谷市観光協会 発行:守谷市</p> <p>③ 周知の埋蔵文化財包蔵地において宅地造成等土木工事等を行う際の届出義務を周知し、開発事業者との事前調整を経て、試掘調査（城内遺跡、台川端遺跡、辰新田遺跡）を行いました。</p> <p>貴重な地域資源である古文書を適切に保存し、地域の誇りを後世に継承するため、市観光協会との連携により、解説作業を行う環境を整えました。</p> <p>④ 楽しみながら市や県の伝統や文化等を学び、子どもたちの郷土愛や誇りを育むため、中学 2 年生を対象に「いばらきっ子郷土検定」を実施しました。県大会には、御所ヶ丘中学校が代表校として出場し、第 2 位の成績を収めました。</p> <p>※ 県大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、オンライン交流会となりました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="550 1198 949 1500"> </div> <div data-bbox="973 1198 1380 1500"> </div> </div> <p style="text-align: center;">▲市制施行 20 周年記念誌                      ▲いばらきっ子郷土検定の様子</p>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>守谷市観光協会と令和 3 年度に締結した「官民連携による歴史まちづくりに関する覚書」により、守谷市最大の歴史遺産として、守谷城址周辺を含めた自然環境を将来にわたって残していく必要があります。</p> <p>また、貴重な地域資源である古文書を適切に保存し、地域の誇りを後世に伝えるため、解説作業やデジタルデータ化を検討するなど保存・活用に取り組むことも重要な取り組みです。</p> <p>今後、文化財や郷土資料をデジタル化し市民に公開したり、子どもたちがタブレットを活用して資料に触れることができるよう検討を進めます。</p>

〈外部の方々からいただいた意見（市民アンケート等）〉

\* たくさんある史跡をもう少しでも楽しめる場になると守谷の歴史に興味を持ってもらえ、

守谷市に愛着が生まれるような気がします。(市民アンケート:居住期間 10 年以上～20 年未満の市民)

- \* 文化財についても「訪問ツアー」等を計画していただくと、よく知ることにつながるのではと思います。(市民アンケート:居住期間 30 年以上の市民)
- \* 指定文化財の防災・防犯対策を強化する必要があると思う。防犯カメラの設置など検討してはどうか。(元文化財保護審議会委員)

\*8 いばらきっ子郷土検定・・・市町村問題 25 問、県問題 25 問(計 50 問)。「歴史」、「文化・人物」、「生活・自然」、「商工業・観光物産」、「農林・水産業」等から出題。

## 5 安心して遊べる場の提供

子どもたちが安全に遊び、学び、交流できる場を提供します。

項目	1 放課後子ども総合プランを推進します																										
目標・取組概要	<p>全ての児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後子ども総合プランを推進します。</p> <p>① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室における感染症対策            ② 放課後児童クラブの質の確保・向上            ③ 安心・安全な居場所の整備            ④ 民設民営児童クラブ(*9)運営補助対象事業者の募集・選考</p>																										
自己評価	<p>① 放課後児童クラブは、三密を避けるため、1 室当たりの定員を減員(40 人→30 人前後)し、通常の専用室(31 室)に加えて、校舎内の特別教室等(9 室)を使用して運営しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、学校がオンライン授業となった期間(令和 3 年 8 月 25 日から 9 月 24 日)は、利用児童を 1～3 年生に限定(緊急特別利用)し、一日保育を行いました。午前中は、学校施設内で教職員の支援によりオンライン授業を受け、午後から、クラブ室等での通常活動を行い、メリハリのある生活を送ることができました。</p> <p>また、子どもたちと直接接触する支援員等に、新型コロナウイルスワクチン 1 回目及び 2 回目を夏休み期間中に接種できるよう先行枠を設け、希望に応じて早期に接種できる機会を提供しました。</p> <p><b>【参考】放課後児童クラブ実施状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数 (増設)</td> <td>クラブ</td> <td>25</td> <td>26 (+4)</td> <td>28 (+11)</td> <td>31 (+9)</td> </tr> <tr> <td>利用児童数 (延べ)</td> <td>人/年</td> <td>160,000</td> <td>166,811</td> <td>136,005</td> <td>148,349</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【参考】放課後児童クラブ学校別利用率</b> (令和 3 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>利用児童数</th> <th>児童数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大井沢小学校</td> <td>149 人</td> <td>466 人</td> <td>32.0%</td> </tr> </tbody> </table>		単位	H30	R1	R2	R3	クラブ数 (増設)	クラブ	25	26 (+4)	28 (+11)	31 (+9)	利用児童数 (延べ)	人/年	160,000	166,811	136,005	148,349	学校名	利用児童数	児童数	利用率	大井沢小学校	149 人	466 人	32.0%
	単位	H30	R1	R2	R3																						
クラブ数 (増設)	クラブ	25	26 (+4)	28 (+11)	31 (+9)																						
利用児童数 (延べ)	人/年	160,000	166,811	136,005	148,349																						
学校名	利用児童数	児童数	利用率																								
大井沢小学校	149 人	466 人	32.0%																								

自己評価

大野小学校	68人	155人	43.9%
高野小学校	35人	256人	13.7%
守谷小学校	206人	860人	24.0%
黒内小学校	289人	993人	29.1%
御所ヶ丘小学校	75人	312人	24.0%
郷州小学校	80人	280人	28.6%
松前台小学校	58人	311人	18.6%
松ヶ丘小学校	148人	616人	24.0%
合計	1,108人	4,249人	26.1%

\* 放課後子ども教室は、4月中旬以降から年度末まで、十分な活動場所の確保が困難なため、開催を中止しました。

- ② 放課後児童クラブの質の確保・向上を図るため、施設ごとの運営に対する自己評価及び利用者(保護者・利用児童)アンケートを行い、保育内容等の評価を行うとともに、業務委託先と改善策を協議し、特に、子どもたちとの関わり方や学校、保護者との連携について適切な対応を図れるよう指導・支援しました。
- ③ 松ヶ丘小学校第2児童クラブ、大井沢小学校第1児童クラブの施設老朽化に伴い、大規模改修を行いました。

【参考】工事概要

○松ヶ丘小学校第2児童クラブ改修工事

工期	令和3年7月29日～令和3年12月24日	
内容	軽量鉄骨造平屋建て (平成15年築) 延床面積:102.40㎡ 屋根、外壁、内部床・壁、 照明器具、水栓、空調設備、 換気扇改修	

○大井沢小学校第1児童クラブ改修工事

工期	令和3年9月25日～令和4年2月28日	
内容	軽量鉄骨造平屋建て (平成12年築) 延床面積:96.26㎡ 屋根、外壁、内部床・壁、 照明器具、水栓、空調設備、 換気扇改修、トイレ増設	

- ④ 民設民営児童クラブに対する補助金交付制度を創設し、近年、保護者ニーズの中で増加傾向にある長時間の預かり、習い事や塾機

	<p>能の提供など、公設では提供していない多様なサービスや付加価値型サービスを提供する民間施設設置の提案を募集し、令和4年度開所に向けて補助対象事業者を選考しました。</p>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>放課後児童クラブは、国の運営指針で規定される支援の基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に向け、引き続き、自己評価リスト及び自己評価チェックシートを活用し、委託業務のモニタリングを行う必要があります。特に、前年度の改善事項について、適切に業務が履行されているか、委託事業者の指導・監督に努めます。</p> <p>令和4年4月に、公設児童クラブに加え、民設民営児童クラブ1施設が開所しました。しかしながら、黒内小学校区の児童数増により、「第2期子ども・子育て支援計画」策定時の量の見込みを上回るが見込まれるため、新たな量の見込みを設定する必要があります。令和8年度～9年度にピークとなる児童数に対応するため、既存施設の活用や民設民営児童クラブの誘致などを含めて検討し、待機児童ゼロの継続に努めます。</p> <p>放課後子ども教室は、新型コロナウイルス感染症が収束し、安全に活動できるまで開催を見送る方針です。再開に当たっては、学校施設内での安定した活動の継続が必要であるため、人数制限及び実施時間の短縮を含めて再検討します。</p>

〈外部の方々からいただいた意見〉

【保護者】

- \* お迎えを祖母にお願いしているため、日々の様子は、子どもから聞かないと全くわかりません。もう少し、クラブ内のことが分かるお便りなどがあるとありがたいです。
- \* コロナ禍ですが開所していただけて助かりますし、子どものちょっとした出来事でもしっかり対応して下さり、安心してお願いできます。とてもありがたいです。
- \* 大人数の子どもたちを毎日見ていただいて感謝しかありません。年配の先生から昔の遊びを沢山学び、若い先生にも身体いっぱい動かして遊んでいただき、父親として自分も休日は先生たちに負けずに子どもたちと接して行きます。
- \* 休みの連絡をオンラインでできるようにしてほしい。

【児童】

- \* たまに怒られちゃうけど、それがいじわるにつながる道になるので、最近いじわるが少なくなりました。先生のおかげです。
- \* DVDの時間の後の学習時間を短くして(5分くらい)、その時間を本読みの時間に変えてほしい。
- \* 月にいくつかイベントがあり、毎日違っておもしろくて楽しい。

\*9 民設民営児童クラブ・・・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業で、市が運営費を補助し、法人又は団体等が実施する事業

#### ◇生涯学習事業に対する点検評価委員の意見

##### 1 自主的なサークル活動の支援と学習機会・場の提供

- ・「人権啓発研修会」では、LGBTの当事者の方を講師として招いて講演会が行われた。人権意識高揚のための啓発活動が進められていることを評価したい。
- ・自主的な活動を支援する体制ができており、とても良い。
- ・公民館等は、茨城版コロナNextの対策Stageをもとに、市独自の施設利用対策指針を作成しており、ステージの変化に応じて柔軟に対応しながら開館したことを高く評価する。
- ・「もりやコミュニティスクール・ボランティアバンク」は、学校と地域が連携し、地域全体で児童の成長を支援するための地域人材バンクとして、89名の個人と46の団体が登録されており、令和4年度からの本格的な活動が期待される。

##### 2 生涯スポーツのきっかけづくりと自主的な活動の支援

- ・専従職員が配置されていることは、とても良い。
- ・各種スポーツ大会は開会式・閉会式を簡略化するなど、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じることで、スムーズに進行されたことを評価する。
- ・守谷ハーフマラソンについては、今年度も新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため中止となったものの、誰でもいつでも、どこでも、一人で親しむことのできるランニング・ウォーキングプログラムを組むなど、市民がスポーツに親しみ、交流する機会の提供に努めたことを評価する。

##### 3 親しみを感じる芸術・文化の推進

- ・市民が日常的に質の高い芸術文化活動に触れることができるよう、今後ともコンサート、映画会、講演会等の開催の推進を期待したい。
- ・市民講座が充実していることは、とても素晴らしい。
- ・アークスプロジェクトで来日している作家が講師となって、市民講座や学校事業との関わりが少し増えてくると良い。
- ・守谷市文化協会との共催事業である「芸術祭」は、オンラインコンサートを含め無事開催され、出展者及び出演者の学習意欲の向上が図られたことを評価する。また、アークスプロジェクトは、海外の若手アーティストを招へいしたり、国内アーティストを市内に滞在させて地元住民との交流を図るなど、市民がアートに触れる機会を積極的に増やしていることを評価する。
- ・外部からの意見にもあるとおり、コンサートホールがあると、より多くの音楽家・アーティストを招致することができ、市民の芸術鑑賞の機会も増えるので、ぜひ前向きに検討されることを希望する。

##### 4 文化財を愛する心の育成

- ・以前、守谷城址周辺の「鳥の道作成までのDVD」を拝聴したが、とても素晴らしい

い作品であった。ホームページ等で視聴できればと良いと思う。

- ・郷土検定の活躍の様子を動画配信できるようにしておくと思う
- ・市制 20 周年記念事業として、史跡「守谷城址」の歴史や魅力を発信する記念誌を発行されたことは、市民が地元の歴史と文化財を知る機会を広げるものとして評価する。
- ・今後は、文化財や郷土資料のデジタル化を進めて Web 公開したり、児童がタブレットを活用して資料を参照できるよう進められるとのこと、大いに期待したい。

#### 5 安心して遊べる場の提供

- ・「もりやコミュニティスクール・ボランティアバンク」の発展形として、将来的には教育活動や放課後児童クラブの支援のほか、公園ボランティアを活用し、放課後に公園で遊ぶ児童の見守りができると良い。  
※放課後の時間、近くの公園を使って活動する団体や個人に、ボランティアとして依頼して遊びに来た児童を見守ってもらう仕組み。
- ・放課後児童クラブでは、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、学校がオンライン授業となった期間は利用児童を 1～3 年生に限定して 1 日保育を行ったり、支援員がワクチンを早期に接種できるよう先行枠を設けたりするなど、可能な限り保育を継続できる体制を整えられたことを評価する。

議案	頁数
42号	56

## II 図書館事業（中央図書館）

守谷市立図書館運営基本方針に基づく事業計画を作成し、運営に当たった結果を点検・評価しました。

### 1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存

地域の情報拠点として、市民の求める図書や情報を収集、提供、保存します。

項目	1 多様な資料の収集・提供・保存に努めます
目標・取組概要	市民が多様な情報を容易に得ることができるよう、図書資料の収集・提供・保存に努めます。また、視聴覚資料、逐次刊行物の収集・提供に努めるとともに、電子媒体資料の充実にも努めます。
自己評価	<p>図書資料 12, 125 冊、視聴覚資料 517 点、雑誌 327 タイトル、新聞 32 種、電子図書 248 タイトルを収集しました。また、ADEAC(デジタルアーカイブ)は、守谷市市制施行 20 周年記念事業により刊行された「守谷城と下総相馬氏」及び「古老に聞いた守谷の昔の話」「守谷町都市計画図」の 3 タイトルを追加しました。「古老に聞いた守谷の昔の話」において、文字データと共に古老の方々の生の声を一部収録し、守谷の歴史を目と耳で楽しむことができるタイトルになりました。</p> <p>電子図書館において、電子雑誌の実証実験に参加し、期間限定ではありましたが、電子雑誌を提供しました。</p> <p>茨城県立図書館の遠隔地貸出サービス(ぶっくびん)に参加しました。このことにより、茨城県立図書館の資料を Web 予約し、中央図書館または各公民館図書室で受取り可能となりました。</p>
今後の課題と対応の方向性	電子図書館や ADEAC の利活用を促進させる必要があります。継続的な周知とともに、利用の増加を図るためのイベント等を開催します。

#### 〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* リクエストした資料を買ってもらえることが多いので助かる。
- \* テーマを決めた本の紹介コーナーを作っているのがとても良い。

### 2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動の支援

未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学校との連携の下、学習活動を支援します。

項目	1 子ども読書活動を推進します
目標・取組概要	学校、保育所、認定こども園、幼稚園、児童クラブ等との連携を強化し、より多くの子どもたちが本やおはなしに触れる機会を提供します。また、図書館を利用する機会の少ない子どもたちに向けた企画を実施し、図書館の魅力を伝えます。
自己評価	第四次守谷市子ども読書活動推進計画を策定しました。これは、第三次計画の成果や課題を検証し、子ども・保護者・市内施設に対して実施した読書活動に関するアンケートの結果を踏まえ、3 回の策定委員会議で審議し、策定した計画です。

<p>自己評価</p>	<p>展示会「絵本で知る世界の国々～IFLA からのおくりもの」・英語やドイツ語のおはなし会を、国際交流員やALTの協力で、人数制限をしつつ3回開催し、48名が参加しました。外国語の響きを楽しみ、国際理解を深めることができました。</p> <p>育児コンシェルジュによる館内装飾では、童謡の壁飾りをおはなしのへやに掲示しました。この壁飾りを見て、家族で童謡を歌う場面が見られました。12月、2月は工作教室を再開し、子育て利用者へ、育児コンシェルジュの周知を図りました。</p> <p>夏休みは、新型コロナウイルス感染症対策で休館になりましたが、小中学生対象のイベントとして実施した分類ラリー（全分類の本を読んで読書手帖に記録する）に、21名が参加しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲おはなし会 「絵本で知る世界の国々」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲おはなしのへや壁飾り 「いちねんせいになったら」</p> </div> </div>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>第四次守谷市子ども読書活動推進計画を関係各所に周知し、関係各所が相互に連携し、発達段階に応じた読書習慣の形成と読書への関心を高める取組に努めます。</p> <p>保育所・子育て支援施設等の団体貸出を通じて、図書館への来館が難しい乳幼児に、様々な絵本に触れる機会を提供します。</p> <p>小中学生を対象としたイベントを企画します。</p>

〈外部の方々からいただいた意見〉

- \* 気軽に行ける場所に図書館がないので、駅前やショッピングセンター、集合住宅の広場など行きやすい場所で、出張図書館や読み聞かせをしてほしい。
- \* 年齢ごとのおすすめの本が知りたい。
- \* 土日祝日のイベントを増やしてほしい。
- \* コロナ禍でも、予約ができて借りやすかった。
- \* 外国語のおはなし会を定期的に開催してほしい。

<p>項目</p>	<p>2 学校図書館充実のための支援を行います</p>
<p>目標・取組概要</p>	<p>学校教育改革プランを受け、市内の小・中学校、教育指導課と連携を図りながら、学校図書館充実のための支援を行います。また、学校司書のスキルアップを図るため、研修の実施や日常的なサポート体制を充実させます。</p>
<p>自己評価</p>	<p>5月から、中学校へのブックパックの貸出を開始しました。これは、学級文庫の充実や授業以外にクラス単位で使用する資料の提供等に対応することを目的としています。司書おすすめの本だけでは</p>

<p>自己評価</p>	<p>なく、中学生の将来の選択の一助となるよう、様々なジャンルの本を選定しました。また、生徒にどの本が面白かったか調査を行い、読書傾向の把握や入替の参考にしました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、8月から9月に守谷型オンライン授業、ハイブリッド授業が実施されたにも関わらず、小・中学校共に貸出数が前年度の104.9%（約9000冊増）になりました。これは、読書推進活動や学校図書館の積極的な活用が進められてきた結果と言えます。</p> <p>小・中学校全校の蔵書点検を夏季休業中に実施しました。昨年度の実施から、資料管理の重要性と学校内での蔵書の管理意識が高まり、不明本の件数が大幅に減少しています。</p> <p>校舎改修工事を実施した小学校図書室に対し、工事後の新図書室での資料の配架などの作業を行いました。</p> <p>図書の配架が複雑化している小学校図書室2校に対し、分類どおりに配架し直しました。分類の順どおりに並んでおらず探しづらい状態が改善され、児童が利用しやすい配架となりました。</p> <p>依頼のあった学校に対し、引き続きブックトーク（*10）を実施しました。感染拡大状況によって、Zoomを使ってWebでのブックトークを実施した学校もありました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>▲ Zoomによるブックトーク</p> <p>▲ 教室でのブックトーク</p> </div>
<p>今後の課題と対応の方向性</p>	<p>読書量が低下する中学生に対し、ビブリオバトルを授業で実施してもらおうよう学校に働きかけ、ビブリオバトル大会を実施します。</p> <p>ブックトークの依頼が少ない学校には、ブックトークについて先生への周知方法を検討します。</p> <p>配架が複雑化している図書室の図書の配架替えを行います。</p>

〈学校司書からの意見〉

- \* 運営面等について、日常的に相談できる体制のため安心感がある。

\*10 ブックトーク・・・あるテーマに沿って、何冊かの様々なジャンルの本を順序だてて紹介すること。

3 市民との協働により、市民が集い、学び活躍できる場の整備

市民の知的要求に応える学習拠点として、市民との協働により、市民が集い、学び、活躍できる場を整備します。

<p>項目</p>	<p>1 市民との協働に努め、生涯にわたる学びを支えます</p>
<p>目標・取組</p>	<p>図書館と市民ボランティアの協働で各種行事や講座等を展開すること</p>

概要	により、ボランティアの活動成果を市民に還元する機会を作ります。また、新たなボランティア養成にも取り組みます。
自己評価	<p>昨年度に引続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集客の多い行事は自粛し、開催した行事等も参加者数を制限しました。おはなしボランティアによるおはなし会の実施、市内で活動するサークルの「フォトクラブ写遊」、「守谷平和の会」による作品展示、「守谷ひなまつり実行委員会」による雛人形の展示(第10回守谷ひなまつり)をしました。また、2年ぶりに、「守谷の図書館を考える会」による手袋の人形づくり「来年の干支『とらをつくろう』」を開催しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>▲ 第10回守谷ひなまつり</p> <p>▲ 手袋の人形づくり</p> </div>
今後の課題と対応の方向性	新規ボランティア開拓のため、ボランティア体験会を始め、図書館サービスに興味を持っていただける取組を実施します。

#### 〈ボランティアの方々からいただいた意見〉

- \* 感染症対策の下、行事が実施できて嬉しかった。
- \* 新規ボランティアが増えると良い。

#### ◇図書館事業に対する点検評価委員の意見

##### 1 市民の求める図書や情報の収集、提供、保存

- ・多様な図書資料、視聴覚資料等の収集のほか、電子図書館での電子雑誌の実証実験への参加や、県立図書館の遠隔地貸出サービス「ぶっくびん」への参加、また、ADEAC（デジタルアーカイブ）ではタイトルを拡充するなど、積極的に取り組まれていることを評価する。
- ・外部意見の中に読み聞かせの要望があった。可能なら、児童クラブに出向いての読み聞かせを定期的の実施できれば良い。

##### 2 未来を担う子どもたちの読書活動の推進と、学習活動支援

- ・英語やドイツ語のお話会が行われた。国際協力員やALTの協力で、外国語の響きを楽しみながら国際理解の推進を図ることができた。今後も継続的・定期的開催が進められるよう期待したい。
- ・ブックトーク等、とても良いと思う。ホームページやフェイスブック、マチコミアプリなどを通して、話題の本や興味を持ってほしい絵本等を広く紹介できると良い。

##### 3 市民との協働により、市民が集い、学び活躍できる場の整備

- ・ホームページや、フェイスブック・インスタグラム等のSNSで活動の様子を紹介

することで、ボランティア募集も進められると良いと思う。

- ・昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の観点から、行事参加人数を制限されたものの、おはなしボランティアによるおはなし会の開催や、市内で活動するサークルの作品展示を行うなど、積極的に活動されたことを評価する。

## 〈学校教育及び社会教育における感染症対策〉

### ○学校教育における感染症対策（学校教育課・教育指導課・学校給食センター） 施設の衛生環境の向上

内 容	経費実績
クラス増分の普通教室への加湿器設置	561,000 円
職員室への飛沫防止パーテーション設置	1,748,626 円
市内小中学校へのアルコール消毒液購入	1,136,960 円
愛宕中学校水栓ハンドル交換工事(46 か所)	128,700 円
給食センター事務室内へのアクリル板パーテーション設置	17,303 円

### 活動面での感染症対策

内 容	経費実績
校外学習におけるバス増便の補助	3,466,331 円
PTA 奉仕活動中止に伴う学校除草作業の実施	6,477,130 円
修学旅行及びスキー合宿キャンセル料交付	11,029,012 円
中学校体育大会参加に係る PCR 検査費用交付	33,800 円
調理場内で、密を避けて調理ができるよう人員配置を見直し	-

### ○社会教育活動における感染症対策（生涯学習課・中央図書館）

#### 施設の衛生環境の向上

内 容	経費実績
公民館 4 館 AI サーマルカメラ(体温検知カメラ)、アルコールディスペンサー設置	2,170,850 円
もりや学びの里 AI サーマルカメラ(体温検知カメラ)、アルコールディスペンサー設置	434,170 円
守谷市民交流館 AI サーマルカメラ(体温検知カメラ)、アルコールディスペンサー設置	434,170 円
公民館 4 館 Wi-Fi 環境整備	2,520,320 円
施設消毒時防護服(50 着)購入	99,000 円
公民館等施設入館・貸室時のアルコール消毒	309,320 円
図書館入館時のアルコールによる手指消毒購入	125,400 円

#### 活動面での感染症対策

内 容	経費実績
児童クラブの支援単位数増(密の回避)	47,515,710 円
放課後子ども教室の中止	▲30,505,000 円

◇学校教育及び社会教育における感染症対応に対する点検評価委員の意見

- ・感染症対応に予算をとり、确实に対応を図っている。
- ・修学旅行等のキャンセル料が大きいことに驚いた。普通に実施できることの大切さを改めて考えさせられた。早く通常に戻ることを願う。
- ・施設面では、公民館等公共施設への体温検知カメラやアルコールディスペンサーの設置、公民会 Wi-Fi 環境整備、活動面では児童クラブの支援単位数増（密の回避）や放課後子ども教室の中止等、公共スペースにおける感染症対策が効果的に実施されたことを評価する。

## 〈点検評価委員会委員 総括意見〉

令和3年度守谷市教育委員会の活動に対する全体評価として、点検評価委員の皆様からいただいた総括意見は以下のとおりです。

元守谷市立御所ヶ丘小学校校長

守谷市教育委員会指導室若手教育研修指導員

杉本 真

令和3年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた1年間であった。しかしながら、コロナ禍の中でも「どのような対応・対策を施せば、どのような行政サービスの実施が可能か」という判断が、適切かつ迅速に行われたことが、令和2年度との大きな違いであるように感じた。

昨年度、コロナ禍の中、「児童生徒や市民の安全安心を第一に、より良い施策を実行してきた経験は、今後の様々な事業の発展に大いに寄与していくものと考えて。（令和3年度点検評価員意見（総括）より抜粋）」と指摘させてもらったように、まさに、過去の経験を生かした活動が令和3年度の事業内容に盛り込まれていたことを、各課の報告から感じ取ることができた。

市内小中学校の施設と新設された給食センターを視察する機会を得たが、特に、新設の給食センターで給食の試食及び給食センター職員からの説明を受けることができた。1日3献立体制が可能になったことで、「質の良い食材を入手できるようになった」「中学校のカレーは小学校よりも少し辛くしている」「サラダのドレッシングは手づくりです」などの説明があったが、「子どもたちのために」という思いが伝わってきて大変嬉しかった。最新の施設設備の導入により、児童生徒のし好にきめ細かく対応しながら、「安全で美味しい給食」が今後も継続的に提供されていくことを期待したい。

守谷市教育委員会の施策は、新型コロナの影響を受けて大きく変化した。徹底した「感染拡大防止対策」を継続しつつ、各課の事業をどのように充実発展させていくことができるのか。「With コロナ」の対応が、今後とも大きな課題となっていくと思うが、各課総力を挙げての取組を是非期待したい。

元守谷市立守谷小学校校長

常総市教育委員会生涯学習課社会教育指導員

鈴木 不二男

守谷市の教育全体計画で、人材育成の視点を明確にして、具体的な対策を立て実行している。

学校教育では、GIGAスクール構想が確実に進んでいる。小中学校の視察では一人1台のタブレットで、児童生徒、先生ともに自由に操っている様子に感心した。ICT

議案	頁数
42号	64

環境が充実しており、一層成果の上がることを期待する。

学校への人的支援は、働き方改革の視点から大変に有効である。市独自の教科担任制、ICTサポートスタッフ、学習支援ティーチャ어의配置、ALTの常駐配置等、確実に成果となって表れている。授業の中で児童生徒に寄り添って支援する姿に、丁寧な指導が垣間見えた。さらに、部活動への対応が求められる中、守谷型カリ・マネによる時間確保が奏功している。

社会教育面では、市民の要望に応じて講座の充実を図り、支援する体制はとても素晴らしい。児童虐待や不登校児童生徒の増加を考えると、家庭教育について一層の意識高揚を図る必要があると感じる。また、ダイバーシティが、今後の人権教育の視点からも重要となる。新たな取組を期待したい。守谷ハーフマラソンは全国的な知名度になってきており、ぜひ再開が望まれる。

学校給食では、新型の施設で食の安全を図り、食アレルギーに対応して児童生徒の健康・成長に寄与している。給食センターの説明で、調味料から手作りで行っていることにとても感心した。物価高騰の折、貧困家庭等の問題も指摘される中、給食の重要度はますます高まっている。

図書館事業の充実が図られており、素晴らしい。インターネットやパソコンが普及しても、本を通して知識や新しい世界を知ることは重要であり、消えることはない。幼児・児童には良い絵本や読み物を提供し、中高生、大人には世界との結び付きを図る読書活動を勧めていただきたい。

長らく教育に携わってきた経験から、守谷市の教育が発展することは大変に嬉しいことである。

今後の取組と発展に一層期待しているところである。

守谷市小中学校PTA連絡協議会理事

羽中田 みどり

昨年度に引き続きコロナ禍にあって、各種行事が制限を余儀なくされる状況ではあったが、それでもなんとかして児童生徒や市民が学ぶ場・楽しむ場を守りたい・作りたいという強い意志の下、従来どおりの形ではなくとも、様々な形で学習機会やイベントが設けられたと感じる。この意志と姿勢を非常に高く評価したい。

今後、新型コロナウイルス感染症がどのように終息していくのか、まだ先が見えにくい状況ではあるが、それでもコロナと共生していかざるを得ない「With コロナ」時代において、教育はどのようにあるべきなのか、その解の一つとして守谷市の取組が生かされることを願うものである。

令和4年度（令和3年度対象）  
教育委員会の点検・評価結果報告書

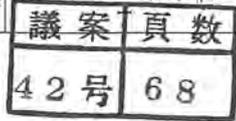
令和4年11月発行

守谷市教育委員会事務局学校教育課  
守谷市大柏950番地の1

議案	頁数
42号	66

# 令和3年度各小中学校における成果と課題

大井沢小学校	・	・	・	・	・	1ページ
大野小学校	・	・	・	・	・	2ページ
高野小学校	・	・	・	・	・	3ページ
守谷小学校	・	・	・	・	・	4ページ
黒内小学校	・	・	・	・	・	5ページ
御所ヶ丘小学校	・	・	・	・	・	6ページ
郷州小学校	・	・	・	・	・	7ページ
松前台小学校	・	・	・	・	・	8ページ
松ヶ丘小学校	・	・	・	・	・	9ページ
守谷中学校	・	・	・	・	・	10ページ
愛宕中学校	・	・	・	・	・	11ページ
御所ヶ丘中学校	・	・	・	・	・	12ページ
けやき台中学校	・	・	・	・	・	13ページ



職務	頁数	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
I ステップアッププラン (豊かな学力の育成)	I ハートフオーヒューマンプラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館ガイドラインに基づく学校図書館を活用した読書活動の推進をする。</li> <li>主体的に学び、未来に向かってたくましく生きる児童生徒の育成～ICTの活用とキャリア教育の4つの基底的・汎用的能力の育成を通して～を研究テーマに、主体的・対話的で深い学びの授業実践をする。</li> <li>UDの授業視点を生かした主体的・対話的で深い学びの実現</li> <li>学びのプランの具体化 家庭学習の手引きの活用</li> <li>分らない事と間違いを大切に授業デザイン</li> <li>少人数指導(第2)の充実</li> <li>守谷市教科担任教職員(高学年・理科・音楽・図工)や中学生教科担任を取り入れた授業の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な感染対策の下、学校図書館と市立図書館との連携により、児童の探究心を高めることができた。</li> <li>発達段階に応じた学習目標を焦点化し、手立てと実態の検証を行い、目標達成を目指し研修を行うことができた。</li> <li>UDの授業の視点を生かした、主体的・対話的で深い学びの授業を実践することができた。</li> <li>教科担任制によって、専門性を生かしたり、得意分野を指導することができたり、質の高い指導を行ったり、基礎・基本の定着や思考力・表現力を育成することができた。</li> <li>少人数指導や TT による指導を実施することで、きめ細かい指導を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な感染対策の下、みんなにすすための一冊の本推進事業の達成率85%を目指す。</li> <li>グループやペアでの話し合いの場を適切な感染対策の下、意図的・計画的に設定し、児童が主体的・対話的で深い学びができるよう支援・努める。</li> <li>UDの研修を継続して行い、学校全体で目的意識の共通理解など痛くして取り組んでいく。</li> <li>学級担任との連携を図りながら、5・6年の理科・音楽・図工や中・高学年の教科担任制の充実を図っていく。</li> <li>少人数指導や TT による指導の検証を行い、授業改善につなげていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市教育環境課(生まれ素直)らしく詩らしい。その反面、保護者自身も未熟な教育システムに優劣がつかないよう、また、教育の格差社会にならないよう配慮の必要性を感じる。</li> <li>オンライン授業は今後も必要だと思うので、改善を積み重ねてほしい。</li> <li>新しい時代に対応した施策で、先生方も大変だと思う。いろいろな児童に対応した指導をお願いしたい。</li> </ul>
II	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育と人権教育の推進</li> <li>①「考え、議論する」道徳の視点を展開し、児童の成長を把握するための評価の工夫を行う。</li> <li>②外部講師を招いた「命の授業」を全学年で行う。</li> <li>③児童が主体となった活動(あいさつ運動・大井沢川柳等)を行う。</li> <li>④月に1回「学校生活アンケート」を実施し、いじめ対策本部を核とした打って出る生徒指導を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市道徳教育推進委員会や御所ヶ丘中学校区一貫教育推進委員会において、各校の「考え、議論する」道徳の授業実践をまとめる、情報共有することができた。</li> <li>外部講師(今乃乃子先生)を招き、全学年で「命の授業」を行い、生命を尊重する心を育てることができた。</li> <li>委員会活動による「大井沢川柳」や「あいさつ運動」等、児童が主体となった活動を行うことができた。</li> <li>月に1回の学校生活アンケートを基に、担任と児童の二者面談を実施することで、いじめの早期発見につなげることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>
III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育や健康教育の推進</li> <li>①実施数、外部機関と連携した感染症予防対策や食育、命の教育の実施</li> <li>②立沢里川での福作体験(第5学年)</li> <li>③安全・防災教育の充実と危機回避能力の育成</li> <li>体力向上のための取組や行事の実施</li> <li>④体育の授業を要とした体力づくりの日常化</li> <li>⑤ロング居休みの設定と校庭でのクラス遊びの制限</li> <li>⑥体育行事の充実(運動会・持久走記録会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護教諭を中心とした感染症対策を行い、児童が日常的に実施しようとする意識を高めることができた。</li> <li>立沢里山の会の協力の下、2年ぶりに第5学年で田植えの実習を行うことができた。</li> <li>運動の日常化に向け、運動の楽しさを実感できる体育の授業・授業・体験など体づくりを目指して取り組んできた。</li> <li>体力面では、個人差や学年差はあるものの、適切な感染対策の下、自分に適した運動量を確保し、効果的な練習方法を取り入れることで体力の向上を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>
IV	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷スマートスクールプログラムによる情報教育の活用と体験的なプログラミング教育の実施</li> <li>①「守谷型 GIGA スクール構想」1人1台端末による、個に応じた学びの充実</li> <li>②タブレットを活用したプログラミング教育の充実</li> <li>③積極的に英語を使いコミュニケーションを図る場の設定や活動の工夫</li> <li>④AIJ と児童の積極的な対話活動の充実 (Small Talk 等)</li> <li>⑤コロナ禍の中で、テレビ会議システム(Zoom)を生かしたオンライン授業の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷型 GIGA スクール構想による1人1台端末の環境が整いつつあり、個に応じた学びを推進することができた。</li> <li>タブレットやアンペアにおいて、95%の児童が、AIJ との交流や活動が楽しい」と回答した。</li> <li>プログラミング学習が「楽しい」と感じている児童の割合は88%であった。</li> <li>Small Talk を中心に対話活動を行い、積極的なコミュニケーションを図ることができた。</li> <li>コロナ禍でのオンライン学習では、Zoom を活用して各学年で工夫を凝らした取組を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>
V	V	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市保幼小中高一貫教育の推進</li> <li>①IP 等で教育活動に関する情報を発信する。</li> <li>②保南園・幼稚園、御所ヶ丘小・松前台小・御所ヶ丘中・守谷高校との交流を進める。</li> <li>保護者との連携と地域的人的資源を活用する。</li> <li>①学校行事、PTA 活動等での保護者との連携</li> <li>②父親の会による環境整備</li> <li>③大井沢ニューマンライブラリー(OHL)、里山の会による授業補助やクラブ活動補助、講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP 等で日々の教育活動について情報を発信した。</li> <li>御所中一貫教育運営・推進委員会では、保幼小中高と情報交換を行うことができた。</li> <li>「運動会」「ワイワイおおいさわ」については、PTA での話し合いを何度も重ね、コロナ禍でも児童が楽しめる行事を実施することができた。</li> <li>「PTA 整備作業」「児童の遊具の整備」では保護者と連携して活動ができた。校庭や校舎内の環境整備が進んだ。</li> <li>「読み聞かせ」については、ボランティアの方が各部屋から教卓に Zoom で発信することで感染予防をしながら実施することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も学校保健委員会を前倒し開催することができた。オンラインの活用などコロナ禍でもできるより工夫し、立沢里川での福作体験は、コロナ感染状況が落ち着くまで、3校合同ではなく学校ごとに実施していく必要がある。</li> <li>週1回のロング居休みを設定したが、児童同士のケガが多発してしまっ。そのため、低学年と高学年で時間を分け、さらに「ボール遊び」と「鬼ごっこ」のエリアを分けてケガの未然防止に努めた。</li> </ul>

学校名：守谷市立大野小学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
<p>I ステップアッププラン (確かな学力の育成)</p>	<p>(1) 主体的・対話的・探究的学習の推進 ・教科担任制のメリットを最大限に活かした、主体的・対話的に深い学びの実現 ・ICTの効果的な活用や考えや思いを可視化する言語活動の充実で、音声言語による「対話」制限を克服する授業スタイルの工夫 ・「中野区授業メソッド」の推進 (2) 学びのプランによる小中の系統性を意識した授業を展開し、学習習慣の定着と基礎的・基本的な知識や技能の習得を図る。 ・算数科の複数支援体制と高学年教科担任制の実施 (3) 家庭学習の習慣の定着と充実を図る。</p>	<p>(1) ICTの効果的な活用、オンライン授業・ハイブリッド授業等を通して、教員の指導力が向上した。 ・筋道を立てて自分の意見を発表することを苦手とするなど、表現力の育成に課題が残っている。 (2) 学びのプランによる学習習慣の定着と基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指した結果、94%の児童が「授業は楽しい」と答えている。 (3) 一人1台端末を活用した家庭学習の充実を図り、「家庭学習ががんばっている」と回答した児童は、77.5%と、昨年度よりもポイントが向上した。また「学校は児童に継続的に学習の仕方や方法、向きを教え、身に付けさせている」と回答した保護者は91%だった。</p>	<p>(1) 「知識及び技能を活用して新たな課題を解決する力」の不足「文章読解力や表現力」の不足が課題である。また、意味あるICT機器等の教育資源を活用し「主体的・対話的に深い学び」のある授業に向けた授業改善を推進していく。 (2) 児童の活動制限がある中で、タブレットや電子黒板などのICTを活用した学習活動の共有を図りながら、授業改善を進めていく。またユニバーサルデザインを意図した授業構成を構築し、「全員が参加できる授業」を目指す。 (3) 各学年において家庭での学習習慣が定着していない児童が固定化しているため、効果的な家庭学習の内容(個別最適化学習)について全職員で検討していく。</p>	<p>・他の学校と比べてきたときの学力差が気になる。大野小でも学力向上策を考えていただきたい。</p>
<p>II ハートフオーヒューマンプラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)</p>	<p>(1) 基本的な生活習慣を身につけて、人間関係づくりの基礎をつくる。 ・ゆう遊タイムでのコミュニケーション力及び体力の向上 ・差別や偏見を払拭する指導推進 (2) 自己肯定感と自己有用感を育成する。 ・「考える」活動の充実と、中学校区での道徳教育の推進 (3) 特別支援教育や生徒指導体制の充実を図る。 ・一人ひとりの学びを保障する授業の実現 ・「認め、励まし、ほめ、伸ばす」共勉的生徒指導と特別活動の展開</p>	<p>(1) 学校生活での約束を見直し、きめ細やかな指導体制ができてきた。かつ、昨年度より児童間のトラブルが減り、落ち着いた活動が見られた。96%の児童が「学校が楽しい」と答える。昨年度よりもポイントが向上した。 (2) 道徳授業の充実により、自己肯定感を育成した結果、95%の児童が「人の役に立ちたい」と答えている。 (3) 「認め、励まし、ほめ、伸ばす」指導を行ってきた結果、78.8%が「自分に長所がある」と答える。昨年度よりも8ポイント向上したが、まだ課題が残る。</p>	<p>(1) 児童相互の良い人間関係づくり回向け、児童間のトラブルに際しては、迅速な情報共有を図り、組織的・効果的な生徒指導体制のもと、組織的な対応を進めていく。 (2) 自己肯定感のさらなる育成に向け、すべての教育活動を通じて、道徳教育、キャリア教育を推進していく。新型コロナウイルス感染症に関する差別の問題についても継続して取り組んでいく。 (3) 特別支援教育・生徒指導の視点から配慮を要する児童にたいして個別の指導計画を作成し、目標、指導内容や方法を組織で検討し、個に応じた支援を充実していく。</p>	<p>・本年度も感染症対策を工夫し、大野小ならではの、保護者を呼んでの運動会が、無事開催できて良かった。 ・感染症対策を考えると、制限のある活動にはなるが、今後も児童が草花教育を進めていくことを希望している。</p>
<p>III ヘルス&amp;フイジカルプラン (健康と体力をはぐくむ教育の推進)</p>	<p>(1) 危機回避能力を育成し、自分の命を自分で守る力を育てる。 ・全職員による交通安全、生活安全指導の継続 ・青色活動パトロールによる毎日の登下校指導 ・外遊との連携による交通安全教室 ・地域人材を活用した防災教育の実施 (2) 身体的行事や授業の充実を図り、体力の向上を図る。 ・外遊の執行や学習カードを活用した授業の工夫 ・「攻める」運動や「握力を高める」運動の推進 ・ダンスやストレッチングへの積極的参加 (3) 食や健康に関する教育を推進する。 ・毎日の昼食後の積極的な運動の実施 ・栄養教諭との連携による定期的な食育指導の実施 ・新習字の導入による正しい理解と実践</p>	<p>(1) 避難訓練・安全指導の充実により、98%の児童が「交際ルールを守って、登下校できた」と答えた。94%の児童が「安全に気を付けて生活できた」と答えている。 (2) コロナ禍により、十分に実施できなかったが、感染症対策を十分行い、活動を工夫しながら行ってきた結果、「学校は児童の体力向上のために、授業や体育の行事などを工夫改善している」と回答した保護者は97%だった。 (3) 食や健康に関する教育の推進をしてきたが、「学校は、児童の食や健康促進などについての健康教育を十分に実施している」と回答した保護者は、93%と昨年度を下回った。特に食育に関して課題が残った。</p>	<p>(1) 下校指導を全職員で実施することにより、児童の交通安全に対する意識を高めることができた。今後も地域の組織と協力して安全指導を充実させていく。 (2) 今後は、授業中に様々な運動の紹介を行ったり、業間休み等に運動のスペースやチャレンジに挑戦したりすることを通じて、運動の環境整備を行うことで、学校の全体的な体力向上を目指す。 (3) 食や健康に関する教育は、外部講師や栄養教諭との連携により健康に関する指導が充実して行えた。また、オンラインを活用した栄養教諭による授業や他校との交流学習を進めていきたい。さらに保護者との協力により、食育を通じて基本的な生活習慣の確立を目指していく。</p>	<p>・本年度も感染症対策を工夫し、大野小ならではの、保護者を呼んでの運動会が、無事開催できて良かった。 ・感染症対策を考えると、制限のある活動にはなるが、今後も児童が草花教育を進めていくことを希望している。</p>
<p>IV ニュージェンネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>(1) 情報手段の基本的なスキルとモラルの定着を図る。 ・電子黒板、タブレットを活用した授業の充実 ・情報モラル教育の充実(道徳の時間・特別活動等) (2) 外国語活動及び外国語の時間を活用して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を養う。 (3) ALTとのITCによる英語学習の充実 ・ALTとICTによる英語学習の推進 ・キャリア教育や地域人材・保護者を活用した学習の推進 ・実践しようとする意識を高める ・体験学習や地域人材・保護者を活用した学習の推進 ・キャリアパスポートを活用した指導の充実 (4) 守谷型GIGAスクール構想を推進する。 ・守谷型GIGAスクール構想を推進する。 ・タブレット端末を生かした学びの個別最適化</p>	<p>(1) リモート授業やタブレット等についての研修を行った。学習の中でタブレットを使う機会を多く設けたりした結果、児童はタブレットの操作に慣れ、加えて情報を収集したり、レポートをまとめる力が伸びた。 (2) 日々ALTと連携しながら教材研究を進めたり、体系的な学習を多く取り入れたことで、86.3%の児童がALTとの外国語(英語)を楽しんでいる。 (3) 人の役に立ちたいと考える児童が95%、たてわり活動で協力しながら取り組んでいると回答した児童が94%という結果から、自分の良さを生かして集団に貢献しようとする児童が増えている。</p>	<p>(1) 今後、ICT機器の有効活用、効果的な学習活動を実施すること、児童の情報活用能力を高めていく。また、外部講師の活用を図りSNSの活用、オンラインゲームの遊び方など、具体的な場面における情報モラルの育成を図る。 (2) 担任とALTの連携を充実させ、「英語の授業が楽しい」と言う児童を、さらに増やしていく。 (3) 次年度は、地域人材との連携を充実させ「なりたい自分像」がしっかりと持てるキャリア教育を行っていく。 (4) 今後も守谷型GIGAスクール構想の充実やプログラミン教育など、大野小デジタル化を推進していく。</p>	<p>・児童のために温かい教育をしていただきたい。ありがとうございます。 ・リモート授業が充実したのは、良かった。個別の課題については、今後の改善を希望している。</p>
<p>パートナシッププラン (開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携)</p>	<p>(1) 学校の情報発信の充実を図る。 ・HPの更新を強化(不登校の軽減、方向性の発信) ・学校便りの地域への回覧 (2) 保護者・地域の教育力を学校教育に生かす(外部人材の活用) ・米づくり学習(通年)、読み聞かせ(月1回) (3) 登下校時の交通安全指導(授業日) ・安心して相談できる教育相談体制づくりに努める。 ・教育相談日の周知(週1回) ・オンラインクラスルームや電話相談等による推進 ・日常的な情報発信(LINE教職・学級通信) (4) 保幼小・小・小中の日常的な交流活動の実施</p>	<p>(1) HPの更新、ポータルサイトの更新(学年の扉子をお知らせする)により、96%の保護者が「教育活動を知りやすい」と回答している。 (2) 今年度も感染症対策を十分行い、工夫しながら、米づくりに取り組む機会を多く設けたり、加えて「読み聞かせ」の活動も大野文庫の方向性に協力していただいた。その結果「学校は、地域の教育力を生かしている」と97%の保護者が回答した。 (3) 様々な相談体制の充実により、「学校は、一人ひとりの児童の思いや、寄り添った指導をしている。」と答えた保護者が84%であった。 (4) コロナ禍により、小・中交流、小・中交流の活動が十分にできなかった。</p>	<p>(1) 地域性を考え、HPの更新だけでなく、回覧板での情報発信を行っている。地域の体育館や公民館や子ども会など、さらに情報提供の場を広げていく。 (2) 地域の教育力の活用では、米づくり体験やサツマイモ栽培など労働生産的活動だけでなく、キャリア教育などで地域の人材と連携して行けるようにしたい。 (3) 保護者の学校教育に対する協力体制の充実とともに、保護者の相談体制を構築し、連携して児童たちを育てる体制を構築したい。 (4) 小・中交流を推進するために、学習活動の交流、生徒指導の情報交換において、中学校区内での連携を深め、より一層、一人ひとりの成長を支援する体制をつくる。</p>	<p>・米づくり学習の保護者の協力については、改善していただけた。ありがとうございます。 ・米づくり学習の保護者の協力については、改善していただけた。ありがとうございます。</p>

学校名：守谷市立高野小学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
<p>42号</p>	<p>70</p>	<p>【1次】 【2次】 【3次】</p>	<p>【1次】 【2次】 【3次】</p>	<p>【1次】 【2次】 【3次】</p>
<p>ステップアッププラン 【1次】 【2次】 【3次】</p>	<p>1 主体的・対話的で深い学びを目指した学力の向上 (1) 守谷型カリキュラムマネジメントを導入し、学習効果の最大化を図り、表現力を育成する。 【第1次教育改善プラン※以下1次】 【第2次教育改善プラン※以下2次】 【第3次教育改善プラン※以下3次】 (2) 教科担任制を生かした教科経営を推進し、授業研究を通して指導改善の努め、学びに向かう力を育成する。 (3) 学校図書館・中央図書館を活用し、探究的学習及び家庭学習の充実を図る。 【1次】</p>	<p>○ 電子辞書やタブレット等のICT機器による発音や意見交換等の場を充実することができた。 ○ 教科担任の専門性を生かした授業実践や「振り返り」の場の充実で児童の学習意欲を高めることができた。学校生活アンケート「授業が分かる」で96%が肯定的な回答であった。 ○ 中央図書館職員、図書室司書によるブックトーク・読み聞かせ、図書委員会による「こどもの本総選挙」を実施した。「読書数50冊」の達成率は85%である。 ○ いじめに関するアンケートを踏まえ毎月いじめ対策会議で対策に協議し、いじめの未然防止、早期対応することができた。また、いじめ防止の授業の実践を通して、児童のいじめ防止の意識を高めることができた。 ○ 守谷詩、ハートという運動の心のたがやし、道徳科では心情円盤を活用し、自己の生き方についての考えや自覚を深める授業の充実を図ることができた。 ○ Q-1テストの結果を検討し、学級づくりを生かすことができた。学校生活アンケート「みんなの役に立ちたい」では85%が肯定的であった。</p>	<p>・学校生活アンケート「進んで発表をしている」は54%であった。分かる授業の実践とともに様々な表現の場を設けて「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学力向上を図っていく。 ・保護者アンケート「家庭で進んで学習に取り組んでいる」では肯定的な回答が66%に止まっている。家庭学習の習慣化を高める必要がある。さらに、一人1台のタブレット活用による家庭学習の質の向上を図っていく。 ・学校図書館を計画的に利用した読書指導を継続していく。 ・いじめに関するアンケートの対応について、関係児童の保護者へ連絡・報告を密にしながら連携し、早期解決に努めていく。 ・学校生活アンケート「あいさつはよくしている」88%、保護者アンケート「あいさつはよくしている」80%であった。令和2年度より7%以上高くなっているが95%を目指して指導の充実を図っていく。 ・学校生活アンケート「自分よりよいところがある」80%であった。道徳教育において自己肯定感を高める指導の充実を図り、90%以上を目指していく。</p>	<p>・タブレット等を活用し学習の効率性が高まっていると感じた。 ・家庭学習については、保護者の考え方や家庭環境の影響が大きいので大変ではあるが、引き続き粘り強い指導をお願いしたい。 ・読書の重要性が浸透していると思われ、今後も読書指導を継続していただきたい。 ・いじめについては、今後も児童の小さな変化やサインを見逃さず、学校全体で適切に対応していただきたい。 ・登下校時などに気持ちの良い挨拶をしてくれる児童が多い。 ・コロナ禍の影響等もあり、行事の精進が行われているが、赤っ腹まつりのような伝統的な行事は残していただきたい。 ・体力テストの結果が県平均を上回っているがコロナ禍以前の令和元年度と比較して10%なので早急に対策を講じていく。 ・一斉下校時に、生徒指導担当から交通安全について指導しているのが良い。 ・いじめの教育については、PTAとして今年度から講師謝金の援助をしていきたい。 ・1年生から英語の授業があり、1年生の活動している表情がすばらしい。 ・英語で親しむ機会を増やすとともに中学校との連携を充実し、英語の円滑な接続を期待する。</p>
<p>ヘルス&amp;フイジカルプラン (健康と体力を大きくむ教育の推進)</p>	<p>1 体育の授業や体育的行事の充実を通して体力の向上 ・体力テスト、持久走タイム、なわとびタイム等 ※体力テストにおける課題→投球、シャトルラン ・「遊ゆうタイム」の創設と実施 2 学校内外における安全指導、保健指導の充実 ・様々な災害を想定した避難訓練、児童の視点による安全点検 ・いじめの授業、薬物乱用防止教室 3 食に関する指導を通して望ましい食習慣の形成 ・委員会による食育推進の活動(放送)</p>	<p>○ 「遊ゆうタイム」による休み時間の外遊びや、体育での学習カードの活用により体力の向上を継続して進めることができた。令和3年度の体力テストA+Bの割合は54%で、県平均を5%上回った。 ○ 各学年で様々な災害を想定した訓練をしたり、動画を視聴したりすることができた。児童の視点で安全点検を実施することで危険回避能力を育成することができた。 ○ 「いじめの授業」を通して、感謝の気持ちや将来の夢や希望を持つ機会を提供できた。 ○ 委員会が食に関する放送を行い、児童の食に関する意識を高めることができた。</p>	<p>・体力テストでは、A+Bの割合は県平均を上回っているがコロナ禍以前の令和元年度と比較すると、10%になってきている。ウイズコロナを踏まえつつ運動時間の確保と運動の習慣化を図っていく。投球が低いという実態から、児童がドッジボールを楽しめるようにコートを整備を進める。 ・当事者意識を醸成できるよう、様々な状況に設定した避難訓練を行い、児童の危険回避能力を高めていく。一斉下校時の安全指導を継続的に実施していく。 ・養護教諭を中心に「性教育」や「がん教育」等の「いのちの授業」を継続していく。 ・栄養教諭の専門性を生かした指導の場を設けていく。</p>	<p>・1年生から英語の授業があり、1年生の活動している表情がすばらしい。 ・英語で親しむ機会を増やすとともに中学校との連携を充実し、英語の円滑な接続を期待する。</p>
<p>ニュージェネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>1 AIと外国語活動の充実 ・英語活動/外国語活動/外国語科の授業、English Day英語による朝の会、朝の会 【2次】 2 情報活用能力の育成と情報モラル教育の充実(ICT機器及びICT支援員の有効活用) ・一人1台タブレットによる個別対応した学習と協働学習 【3次】</p>	<p>○ AIとふれ合う場を設定するなど外国語活動の充実を図ることができた。IRTとALTとの連携による研修会を実施し指導力の向上を図ることができた。学校生活アンケート「外国の先生との活動は楽しい」は77%であった。 ○ 低学年でも「iPadの立ち上げ方」「MetaMoji」「eライブラリ」を学び、タブレットを効果的に活用し協働学習を進めることができた。学校生活アンケート「タブレットをつかった学習は楽しい」は94%であった。</p>	<p>・「タブレット」は、A+Bの割合は県平均を上回っているがコロナ禍以前の令和元年度と比較すると、10%になってきている。ウイズコロナを踏まえつつ運動時間の確保と運動の習慣化を図っていく。投球が低いという実態から、児童がドッジボールを楽しめるようにコートを整備を進める。 ・当事者意識を醸成できるよう、様々な状況に設定した避難訓練を行い、児童の危険回避能力を高めていく。一斉下校時の安全指導を継続的に実施していく。 ・養護教諭を中心に「性教育」や「がん教育」等の「いのちの授業」を継続していく。 ・栄養教諭の専門性を生かした指導の場を設けていく。</p>	<p>・1年生から英語の授業があり、1年生の活動している表情がすばらしい。 ・英語で親しむ機会を増やすとともに中学校との連携を充実し、英語の円滑な接続を期待する。</p>
<p>バーナーシッププラン (開かれた学校づくりと学校家庭・地域等の連携)</p>	<p>1 きらめきプロジェクトの継承 継続 深化 発展 ・学びのプランの定着、中学校区での連携・協力 【1次】 2 児童の活動状況の把握的な密着と保護者との連携 ・IP、学校により、行事公開(赤っ腹まつり) ・学校ポータルサイトに児童の様子を知らせてくれる」は87%が肯定的であった。 3 外部教育者の活用 【市・学校・マニフェスト】 ・学習…米作り、ザリガニ釣り、職業人に聞く ・安全…保護者や高野まちづくり協議会による通学路の安全確保</p>	<p>○ きらめきプロジェクトについては、ポストコロナにおいてもオンラインを効果的に活用して小・小中連携を推進していく。 ○ ポータルサイトについては、ポストコロナにおいても保護者との情報共有の場として積極的に活用していく。行事公開については、コロナ感染の状況を踏まえ、児童の安全を確保し公開に努めていく。 ○ 高野人材バンクや市コミュニティ・スクールボランティアにより地域の人材を活用した体験活動を充実していく。高野まちづくり協議会と連携し、交通安全や初犯、防災など安全面の一層の充実を図っていく。</p>	<p>・「タブレット」は、A+Bの割合は県平均を上回っているがコロナ禍以前の令和元年度と比較すると、10%になってきている。ウイズコロナを踏まえつつ運動時間の確保と運動の習慣化を図っていく。投球が低いという実態から、児童がドッジボールを楽しめるようにコートを整備を進める。 ・当事者意識を醸成できるよう、様々な状況に設定した避難訓練を行い、児童の危険回避能力を高めていく。一斉下校時の安全指導を継続的に実施していく。 ・養護教諭を中心に「性教育」や「がん教育」等の「いのちの授業」を継続していく。 ・栄養教諭の専門性を生かした指導の場を設けていく。</p>	<p>・1年生から英語の授業があり、1年生の活動している表情がすばらしい。 ・英語で親しむ機会を増やすとともに中学校との連携を充実し、英語の円滑な接続を期待する。</p>



学校名：黒内小学校

年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方からいただいた意見
<p>Ⅰ 3年度目標 ステップアッププラン （豊かな学力の育成）</p>	<p>1 児童が自ら問いをもち、考えて行動する場を増やす (1) 主体的・協力的・探究的な学びを目指し、授業研究を進める。 (2) iPadを使用した授業の推進 (3) 「家庭学習の手引き」を活用し、自主学習の確立 (4) 個人応じたいきめ配りや分りやすい授業 【目標数値】 ・授業がおもしろい」と思う児童の割合 90%以上 ・読書冊数で県教育長賞(小・50冊以上、中・30冊以上)を受賞する児童の割合 90%</p>	<p>・児童が自ら問いをもち、考えて行動する場を増やす」を目標に主体的な学びを目指し、課題の工夫など授業の導入に力を入れ研究した。 ・授業がわかりやすいと回答した児童91%「授業がおもしろい」と思ってもらえるよう日々教研研究をしている結果が表付られた。 ・感染対策を講じた上で、対話的な学びを進めるため、iPadを活用し、意見の交換を行った。iPadを使用した授業が楽しいと回答した児童95%。 ・「お子さんは意欲的に授業に取り組んでいる」と回答した保護者92%</p>	<p>・基本が知識の定着を図られたので、さらに知識・技能の活用のために、iPadを含めたICT機器や思考ツールを有効に活用するための研修を進めていきたい。 ・「お子さんは、毎日帰宅後に自主学習に取り組んでいる」と回答した保護者73% ・「自主学習に毎日取り組んでいる」と回答した児童79% ・「児童の主体性や家庭学習の習慣化につながる指導を行っている」と回答した教職員79% ・アンケート結果からは自主学習の確立にやや課題が見られる。自ら問いを持てる児童の育成をさらに研修する必要がある。</p>	<p>・児童が新型コロナウィルスについて身近に体験できた機会もあった。この機会に、ウィルスや免疫など高度で専門的な知識を学ぶことで将来に役立つと考える。 ・ペアやグループ学習をすることで、自分の考えだけでなく友達のことを聞くことにより考えを深めることができる。今後も、学びの深まる学習活動を取り入れてほしい。</p>
<p>Ⅱ ハートフューマンプラン （豊かな心をほぐくむ教育の推進）</p>	<p>2 互いに認め、支え、高め合い、目標実現に向かう最高の学習づくり (1) いじめなどどんな理由があってもいけない、という気持ちを持つ。 (2) 中央図書館や学校図書室の効果的な活用により読書量を増やし、情緒を育てる。 【目標数値】 ・ハートフルにおける「学級満足度」80%以上 ・人の役に立つことがうれいと感じる児童を90%以上 ・自分ほほいところがあると思っている児童の割合85%以上</p>	<p>・豊かな心を育む教育の充実を図ることができたことにより教員目標をほぼ達成できた。 ・ハートフル(4年生以上)を2回実施し、「学級満足度」80%以上達成、分析結果を基に、学級集団の対極を把握し、その程度、気になる児童への手立てや学級運営に役立てた。 ・人の役に立ちたいと思っている児童94% ・自分には良いところがあると思っている児童82% ・学校が楽しいと回答した児童90% ・いじめなどどんな理由があってもいけないと回答した児童98% ・年間50冊の目標に向けて、読書ががんばっている児童82%</p>	<p>・生活アンケートの毎月実施の継続 ・定期的に教育相談を設け、児童間の嫌がらせやトラブルなど、早期に実態を把握し、解決を図る取組の継続 ・相手の立場に立って想像力を働かせることは苦手な児童がや見られる。今後も道徳教育や学級活動を通じて心の絆を引き続き行っていく。 ・SCやSSWなど外部の専門家を効果的に活用したい。 ・iPad持ち帰りを見据えて、SNS、タブレットなど情報モラルの対応について進めていきたい。</p>	<p>・コロナ禍で、人との関わりが希薄になってきている現状において、相互に助け合って生きていく大切さを伝える教育が、より一層、重要になる。 ・学級づくりを通して、自己肯定感を高めたい。 ・様々な取組で各項目の評価を上げており、高い教育力を感ずる。</p>
<p>Ⅲ ヘルス&amp;エイカルプラン （健康と体力をほぐくむ教育の推進）</p>	<p>3 たくましい体の育成 (1) 体育の授業を通して、体力の向上に努める。 (2) 剣に関する指導を充実と望ましい食習慣の啓発 (3) 器物利用防止教室、柱に関する指導の充実を図る。 (4) 遊ゆうタイムの導入による外遊びの励行 (5) 新型コロナウィルス感染症に関する正しい知識の指導の充実を図る。 【目標数値】 ・元気なあいさぎができる児童80%以上 ・感染症対策について正しい知識を身につけ、これを選べる行動がとれる児童100%</p>	<p>・元気なあいさぎをしようとして回答した児童81% ・感染予防のためにこまめに手を洗っている回答95%と外遊びを奨励したにも関わらず伸び悩んだ。 ・体力テストA+Bの児童男児38.8%、女児44.3%で合計的に県の平均を下回っている。柔軟性があるが、握力や瞬脚力が弱い。 ・全教員で授業参事による給食指導を実施した。 ・業師を講師に招き、入道小学校と合同でZoomを活用し、保健教育を実施。</p>	<p>・遊ゆうタイムを導入して外遊びを奨励したが、外遊びの継続にはつながらなかった。体力の低下を図る必要があるため、児童増加に伴い、体育館や運動場の使用が制限されるため、更に体力が低下しやすくなる懸念している。 ・熱中症対策や感染予防対策をした上で、体育的行事を工夫して実施し、目標をもって様々な運動に取り組む。体力向上に努めたい。 ・目の体操やオンラインで考えられる健康不図に関する動画を作成し、自宅学習期間中も健康で安全な生活が送れるよう配慮してきた。今後も継続したい。</p>	<p>・公園で外遊びをしている児童も減っている。体力面が心配である。 ・小学生時代は特に、知能体のバランスが大いな時期である。学校で、ぜひ取り組んでほしい分野である。</p>
<p>Ⅳ ニュージェネレーションプラン （新しい時代に対応した教育の推進）</p>	<p>4 変化に対応できる教育の推進 (1) 「宇谷型Etech」でプログラミング教育の推進 (2) 児童のICT活用能力を育てる。 (3) テレ会議システムを活用した交流学習 【目標数値】 ・英語の学習が楽しいと感じる児童90%以上 ・プログラミング学習が楽しいと感じる児童90%以上</p>	<p>・外国語の学習が楽しいと感じている児童88% ・プログラミング学習が楽しいと感じている児童95% ・臨時休校中も、オンライン学習、オンデマンド学習と併用し、家庭の多様なネット環境にも配慮した授業を提供した。 ・テレ会議システムを活用し、保幼小、小中、小中間の交流授業を行った。</p>	<p>・外国語の学習が楽しいと感じているが、習った英語を使ってALTと簡単な会話ができると回答した児童は77%であった。担任教師の英語指導力向上を図り、コミュニケーションの時間を十分に確保したい。 ・児童自らが問いを持ち、主体的、対話的で深い学びを実現していくために、ICTをどのように活用するかをさらに追究する必要がある。 ・施設が個別一貫教育を進めていくために、テレビ会議などをさらに活用していく。そのために、中学校区での教育課程の共通化を検討する。</p>	<p>・デジタル社会は是非に関係なく進んでいくが、その中でもアナログ的なものを取り入れてもらいたい。児童は五感を働かせることにより発音・成長していくが、現代の児童はうまく形成されていくか気がかりである。</p>
<p>Ⅴ パートナーシッププラン （開かれた学校づくりと学級・家庭・地域の連携）</p>	<p>5 開かれた学校づくり (1) 学校IPやメルマガ等で積極的に情報発信をし、開かれた学校づくりを進める。 (2) 外部人材を積極的に活用し特色ある教育活動を展開する。 【目標数値】 ・GoogleClassroom 活用率100% ・地域人材、保護者ボランティアの活用 年間100人以上</p>	<p>・学校は、またよりポータルサイト、GoogleClassroom等で積極的に情報発信していると回答した保護者91% ・保護者に対してはポータルサイトやGoogleClassroomを活用し情報を発信した。外部にはIPに日々の様子を毎日アップし、開かれた学校づくりに努めている。 ・生涯学習課や保健福祉課と連携し、外部人材を活用した福祉教育やキャリア教育を行った。 ・学校事故について、迅速・丁寧な対応を徹底してきた。</p>	<p>・児童の安全確保や、学習支援などで、保護者や地域と連携した活動を、今後も多くの場面で設定していきたい。 ・外部人材を活用したキャリア教育を企画したが、コロナ禍のため一部の職種においては、オンラインの足場となった。社団法人から話を聞くことでも将来の夢に向かっての道道を立てようと感じた児童が得えた。次年度は対面での実施を実現させたい。</p>	<p>・コロナ禍であるため、ICTなどを活用して交流活動を実施してほしい。</p>



学校名：守谷市立郷州小学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
<p>【目標】 授業が分かる、楽しいと感じる児童の割合90% みんなに進めたい一冊の本50冊達成100%</p> <p>【施策】 ①一人一貫教育学習スキルを活用した授業の実践 ②教科担任制による深い学びの実践 ③中央図書館と連携した知識と感動の共有化 ④通級指導教室・習熟度別個別支援 ⑤IDを軸とした、個を大切にす授業 ⑥eラーニングの活用や家庭学習の充実、学力保障 ⑦GOGOタイム(モジュール)による学習の蓄積 ⑧1人1台のタブレットによる、個に応じた学びの充実と広がり(学びの自由)</p>	<p>【目標】 授業が分かる、楽しいと感じる児童の割合90%</p> <p>【施策】 ①家庭との連絡、ポータルサイト、メール、HP等、各家庭とつながる多様な手立ての活用 ②特別の教科道徳の時間による生きる力の育成 ③一人ひとりが主役の学級づくり ④他者が役立つ体験活動「委員会活動」 ⑤いじめをなくそう仲間いっしょに「家守詩の実施」 ⑥地域からの支援を地域に返す心の育成 ⑦市一貫教育生活スキルの定着「日常化」と「具休化」 ⑧配慮を要する児童への組織的対応</p>	<p>①授業が分かる、楽しいと感じる児童の割合94%</p> <p>②みんなに進めたい一冊の本50冊達成率98%</p> <p>③オンラインを活用した小中交流授業の実施</p> <p>④教科担任制4教科実施(理科・音楽・図工・社会)</p> <p>⑤週1回図書室を利用した授業を全学級で実施</p> <p>⑥UDや特別支援教育の視点を取り入れた個に応じた授業を展開するための、月1回の校内研修及び授業研究会の実施</p> <p>⑦家庭での学習を毎日行っている児童の割合98%</p> <p>⑧朝のモジュールタイムによる国語学習を全学級で実施</p> <p>⑨1人1台のタブレットを活用した授業改善を全職員で実施</p> <p>⑩タブレットを使った学習を進んでいる児童の割合99%</p>	<p>①守谷市学校教育プランの進化形として守谷型カリキュラムマネジメントを活用し、学びの質の向上及びこれまでの課題解決を図りながら、全職員が児童に寄り添う教育活動をさらに展開する。</p> <p>②1人1台のタブレットを活用した学習の個別化や授業改善、学校と家庭の連絡の充実、学習保障の実現により、持続可能な社会の担い手となる児童の育成に、重点的に取り組む。</p> <p>③表現力を高め、学びを深めながら、主体的・対話的で深い学びを目指した学びの向上を図る。</p> <p>④UDや特別支援教育の視点での学習環境の整備を進める。</p>	<p>・2021 守谷市立郷州小学校グランドデザインに基づき、適切に運営された、教職員の皆様のご努力の賜物である。</p> <p>・オンライン授業の実施によって、体障がいや不登校の子なども授業に参加し、いじめをなくそう学習することが可能になったことは、よかったです。スタートするまでの先生方のご尽力に感謝。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の中、児童一人ひとりの学力へ配慮した授業に感じます。</p>
<p>II ハートフォーメン ーヒーローマン プラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)</p>	<p>【目標】 体力テストA+B=60%の実現</p> <p>【施策】 ①体力増強3プラン(投力・運動量・食育) ②健康増進3プラン(朝食・歯磨き・睡眠) ③元気づくりの奨励(菜園休み・居休み) ④発育と生命尊重を伴う性教育教室 ⑤危機回避能力を高める避難訓練及び感染症予防対策(家庭との連携) ⑥安全確保の学校班会議・登下校指導の徹底 ⑦新型コロナウイルスに対応する新しい学校生活様式的确立と健康教育の充実</p>	<p>①体力テストA+B=52%(県平均+8%)</p> <p>②体力増強により、果体力づくりに奨励賞受賞</p> <p>③保健委員会児童による歯磨き・感染症予防集会の実施</p> <p>④発育や居休みを活用した情緒的な外遊の実施</p> <p>⑤健康を守る学習会(食育・薬物乱用防止教室)の実施</p> <p>⑥地震・火災避難訓練、ICTを活用した安全教室の実施</p> <p>⑦学校は、子どもたちの健康や安全管理、交通事故の防止に努めていると感じる保護者の割合96%</p> <p>⑧児童主体の感染症拡大防止、新しい生活様式への意識向上</p>	<p>①もろやニューノーマルプランを展開する中で、コロナ時代の新しい学校生活様式を見直しながら、児童・教職員・保護者にとって、心身共に安全で安心な教育環境の充実と整備による学校づくりを進める。</p> <p>②自分の命は自分で守るという意識や危機回避能力を高めるための避難訓練を実施すると共に、ICTを活用した発酵的・体験的な安全教室を行うことで、児童の安全能力の育成を図る。</p> <p>③菜園や居休み、ロング居休みを効果的に活用し、児童が主体的に体方向上に取り組みする環境整備を進める。</p>	<p>・コロナ禍であったとしても、子どもたちが楽しみにしている運動会などが実施できるよに工夫されていて、ありがとうございます。</p> <p>・「オンライン」・「バラン」・「ピン」・「ビック」教育推進事業」の記事を読んだ。オンラインで体験活動を取り入れることもでき、こんなこともできるのかと感心した。すばらしい取組である。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の環境下において活動の制限があったことは否めないと思う。</p>
<p>III ヘルス&amp;フ ィジカルプラ ン (健康と体力を はぐくむ教育 の推進)</p>	<p>【目標】 英語・外国語活動が楽しい児童の割合90%</p> <p>【施策】 ①英語活動・外国語活動の充実 ②プログラミング学習の全学級実施 ③English Dayによる英語の日常化 ④WEB会議システム、ICT機器を活用した授業 ⑤eラーニングを活用した学びの充実 ⑥夢を持てるキャリア教育の充実 ⑦1人1台のタブレット学習による教材や指導方法の開発</p>	<p>①英語活動・外国語活動・外国語科を楽しいと感じる児童の割合92%</p> <p>②授業で児童が自らICT機器を活用する割合98%</p> <p>③ALTとの交流や活動が楽しいと感じる児童の割合93%</p> <p>④プログラミング学習が楽しいと感じる児童の割合88%</p> <p>⑤英語で会話するEnglish Dayを毎週金曜日実施</p> <p>⑥オンラインによる音楽鑑賞会・小中交流会、企業と連携したオンライン工場見学・実習授業の実施</p> <p>⑦将来の夢や目標を持っている児童の割合87%</p> <p>⑧タブレット活用の授業が楽しいと感じる児童の割合98%</p>	<p>①家庭や地域社会との信頼関係を基盤に、ポータルサイト・メール・HP等、各家庭とつながる多様な手立てにより、連携を深め、開かれた学校づくりをさらに推進する。</p> <p>②各層の児童や保護者やボランティア等をはじめ、あらゆる世代の方々と交流する中で、人々と交わることの大切さや自分の生きる力に生かそうとする態度を育て、</p> <p>③地域の方々やスクールサポーターとの連携・協働の方法を工夫改善しながら、地域に貢献することのできる活動を企画・運営することで、地域に積極的に関わっていくこととする主体性を養う。</p>	<p>・守谷ALTが充実していて、英語に触れる機会が多いことは、よいことである。</p> <p>・オンライン工場見学やプログラミング学習など、時代に即した学習をどんどん取り入れており、とてもよい。</p> <p>・国の政策とも相まってIT関連教育ご積極的取り組みは相応しいと、大いに評価する。</p> <p>・新しい時代に対応した教育を受けられる児童はすばらしいと感じる。</p>
<p>IV ニュージェ ネレーション プラン (新しい時代に 対応した教育 の推進)</p>	<p>【目標】 スクールサポーター登録者の活用率100%</p> <p>【施策】 ①スクールサポーターの有効活用 ②児童の活躍する姿を積極的に発信し、教育活動の理解を深め、教育活動の更なる活性化 ③各層よりの積極的な発行 ④施設地域連携(寺子屋+児童クラブ)、元氣サロン・郷州公民館・みずき野集会所との連携 ⑤PTA・おやじの会による保護者参加型活動 ⑥「いきいきニア万国もりや」教育支援団 ⑦みずき野地区まちづくり協議会との連携</p>	<p>①スクールサポーター登録者の活用率68%</p> <p>②防犯ボランティア登下校時交通安全指導実施100%</p> <p>③ホームページをほぼ毎日更新</p> <p>④教育活動や児童の活躍の様子を、ホームページや各種により分かりやすく伝えていくと感じる保護者の割合85%</p> <p>⑤学校は、保護者や地域の力やスクールサポーターとの連携に努めていると感じる保護者の割合93%</p> <p>⑥シニア世代との協働による教育活動は令和3年度未実施</p> <p>⑦地域と協働した「守谷市20周年事業ワークショップ」や施設見学・体験活動の実施</p>	<p>①家庭や地域社会との信頼関係を基盤に、ポータルサイト・メール・HP等、各家庭とつながる多様な手立てにより、連携を深め、開かれた学校づくりをさらに推進する。</p> <p>②各層の児童や保護者やボランティア等をはじめ、あらゆる世代の方々と交流する中で、人々と交わることの大切さや自分の生きる力に生かそうとする態度を育て、</p> <p>③地域の方々やスクールサポーターとの連携・協働の方法を工夫改善しながら、地域に貢献することのできる活動を企画・運営することで、地域に積極的に関わっていくこととする主体性を養う。</p>	<p>・子どもたちは、スクールサポーターの方々と同様、親や先生以外の大人から学ぶことができていると、有意義である。サポーターも楽しんでおられることが存続のポイントであると思う。</p> <p>・郷州小学校には活動的にスクールサポーターの協力を得ている各種授業支援等があったが、コロナ禍対応を避けることかからサポーターの授業への出席が少なかつたことは残念である。</p>

学校名：松前台小学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
<p>I ステップアッププラン (確かな学力の育成)</p>	<p>1 自分の考えを表現する力の育成 (コミュニケーションタイムを活用した授業展開、和訳指導の充実)</p> <p>2 市教育改善プランの自校化→習熟度別・教科担任制</p> <p>3 ガイドラインに基づく探求型学習の充実</p> <p>4 家庭学習の習慣化 (学習の奨励・家庭学習のびびきの活用)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業がよく分かる 90%</li> <li>家庭学習 (学年×10分+10分) の習慣化 80%</li> </ul>	<p>校内研修のテーマを「協働を立てて考え、適切に表現する力を育てる学習指導のあり方」とし授業研究を実施 (座談会1回、全教科領域にわたる授業公開1人1回) することによって、職員一人ひとりの授業力が向上した。</p> <p>アンケート「授業の考えを聞いたりして」については、児童の87%は肯定的に回答し、おおよそ児童同士のコミュニケーションの育ちが良かった。</p> <p>アンケート「授業がよく分かる」については、児童の92%が肯定的に回答し、数値目標を上回った。</p> <p>アンケート「家庭学習 (学年×10分+10分)」については、児童の79%が肯定的に回答し、昨年度の結果より7ポイント下回るものの家庭学習の定着が図られた。</p> <p>松前っ子きらめきフォーラムとして、「いじめをなくそう! 仲良し週間」を5月に実施した。各学級で、いじめを起さなないための行動目標を明確に持たせたことにより、いじめ防止の意識が向上し、他を思いやる心が育った。</p> <p>アンケート「学校へ来るのが楽しい」については、保護者の90%、児童の87%が肯定的に回答となった。</p> <p>アンケート「家の人や地域の人とあそぶことができる」については、保護者の88%、児童の90%が肯定的に回答した。</p> <p>アンケート「みんなにすすめたい一冊の本」では、年間50冊以上読書をしている児童は67%だった。(1月末)</p> <p>海潮館時間「いばい一生懸命取り組んでいる児童が多く、アンケートでも、児童の92%が肯定的に回答した。</p>	<p>・自分の考えを表現する力の育成を図る「コミュニケーションタイム」の校外研修を計画し、来年度も継続していく。</p> <p>・高学年においては、教科担任制による専門性を有する教員の指導で主体的・対協的で深い学びを実現し、中学校の授業へスムーズに移行できるようにしていく。</p> <p>・異学級研修のためのテストの結果から、創造的に文章を読み取る力の育成の課題があることから国語科を中心とし、文章を正しく読み取り、自分なりに解釈し、自分の考えを表現する授業を展開していく。</p> <p>・家庭学習では、補充的・発展的な内容や、必要に応じて学習を奨励する。また、タブレットを有効活用し、学習の自立化を図りながら課題の出し方についても工夫、改善していく。</p>	<p>・コロナ禍の中で、ハイブリッド授業を実施しているが、児童の学びの保障につながっている。</p> <p>・児童一人ひとりが進んで学習する習慣を身に付けるように支援してほしい。そのためにも、児童自身が学習することに価値を見出し、学習が好きなことになり、授業でなく教科書だけでなく教科書以外の教材などを使って面白く学ぶ機会を作してほしい。</p> <p>・時々でもいいので、教師による自主学習ノートへのコメントがあると児童はモチベーションが高まる。</p> <p>・地域で児童を見かけると挨拶をしてくれるが、高学年になると外遊びが減っているため、見守ってほしい。</p> <p>・いじめゼロだけでなく、いじめを解決した数を評価していくと良い。</p> <p>・いじめをなくそう! 仲良し週間」等、いじめ対策に向けた取組を通して、今後ともいじめの早期発見・早期解決につなげてほしい。</p> <p>・「学校へ来るのが楽しい。」の目標値をできるなら、100%にしてほしい。</p> <p>・学校は感染症予防対策を図りながらの教育活動で本当に大変だと思うが、保護者は、ハイブリッド授業や学校給食などで助けられている。</p> <p>・児童はコロナ禍で、体を動かす機会が減ってきているが、学校では児童に積極的に体作りの機会を作ってもらってほしい。</p> <p>・好き嫌いをなく食べることを通して食の大切さを指導してほしい。</p>
<p>II ハートマンヒーローマンプラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)</p>	<p>1 基本的な生活習慣の定着といじめゼロを目指す取組の充実 (あいさつ運動、生活アンケート、いじめをなくそう週間)</p> <p>2 体験活動や地域の方との交流を通して社会性や思いやりなどの育成 (公園探検、町探検、福祉体験、稲作体験等)</p> <p>3 授業を核とした教育活動全体を通して豊かな心の育成 (いじめ防止の授業の実施、委員会活動等)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校へ来るのが楽しい 90%</li> <li>元気にあそぶ返事をする 90%</li> <li>みんなにすすめたい一冊の本 読書 50冊達成 90%</li> </ul>	<p>アンケート「学校へ来るのが楽しい」については、保護者の90%、児童の88%が肯定的に回答した。</p> <p>アンケート「みんなにすすめたい一冊の本」では、年間50冊以上読書をしている児童は67%だった。(1月末)</p> <p>海潮館時間「いばい一生懸命取り組んでいる児童が多く、アンケートでも、児童の92%が肯定的に回答した。</p>	<p>・御所ヶ丘中学校区で連携し、他を思いやる心を育て、いじめのない楽しい学校づくりに向けた継続的な交流を実施することが重要である。今後も児童の自己有用感を高める工夫をしながら、中学校区一貫教育部の充実を図る。</p> <p>・毎月実施している生活アンケートとその後の面談を工夫、改善したりして、教育相談を充実させたり、いじめを未然に防いだりしながら、不登校児童や不登校傾向が見られる児童の解消に努める。</p> <p>・立地条件を大いに生かし、隣接するもりやが公園との交流、小・中学校区にある守谷高校との交流をさらに深めていく。</p> <p>・小・小共同授業について教科や領域を広げていく。</p> <p>・コロナ禍でできる体力の向上を図るために、側面工夫をして外遊びを全校で奨励したり体育の授業の充実を図ったりしていく。</p> <p>・外部講師による備前がき指導や栄養指導等学習効果が高いので、引き続き積極的に取り組めるようしていく。</p> <p>・食物アレルギーのある児童は8名在籍している。学校におけるアレルギー一貫防止の徹底を図っていく。また、全教職員が継続してエビイベント講習と AED 講習などを受講する中で危機管理意識の高揚を図っていく。</p>	
<p>III ヘルズ&amp;フレンジイジカルプラン (健康と体力をはぐくむ教育の推進)</p>	<p>1 感染症対策・感染症教育の徹底</p> <p>2 体力の向上 (遊ゆうタイムを活用した外遊び奨励)</p> <p>3 健康教育の推進による好ましい生活習慣の育成 (薬物乱用防止教室、備前がき教室)</p> <p>4 食に関する指導と好ましい生活習慣の育成</p> <p>5 安全教育の推進 (地域連帯防災訓練)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用の実施 (雨天時以外)</li> <li>ゲストティーチャー (CT) 指導の充実 (学年1回以上) 100%</li> </ul>	<p>アンケート「休み時間、外遊びが好きな理由」については、児童の77%が肯定的に回答した。保護者アンケート「休み時間、外遊びが好きな理由」については、児童の72%が肯定的に回答を得た。</p> <p>アンケート「毎朝、朝ご飯を食べる習慣がある」については、保護者の98%が肯定的に回答した。</p> <p>・コロナ禍で、感染症対策・教育を徹底し、児童の安心安全に配慮し、CTを活用した。(各学年100%)</p>	<p>・学校は感染症予防対策を図りながらの教育活動で本当に大変だと思うが、保護者は、ハイブリッド授業や学校給食などで助けられている。</p> <p>・児童はコロナ禍で、体を動かす機会が減ってきているが、学校では児童に積極的に体作りの機会を作ってもらってほしい。</p> <p>・好き嫌いをなく食べることを通して食の大切さを指導してほしい。</p>	
<p>IV ニュージェネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>1 ICT教育・体験型プログラミング教育の実施 (1人1台のタブレットによる個性に応じた学びの充実)</p> <p>2 オンラインを活用した家庭とのデジタル連携の推進</p> <p>3 英語教育・国際教育の推進 (Morning Meetingの実施)</p> <p>4 キャリア教育の推進→基礎的・汎用的能力の育成 (職場見学・体験、守谷高校生との交流会)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT機器活用 全学年年間200回</li> <li>プログラミングに関する授業 年間20時間</li> </ul>	<p>守谷型IGAスクール構想に基づいた実践を充実させ、学習でのタブレットを活用しながら、プログラミングスキルの定着を図る。</p> <p>オンラインを活用した学校と家庭のデジタル連携を継続し、双方向性の授業を強化していく。</p> <p>・英語科は、校外研修の充実を図り中学校とも連携していく。</p> <p>・守谷高校生とのキャリア教育交流は、6年生が高校進学までを見据え、進学への希望や目標をもつ貴重な体験になっているので、今後も継続していく。</p>	<p>・守谷のICT環境の質の高さは、他市町村と比較しても高く、ハイブリッド授業は保護者も児童も助かっている。</p> <p>・ICTの活用は素晴らしいが、家庭環境によって差が出ないか、疑問である。</p> <p>・プログラミングスキルの定着と向上に努めてほしい。</p> <p>・今後も保幼小一貫教育の充実と努めてほしい。</p>	
<p>パートナーストッププラン (開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携)</p>	<p>1 各種通信、HPでの情報発信 (HPの随時更新、教育活動動画の配信、PTA・地域と連携したふれあいまつり)</p> <p>2 地域行政機関と連携した地域人材の活用 (防犯パトロール、こどもを守る110番の家、学習ボランティア、読み聞かせボランティア、ゲストティーチャーによる授業)</p> <p>3 学校評価の活用 (学校評価の結果分析・学校運営へ反映)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報発信に対する保護者の満足度 90%</li> <li>ゲストティーチャー・各種ボランティアの積極的活用 100%</li> </ul>	<p>アンケート「学校は、ポータルサイトやHPなどで学校の活動を伝えようとして努力している」については、保護者の91%が肯定的に回答し、コロナ禍で行事等が削減された中で、目標を上回った。オンラインを活用した学校と保護者のデジタル連携がより深められた。</p> <p>・コロナ禍であったが、可能な範囲でゲストティーチャー・各種ボランティアなど地域人材を積極的に活用することができた。(各学年100%)</p>	<p>・小学校は、「地域とともにある」という認識で活動してほしい。</p> <p>・コロナ禍で対面コミュニケーションが減少中、感状状況に応じた対応が可能でコミュニケーション状況を検討してほしい。</p> <p>・ゲストティーチャーや地域人材を生かした学習活動をこれからも続けてほしい。</p> <p>・コロナ禍で、児童の様子を直接知る機会が減ってしまったのが残念である。</p>	

学校名：松ヶ丘小学校

42号 76

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
ステップアッププラン (確かな学力の育成)	・守谷型カリキュラム・マナジメントの推進 「主体的・対話的で深い学び」を育む授業づくり ・「学びのプラン・家庭学習の手引き」の確実な定着 ・RPAの活用を生かした教科経営の実現 ・協力的学習の計画的な設定、基礎・基本の確実な定着 ・5、6年生で教科担任制による授業の質の向上 ・中央図書館と連携、図書室を活用した探究型学習及び家庭学習の充実 <b>【目標数値】</b> ・「授業が分かる」95% 「読書冊数50冊」80%	○全ての職員がiPad等を活用し、グループ活動やペア活動が制限される中でも、意見交流やノート共有を行う事ができた。「授業が分かるやペア」)と回答した児童は98%となり目標数値を達成できた。 ○高学年の音楽、理科、工芸の教科専科、担任同士の授業交換、中学年の音楽、理科の授業の実践を実施した。ことにより、質と量両面の高い授業を行う事ができた。 ○中央図書館との連携でブックトークを実施した。感染防止のために図書館からZoomで行う試みもできた。児童の読書への興味関心を高めるきっかけをつくる事ができた。 <b>【目標数値】</b> ・「ぼっかぽプロジェクト」では、各学年での発達段階に合わせた取組、各委員会での活動内容に即した主体的取組を行った。学校独自のボランティア組織「やさしく見守り隊」の方への感謝の気持ちを表す取組を行った。 ○「学校が楽しい」と回答した児童の割合が98%、「友達と協力したり優しく接する」が91%と2項目とも目標を下回った。コロナでの休校や、様々な行事の中止、縮減、友達との関わり合いの希薄が理由として挙げられる。 ○「家守詩(やもりうた)」を第6学年で実施し、親子の心の交流を図ることができた。 ○コロナ禍でも感染対策に十分留意しながら、オンラインで避難訓練や基礎学力による健康指導、歯磨き指導を実施し、児童の安全意識向上や、保健指導の充実が図られた。 ○オンライン授業でもダンスプロジェクト等で運動不足を解消する取組を行い、「運動することが楽しい」と回答した児童が94%と目標を上回ることができた。さらに、今年度は果敢から体力作り奨励賞を授与された。 ○栄養教諭と保健師との連携強化、各級で健診教育授業を実施し、朝食を毎日食べている、95% ・「運動することが楽しい」93%	・新しい生活様式の中で、いかに主体的に対話的な学びができるかを研究していく。 ・学力定着調査の結果から、「自分の考えを理由や根拠を用いて説明する」ことが苦手な児童が多かった。副読本を活用した言葉をつなぐ活動の指導を継続して行っていく。 ・みんがしたすまいたが1冊の本推進事業では、令和2年度より達成率向上したが、1冊の読書推進事業では、令和2年度より達成度も目標達成カードへの記載の70%の達成率であった。来年度も担任が読書推進カードへの記載の70%以上、学校図書館の学級ごとの定期的利用を推進することで、来年度の達成を目指す。 ・「ぼっかぽプロジェクト」の推進に当たっては、児童の主体性を重視し、引き続き工夫ある取組を行っていく。 ・地域の方との交流や、感謝の気持ちを伝える取組について、今後も継続して行っていく。 ・自覚感情や自己有用感、道徳的実践力の向上に向け、道徳教育推進教師を中心に道徳授業を充実していく。 ・「家守詩(やもりうた)」については、道徳の年間計画に組み入れ、継続して取り組んでいく。	・児童からお礼の手紙をいただき、感動し、涙が出た。1年間無事に事故がなく、朝夕に児童を送り届けられたことに喜びを感じた。みんなの「おじいちゃん」としてこれからも児童を見守りたい。 ・コロナで学校へ行けなかったり、友達と自由に外で遊べなかったりということを児童はどう思っているのか気になる。
ヘルス&フィジカルプラン (健康と体力をはぐくむ教育の推進)	・体育授業及び体育的育の充実、体力の向上(レインボータイム「飽かたび、ランニングタイム)実施 ・学校内外における安全指導、保健指導の徹底 交通安全教室、避難訓練(引き渡しを含む)、防犯教室、ミニ保健指導、学校の外事故の未然防止、給食後の歯磨き指導、薬物乱用防止教室の実施 ・栄養教諭を活用した規則正しい生活習慣の形成 <b>【目標数値】</b> ・「朝食を毎日食べている」95% ・「運動することが楽しい」93%	○コロナ禍でも感染対策に十分留意しながら、オンラインで避難訓練や基礎学力による健康指導、歯磨き指導を実施し、児童の安全意識向上や、保健指導の充実が図られた。 ○オンライン授業でもダンスプロジェクト等で運動不足を解消する取組を行い、「運動することが楽しい」と回答した児童が94%と目標を上回ることができた。さらに、今年度は果敢から体力作り奨励賞を授与された。 ○栄養教諭と保健師との連携強化、各級で健診教育授業を実施し、朝食を毎日食べている、97%と目標を上回ることができた。 ○英語活動が楽しい」と回答した児童が82%で、目標を下回った。 ○キャリア教育が中心となり、キャリアパスポートの整備を行い、どの学年も次の学年に引き継ぐことができた。 ○ICT支援員を活用し、全学年で情報モラルについての学習を行い、情報モラルの意識を高めることができた。授業の中でタブレットを検索ツール、交流ツール、自己表現ツールとして効果的に使用し、「タブレットを使った学習が楽しい」と回答した児童が95%と目標を大きく上回った。	・今後ともコロナ禍で制限された活動の中での体力作りを工夫する必要がある。 ・あらゆる場面で想定した避難訓練を実施し、児童自らが災害等から身を守るような取組が必要である。その上で危険予測、回避能力を育成していく。 ・健康教育授業を実施したことにより、健康増進や望ましい食習慣を形成する意識を高めることができた。今後とも積極的に活用し、発達段階に応じた計画的な食育を含む健康教育指導を進めていく。	・危険予測、回避能力を育成していくためにも、いろいろな場面を想定した訓練や指導を行ってほしい。 ・様々な学校でできる体験活動をもっと増やしてほしい。
ニュレージョンプラン (新しい時代に対応した教育の推進)	・充実したICT環境を活用し、オンラインを活用した学校と家庭のデジタル連携(オンライン学習の推進、デジタル連携の活用) ・「英語活動」「外国語活動」「外国語科」において外国語教育国際教育の更なる推進 ・キャリアパスポートを活用し、主体性・学びの力を育み、自己実現を図る ・SNSによるトラブゼロを目指した情報モラル教育の充実 <b>【目標数値】</b> ・「英語活動が楽しい」85% ・「タブレットを使った学習が楽しい」90%	○「英語活動が楽しい」と回答した児童が82%で、目標を下回った。 ○キャリア教育が中心となり、キャリアパスポートの整備を行い、どの学年も次の学年に引き継ぐことができた。 ○ICT支援員を活用し、全学年で情報モラルについての学習を行い、情報モラルの意識を高めることができた。授業の中でタブレットを検索ツール、交流ツール、自己表現ツールとして効果的に使用し、「タブレットを使った学習が楽しい」と回答した児童が95%と目標を大きく上回った。	・今後もAITとの連携した授業の充実を図っていく。また、日常の生活の中に英語がある環境を整えていく。守谷市の英語検定検成事業をアピールし、英検受検率を上げていく。 ・守谷型GIGAスクール構想の実現を、学校全体で系統的に取り組んでいく。 ・情報活用能力や情報モラルについては、年間計画を見直し、研修を定期外に行っていく。	・SNSの危険性については、小学生のうちから教える必要がある。
パートナーシッププラン (開かれた学校づくりと学校の家庭・地域の連携)	・保護者や地域の声を幅広く取り入れた開かれた学校づくり ・適時の情報発信(学校HP・学校メール、学校だより、学年だより、保健だより等) ・地域ボランティア(やさしく見守り隊)との連携による登下校時の児童の安全確保 ・学校教育の活性化(おやじの会、地域の人的資源の積極的な活用) ・保幼小中高一貫教育(きらめきプロジェクト)の推進 <b>【目標数値】</b> ・「HPや各種おたよりが充実」90% ・「学校の親子がよく分かる」85%	○「やさしく見守り隊」の活動を、保護者や児童に周知、アピールした。 ○まっやま百合ヶ丘保育園の職員とコンタクトを取り、交流の約束を取りつけることができた。	・システムの移行に伴い、全職員が研修を受け、配信する情報の内容や時期、個人情報に留意し、より分かりやすく様々な手段を使って情報発信を心掛け、信頼される学校づくりを行っていく。 ・本校がボランティア組織「やさしく見守り隊」の新規募集、子どもをもまもる110番の家」の新規募集を引き続き行っていく。 ・近隣の保育園との交流を、感染対策を踏まえながら計画し、進捗を進めていく。また、スタートカリキュラムを基に保幼小交流を継続して進めていく。	・ICT環境が揃い、児童が楽しく学んでいる姿を地域の人たちに知ってもらえる機会を作りたいと思う。 ・学校は、児童の様子や情報を、HPで分かりやすく伝えていくと思う。

学校名：守谷中学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々から頂いた意見	
<p>I ステータップアッププラン (無かな学力の育成)</p> <p>II ハートフォーヒーローマンプラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)</p> <p>III ヘルス&amp;フイジカルプラン (健康と体力をはぐくむ教育の推進)</p> <p>IV ニュージェネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>○つなぐや深まりのある学びを通して、生徒にとって「おもしろい」授業の工夫</p> <p>○守谷型GIGA スクール林檎こぼれる1人1台の端末による、新たな学びの可能性を広げ、確かな学習指導の研鑽推進</p> <p>○タブレット端末の活用に向け、国語科を核とした、全職員での研究課題の共有と研究実践</p> <p>○各種アセスメントの計画的な実施及び補修指導時間の設定による毎日の授業と家庭学習サイクルの確立と定着</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かれやすい授業90%</li> <li>・電子黒板・タブレット活用したプロジェクト型授業100%</li> <li>・家庭学習学習時間達成率90%</li> </ul> <p>○生徒が自分らしさを積極的に発揮できるよう、温かい学級・安心できる学級づくりを推進する</p> <p>○人権意識や社会の一員としての態度を重点的に育てる「いじめをなくそう仲良くし週間」を実施し、いじめ撲滅を図る(学校生活アンケート、教育相談、いじめに関する道徳の授業、QUTなど)</p> <p>○学級生活、部活動、学校行事、生徒会活動などの集団活動をを通して、責任感、達成感、充実感を味わわせ、「自分ではできない」ところがある」などの自己有用感を育てる</p> <p>○集団生活のルールやマナーを守る態度を育て、社会の一員としての責任を担い、豊かな心を育てる</p> <p>○朝の読書活動や読書対決、豊かな心を育てることに、落ち着いて学習し、読書に堪能を養う</p> <p>○不登校生徒とのつながりを保ち、状況に応じ、その生徒ごとにつけてより良い支援に努める</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QUTアセスメント学級生活満足度70% いじめの解消率80%</li> <li>・自己肯定感、有用感70%、人の役に立つ80%</li> <li>・30冊読書25%</li> </ul> <p>○主幹部・コロナ感染防止の行動を実践できる生徒を育てる。命を守る教育の充実を図る(避難引き渡し訓練、薬物乱用防止、性に関する教育、AED)、望ましい食習慣の形成に努める。</p> <p>○体育授業の充実と部活動等の積極的な活動を通して、体位・体力や精神力の向上を図る。</p> <p>○全職員で体育指導に当たるなど、精神の充実を図る(特別の仕方の指導・熱心の徹底)</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食摂取率95%</li> </ul> <p>○生徒会活動を充実させ、自ら課題を見つけ、解決する力を育成する(みそあじ運動の徹底)</p> <p>○ALT・オンライン(DMM)を活用した英語指導の充実を図り、英語3級以上の取得を推奨する</p> <p>○総合的な学習を通して、課題解決・探究的な学習の充実を図る(地域学習、キャリア教育、国際理解、人権教育、伝統・文化教育、環境教育、福祉教育)</p> <p>○オンラインを活用した企業訪問や職業体験学習を通して、個性が尊重され、目標や夢をもって意欲的に生きる態度を育てる。</p> <p>○Osquiteを活用した企業訪問や職業体験学習の育成と情報モラルの教育の充実を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年英検3級65%</li> <li>・iPad等端末の活用 ICT機器活用率(満足)と満足90%</li> </ul> <p>○生徒の活動の楽しさを積極的に地域・保護者に発信していく。</p> <p>○ポータルサイトの効果的活用、新着情報やイベント発信を図る。</p> <p>○オンラインを活用し、守谷区民の相互の協力を促進(年3回以上)2000人・YouTube 活用し、地域や保護者へ学びの魅力を広く発信</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校IPの毎日更新・アクセス数2000以上、通信の発行(の連絡)</li> </ul>	<p>○コロナ禍で頻回にオンライン授業を展開し、機器の工夫やアプリ機能の活用など、日々、授業内容や指導方法の改善を図ることができた。「おささん」は授業におもしろいと感じている。「1」に肯定的な回答の保護者が78.2%。授業はおもしろいと思う「1」に肯定的な回答の生徒が87.8%という結果であった</p> <p>○全職員がICTのスキルアップに努め、全教科で1人1端末を積極的に活用、タブレットの授業活用率は100%であった</p> <p>○国語科のブラジリアンプロジェクト型授業の展開等</p> <p>○生徒への個別対応を継続し、家庭学習の習慣化を図られ、家庭学習学習時間達成率は88.7%となった</p>	<p>○「守中区授業メソッド」や「守谷のプラン」を生かし、「主体的・対話的で深い学び」を今後とも推進する</p> <p>○ICT機器をより効果的に活用するための研修を進めるとともに、それらを活用したプロジェクト型授業への改善を継続する</p> <p>○研究主任を中心に、国語科のブラジリアンプロジェクト型授業を核とし、全教科で職員の指導力・授業力の研修を深め、個々のスキルアップを図っていく</p> <p>○学習の習慣化を促すため、放課後コミュニケーションボードで個別の指導を継続させていく。また、家庭学習の学習内容を、個に応じて指導していく。</p>	<p>○いじめをなくそう仲良くし週間の取組で、道徳の授業を全学年統一的にテーマで実施し、いじめ撲滅を推進することができた。いじめはどんな理由があってもいけないことと感じている生徒は100%、いじめ解消率57.6%であった</p> <p>○交換センターの福田先生を招いて1回、いじめ対策会議を行い、いじめ防止に取り組んだ</p> <p>○「自分の良いところがある」に肯定的に回答した生徒は74.4%、「自分には将来の夢や進路目標がある」は78.6%と、自己肯定感、有用感に比較的高い</p> <p>○1人の役に立つ人財になりたいには95.2%の生徒が肯定的に答える。読み・学習習慣や人間関係づくりが推進できている</p> <p>○毎朝の読書習慣が身に付いているが、読書量は個人差がある。30冊読書率は9.0% (R3.12月現在)であった</p> <p>○QUTアセスメント学級生活満足度は57% (1回目6月実施)で、結果をもとに学級・学年経営の改善に努めてきた。さらに分析結果をもとに、今後の学級経営・生徒指導に生かしていく</p> <p>○児童生徒支援加配教員を中心に、生徒指導主任、保健主任、養護教諭、担任が連携して不登校生徒に対応してきた</p>	<p>○感染予防について引き続き意識化し、様々な場面で生徒の感染予防に対する実践力を高めていく</p> <p>○コロナ禍での健康・体力向上の取組は難しいことだが引き続き実践してほしい</p> <p>○食育は学校と保護者の意識の共有が必要である</p> <p>○朝の読書活動は、教職員の勤務時間外の毎朝等、職員意識の改善につながる</p> <p>○部活動で思い通りの活動ができないが、各自が工夫した自主トレや基礎体力の向上に努力したことは良かった</p>
	<p>○除温やマスク着用での徹底、手指消毒や清掃での消毒作業等を通して、感染予防の実践力を養うことができた。感染予防の取組を奨励して答えた生徒は94.8%となった</p> <p>○薬物乱用防止教育や性に関する教育、自己管理能力の育成、自己責任の命を守る教育を行う、自己管理能力の育成が認めることができた</p> <p>○栄養教諭中心で実施した食育指導や授業内容による読書活動により、朝読取率は92.9%となった</p> <p>○OT.Tによる体育の授業や複数回による部活動指導の結果、活動の充実を図ることができた。学校が積極的に部活動に参加している生徒は91.7%であった</p> <p>○生徒主体の企画運営を進め、生徒会活動を充実させることができた</p> <p>○2名のALTを有効に活用し、オールイングリッシュの授業を展開できた。また、DMMの活用や台湾との交流、English Forumへの参加等、英語指導の充実を図ることができた。(3年で英検3級取得している割合は60%であった)</p> <p>○オンライン企業訪問を実施し、キャリア教育の充実にも努めることができた</p> <p>○SNSが活用されたトランプルの指導等、情報モラル教育を各学年に応じた形で実施することができた</p> <p>○電子黒板やタブレット端末などを有効に活用し分かれやすい授業の展開に努めた。ICT機器を活用した授業は分かれやすいと答えた生徒の割合は92.3%であった</p>	<p>○社会生活を見直していき、よくするようにするとともに、服装や生活の仕方等規範意識の高揚を図る</p> <p>○英語科に関する市の事業(ALTの複数配置、DMMの活用、英検の補助等)を十分に生かして活用する。また、ICT機器やオンラインを積極的に活用し、新しい時代に対応した守谷型GIGAスクール構想の充実を図る</p> <p>○道徳の授業や外部機関との連携により、SNSに関連した指導や情報モラル教育を定着させ実施していく。</p>	<p>○朝のあいさつ運動が定着している。地域の方々も生徒が気持ち良くあいさつしてくれと感じている</p> <p>○オンラインでの職場体験を良い経験として身に付け、自己成長につながってほしい</p> <p>○ALTによる英語教育が推進され、英検が充実している。ネイティブが英語を聞き、話す生徒の育成に尽力してほしい</p> <p>○ALTやDMM等の活用による充実が、3年生の英検3級取得60%につながった</p> <p>○国際化、情報化社会に「国際理解」「情報・通信」等、専門家を育てる授業ができるように</p>	<p>○日々の学習よりPTやPT研修が充実している</p> <p>○学校が地域のコミュニティの場としてにも成長していくことが望ましい</p> <p>○コロナ禍で落ちた従来の授業参加に、居ると顔合わせられるのが大切である</p> <p>○部活動に外部人材を活用し、地域の生産活動の一環として育まれるように</p>	

学校名：愛宕中学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々から頂いた意見
<p>Ⅰ 主体的な学び (見直しと振り返りのある授業)</p> <p>Ⅱ ハートフット・ハイパーマンプラン (豊かな学力の育成)</p>	<p>○ 主体的な学び (見直しと振り返りのある授業)</p> <p>○ 対話的な学び(考えを広げ、深める授業)</p> <p>○ 深い学び(思考力を高める授業)</p> <p>○ 1人1台のタブレット端末による個人に合わせた学びの充実を図るオンライン学習の推進</p> <p>○ AILT・学習支援Tとの協力的な授業</p> <p>○ 定期テスト前・長期休暇等を生かした学習相談の充実</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県学診テスト各教科県平均を+7%以上</li> </ul>	<p>○ 1人1台のタブレット端末が導入されたことで、学習課題の提示方法や生徒同士の意見交換等、これまで以上にICT機器を積極的に活用することができた。</p> <p>○ 学校図書館を利用し、学校図書との協働による授業を実施し、言語活動において学習内容を深めることができた。</p> <p>■ 授業が分かりやすくなり、答えた生徒の割合が92.4%</p> <p>■ 県学診テスト(国・社・数・理・英)全ての教科で+7%以上を達成</p>	<p>○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ち、生徒に身に付けさせた学力をもとに、個別指導及び一斉指導とペア、グループなどの学び合いを効果的に位置付ける。</p> <p>○ 少人数やITによる授業、習熟度別の学習向上を目指す。</p> <p>○ 個人に合わせた授業の充実を図り、学力向上を図る。</p> <p>○ 学校図書館の充実、活用を図り、習得した知識・技能を活用する学習活動や言語活動を通して、思考力・判断力・表現力等を育成。</p>	<p>○ オンライン授業への素早い対応はとも良い。今後も、1人1台のタブレットを効果的に活用し、個人に合わせた学習を充実させてほしい。</p> <p>○ タブレットの活用も素晴らしいが、文字が書けなくなることが心配されるため、筆記も大切にしたい。</p> <p>○ コロナ禍において生徒の学力向上をお願いしたい。</p>
<p>Ⅱ ハートフット・ハイパーマンプラン (豊かな心を育む教育の推進)</p>	<p>○ 「道徳」の授業を要とした道徳教育の推進</p> <p>○ 生徒が主体となる生徒会活動・委員会活動の運営</p> <p>○ いじめ問題対策本部機能の充実を図りたい(いじめ防止・早期対応と早期解決)</p> <p>○ 黒板をなくそう(仲良し週間)の開催</p> <p>○ 黒板消しによる我慢する心・思いやりの育成</p> <p>○ 生徒と教師及び生徒同士の学級経営を基盤とした良好な人間関係の構築</p> <p>○ AILT・学校生活アンケートの活用</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活が楽しいと感じる生徒の割合100%</li> </ul>	<p>○ 考え、議論する道徳の授業を通じ、題材について自我関与し、多角的・多面的な考え方ができる生徒の育成に努めた。</p> <p>○ 道徳の授業を要とした道徳心の醸成や、QLTテスト・学校生活アンケートの活用を通じ、いじめ防止、早期発見・早期対応に努めた。また、月1回いじめ問題対策会議を実施し、保護者や関係機関との連携により早期解決を図った。</p> <p>■ 道徳の授業は感動したり考えさせられたりする内容であると答えた生徒の割合85%</p> <p>■ いじめはどんな理由があっても許されなかつたことだと答えた生徒の割合99%</p> <p>■ 学校が楽しいと感じる生徒の割合99%</p>	<p>○ 道徳の授業改善を図り、生徒の発達段階や特性等を考慮した指導方法を取り入れる。また、道徳教育と各教科の関わりを明確化にした授業実践を継続し、人と関わる力の育成や規範意識を身生えさせることを通じて道徳心を養う。</p> <p>○ いじめ問題対策会議を定期的に開催し、いじめ防止・早期解決に向け実効性のある手立てを講じる。また、学校行事を通じて生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、生徒の良好な人間関係作りを促める。</p> <p>○ QLTテスト・学校生活アンケートの結果分析や、普段の生徒観察による情報を生かし、さらに良好な人間関係づくりに努める。</p>	<p>○ オンライン授業が増えることで、人と人との関係性や人の心を考える指導が難しくなると考える。今後も人と人との関係性を大切にしたい。</p>
<p>Ⅲ ヘルス＆フイジカルプラン (健康と体力を高める教育の推進)</p>	<p>○ 体力テスト結果の分析と活用</p> <p>○ 体つくり運動の充実</p> <p>○ 運動部活動での走り込みの強化と身体づくりの活用</p> <p>○ OLTによる健康教育の充実(がん予防、薬物乱用防止、性教育等)</p> <p>○ 自己管理能力の育成</p> <p>○ ビデオサポート活動の推進</p> <p>○ 個別割り印対抗体育祭の活性化</p> <p>○ 学校保健委員会の活性化</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体力テスト(A+B) 65%以上</li> </ul>	<p>○ 過去に体力テストの結果を基盤に筋力・筋力の向上に取り組んだ。</p> <p>○ 令和元年度に課題のあった走りについて、授業にスプリントドリルを取り入れることで走力の向上につながった。</p> <p>○ 集団での活動から、個々の活動を意識し、各部活動ごとに走り込みを取り入れた。</p> <p>○ 学校保健委員会に生徒代表が参加し、生徒の立場から意見を述べることににより会議内容を活性化することができた。</p> <p>■ 体力テスト(A+B) 62.4令和元年度より5.4%アップ</p>	<p>○ 生徒一人ひとりの健康への意識を高め、各自が自分の体力を把握し、3年間を見通した取組が必要である。</p> <p>○ 今後の部活動運営を考慮し、効果的なトレーニング方法について校内で定期的に研修を行い、練習の質の向上に努める。</p> <p>○ 部活動における外部指導者を確保していく。</p> <p>○ OLTや運動部活動による健康教育を継続し、生徒にわたって健康の保持増進に努める。</p>	<p>○ デジタル化が促進し、身体を使う機会が減っている。自分から身体を動かせる生徒の育成が大事である。</p> <p>○ 様々な活動が制限される中、生徒の体力の底上げが心配である。今後も体力テストの結果等を活用し、体力向上に向けた取組を実施してほしい。</p> <p>○ 生徒も先生方も健康の保持増進に努めてほしい。</p>
<p>Ⅳ ニュージャネレーションラン(新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>○ 毎週金曜日 English Dayの実施とACE(英会話クラブ)によるコミュニケーション力の向上</p> <p>○ ACE(英会話クラブ)によるコミュニケーション力の向上</p> <p>○ 結業式、終業式での英語スピーチ</p> <p>○ 職場体験学習の充実(県北地域での民泊等)</p> <p>○ オンライン上での各種アンケートの実施</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年での英検3級取得率60%以上</li> </ul>	<p>○ English Dayの実施により、日常生活の中で英語に親しむことができた。また、ACEにおいて積極的にALTとの会話を楽しむ生徒が多く、英語への興味・関心が高まった。</p> <p>○ 2 学年における職場体験学習並びに県北地域での民泊が中止となったが様々な職業について、年間を通じて継続的に考えることができた。</p> <p>○ 授業においてタブレット端末を活用したり、eライブラリを積極的に活用したりすることができた。</p> <p>■ タブレットを活用した授業は楽しいと答えた生徒の割合95%(前年比5%アップ)</p> <p>■ 中学3年英検3級取得率67%(前年比20%アップ)</p>	<p>○ 英語活動を学校の重点課題と位置づけ、英語力を高める取組の継続を図り、中学3年生の英検取得率が67%に向上。今後も言語運用能力の習得だけを目的とせず、コミュニケーション力になる文化や言語をもつ人々とのコミュニケーション活動について、生徒が主体的に学ぶ機会を設定していく。</p> <p>○ ICT機器を活用し、自分の意見を伝え合う活動を通して、思考力や表現力を高める。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの影響により、2年連続で職場体験が中止となった。今後にはコロナ禍においても勤労観、職業観を育み、社会性や、集団・社会の一員としての自覚・責任感を身に付けられるようにする必要がある。</p>	<p>○ 現在はコロナ禍で学校の活動も制限されているかと思いますが、人前でも自分の意見を言う強い意志をもった生徒を育成してほしい。</p> <p>○ 様々な制限がある中でも、生徒の心身の成長を促す活動の確保をお願いしたい。</p> <p>○ 今後もICTを効果的に活用しながら、英語の楽しさを伝えてほしい。</p> <p>○ 今後もACE(英会話クラブ)の活動を継続してほしい。</p>
<p>Ⅴ パートナーシッププラン(開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携)</p>	<p>○ 生徒が活躍する姿を積極的にHPや各種メディアで紹介</p> <p>○ PTA本部役員・親の会との積極的なコミュニケーションづくり</p> <p>○ 愛宕地区との積極的な交流</p> <p>○ 野鳥の森少年団の活性化</p> <p>○ まつやま保育園との積極的な交流(家庭科保育実習、夏祭り交流、職場体験等)</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者アンケート各項目「そう思う」と回答した保護者の割合40%以上</li> </ul>	<p>○ HPや学年ポータルサイトを通して、積極的に学校の取組を学校内外に知らせることができた。</p> <p>○ 今年度もPTA活動が中止となってしまっていたが、PTA本部会議や運営委員会を通して、「生徒にとっても安心安全な学校」というテーマで積極的に話し合うことができた。</p> <p>○ 守谷野鳥の森のゴミ拾い等のボランティア活動を行った。</p> <p>■ 保護者アンケートで「そう思う」と回答した保護者の割合28.0%</p>	<p>○ HPや学年ポータルサイトを通して、積極的に学校の取組を学校内外に知らせることができた。</p> <p>○ 今年度もPTA活動が中止となってしまっていたが、PTA本部会議や運営委員会を通して、「生徒にとっても安心安全な学校」というテーマで積極的に話し合うことができた。</p> <p>○ 守谷野鳥の森のゴミ拾い等のボランティア活動を行った。</p>	<p>○ 自分の周りの人や物を大切にすることはとても大切なことです。気遣いのできる人間に成長してほしい。</p> <p>○ 小中が連携をして生徒の成長を見守ってほしい。</p> <p>○ 守谷コミュニティ・ボランティアバンクを活用し、地域と学校が一体となり生徒を支援できるようにしてほしい。</p> <p>○ 野鳥の森の活動が継続されることを願っています。</p>

学校名：御所ヶ丘中学校

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見	
<p>I ステップアッププラン (確かな学力の育成)</p> <p>II ハートフオーヒューマンプラン (豊かな心を培う)</p> <p>III ヘルス&amp;フイジカルプラン (健康と体力を培う)</p> <p>IV ニュージェネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)</p>	<p>(1) 学習内容を明確にした課題設定の工夫 (2) 主体的に個々の考えを持つことができる学習支援 (3) 対話的で深い学びを意識した学び合いの工夫 (4) 振り返りまで行う授業展開の工夫 (5) 少人数指導、チームワークによる個に応じた学習支援</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業が分かる」90%以上</li> <li>「自立的に家庭学習をしている」75%以上</li> <li>「全国学力・学習状況調査の正答率で全国比+5以上」100%</li> </ul>	<p>○コロナ禍で、教育活動が制限されている中、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTの効果的活用、少人数指導等、授業改善に取り組んだ。</p> <p>○オンライン授業期間があったことで、授業時数の確保が急務となったが、質を落とさず、授業改善・精選ご集めた。</p> <p>○授業が分かる」86.2%</p> <p>○家庭学習の習慣化については、二極化が見られる。また、自主学習というより、課題をこなすことに終始しているところも否めない。</p> <p>○「家庭学習をしている」67.9%</p> <p>○「全国学力・学習状況調査の正答率で全国比+5以上」国数とも未達成</p>	<p>・知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向け、授業の工夫改善を図り、根拠に基づいた自分の考えを持つ、他者の考えと比較し、考えを深めていく「深い学び」導く活動を充実させる。</p> <p>・少人数指導や習熟度別学習等を積極的に展開し、個に応じた教育の充実を図り、学力向上を目指す。</p> <p>・学習課題と到達目標を明確にし、見通しを持って取り組む授業、自らの課題を把握し必要な学習内容を考え家庭学習につなげる等、生徒が主体的に学ぶ力の育成を図る。</p>	<p>・コロナ禍で、さまざまな制約が多く、授業にも影響があり大変だったと思う。</p> <p>・教育活動が制限されている中で、いかに教育の質を下げずに授業を行うか、授業改善等、先生方の努力を感じた。</p> <p>・家庭学習については、習慣化が大事、宿題や復習ができるよう、家庭だけでなく、課外時間の教室を開放してもらいたいのではないかと思った。当然先生方の負担がないようになしなればならないが。</p>	
	<p>(1) 一人ひとりが自己有用感の持てる学級経営の重視 (2) 議論する道徳教育を基盤とした心の教育の充実 (3) 不登校生徒への対応、チームでの継続的なアプローチ (4) 「家守詩」の計画的な実施</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校が楽しい」90%以上</li> <li>「友人と仲良く生活している」90%</li> <li>「読書指導で県教育長賞受賞」20%以上</li> </ul>	<p>○体育の授業で、13m タンシユ」や「輪廻」を年間を通して継続し、体力向上と健康増進に努めた。</p> <p>○「身体アスリート」50%</p> <p>○「読物乱用防止講演会」1日に、健康講演会「がん教育講演会」等とおして、健康意識の啓発を図ることができた。</p> <p>○保健委員会を中心に、生徒アンケートから健康課題を把握、生徒への啓発活動を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底を図り、検温やマスク着用の徹底、消毒作業等、感染症を予防する実践力を養うことができた。</p> <p>・「朝食を毎日食べている」90.3%</p> <p>○登校指導や下校時におけるパトロールを保護者と連携して1年間継続して行った。</p>	<p>・学校生活アンケートや普段の生徒観察や教育相談により、生徒の変化やサインを見逃さず、生徒に寄り添い、安心感が得られる学級経営に努める。</p> <p>・学校行事や学級での話し合い活動、生徒主体の活動を充実させ、自己肯定感、自己有用感を高める。</p> <p>・道徳教育推進教師を中心として、道徳授業の研修を重ね、本音で語り合い、自己の授業の充実を深められるよう、授業の充実を図る。</p> <p>・不登校生徒一人ひとりに対し、積極的な活用、他、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各種関係機関と連携して、多方面からアプローチする。</p>	<p>・学校行事が中止、縮小されたが、「学校が楽しい」「友達と仲良く生活している」と回答する生徒が多く、先生や生徒同士の関わりが良くなり、大切さを感じた。</p> <p>・家守詩はおもしろいと感じた。今後も続けてほしい。</p> <p>・不登校の数が多めに減った。いじめの把握についても、先生方がよく見ているからだと思う。このように改善していくか、生徒と向き合う時間が必要だ。</p>	
	<p>(1) 体力向上（継続して取り組む）運動 (2) 健康教育の充実（健康に関する講演会） (3) 自己管理能力の育成（新しい生活様式での学校生活の凡事徹底）</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のある危機管理体制の構築（危機回避能力を高める）</li> <li>道徳講師・定期的な安全点検</li> <li>登下校時の交通安全指導強化</li> </ul> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「体力アスリート」65%以上</li> <li>「朝食を毎日食べている」95%以上</li> </ul>	<p>○体育の授業で、引き継ぎ計画、継続的に「体力アスリート」を進め、生徒の基礎体力向上につなげた。</p> <p>・道徳講師による健康教育や外部講師を招聘した各種講演会を継続し、健康意識の啓発や生徒にわたって健康の保持増進に努める態度を育成する。</p> <p>・新型コロナウイルスの感染状況を把握しながら、検温やマスク着用等感染予防対策を継続し、新しい生活様式の凡事徹底を図る。</p> <p>・保健委員会等生徒主体の活動が十分に活かされ、生徒と向き合う時間を確保する。</p>	<p>・コロナ禍で、大変苦しかったのではないかと思います。特に体育の授業での様々な取組により、体力向上や健康の保持増進が図られていたと思う。</p> <p>・生徒自身が、体力向上の必要性と食の重要性を理解して、全員が健康な学校生活が送れることを望む。</p> <p>・保健委員会等生徒主体の活動が十分に活かされ、生徒と向き合う時間を確保する。</p>	<p>・今後ますます情報伝達の効率化が進む。情報ソースの活用については、格差がでないよう全員の活用機会の確保をお願いしたい。</p> <p>・DM 英会話や英語クラブ等、英語の学習活動を入れていくことがあった。</p> <p>・将来の夢や目標を持っている生徒の数が低いことへの危機感を感じた。キャリア教育を通して、自分自身を知ること、学ぶことと働くこと等つながりを意識した指導をしてもらいたい。</p>	
	<p>(1) 「守る型」IGA スクール構想（一人1台端末による、個性に応じた学びの充実） (2) ICT 機器の効果的活用やITV会議システムを導入した授業・研修の充実 (3) 英語教育の充実（ALT 人材体制の効果的活用） (4) 英語を用いてコミュニケーションを図る機会の充実 (5) 卒業まで見通した評価的・進路指導の実施</p> <p>【目標数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「将来の夢や目標をもっている」80%以上</li> <li>「卒業までの英検3級以上の取得率」60%以上</li> <li>「タブレット活用授業やプログラミング学習が楽しい」80%以上</li> </ul>	<p>○iPadで調べ、まとめる活動の他、習熟度別学習やグループ学習で個々の考えを共有し課題検討する活動等全教科において活用し、知識習得や深い学びにつながった。</p> <p>・「タブレット活用授業やプログラミング学習が楽しい」81%</p> <p>○授業でのALTの効果的活用やDM 英会話の活用等により、コミュニケーション能力を高めることができた。</p> <p>○卒業時までの英検3級以上の取得率</p> <p>○卒業までの系統的な重視し、各学年で発達段階に応じたキャリア教育を実施することができた。</p> <p>・「将来の夢や目標をもっている」62%</p>	<p>○学校IP を毎日更新し、学校ポータルサイトを通して学校が配付文書の添付や各行事のフォトムービー等、情報発信を積極的に行った。</p> <p>・「学校情報が家庭や地域に伝わっている」87.6%</p> <p>○年間3回御所ヶ丘中学校区一貫教育推進委員会を開催し、校区内の共通理解と共通課題に役立てることができた。</p> <p>・「一貫教育の取組が充実している」64.1%</p>	<p>・地域や保護者に向けて、学校IP や学校ポータルサイト、メール等を効果的に使い分け、学校の教育活動やより有益な情報を発信していく。</p> <p>・一貫教育推進委員会、各校間からの取組状況を共有し、校種をこえた一貫性・系統性のある取組を継続していく。</p> <p>・学校が必要とする人的・物的資源を整理し、もりやコミュニティ・スクールポータルサイトを積極的に活用し、地域と連携し、生徒育成に努める。</p>	<p>・保護者が来校できないからこそ、学校IP やメールマガ、ポータルサイトをもつて活用して情報発信をしてほしいと思う。</p> <p>・保幼小川間で情報共有して一貫教育を行っており、地域全体で生徒を育成していく姿勢を感じた。</p> <p>・スクールポータルサイトの活用は興味深い。ぜひ積極的な活用を。</p>

学校名：けやき台中学校

42号 80

令和3年度目標	取組概要	自己評価	今後の課題と対応方向	外部の方々からいただいた意見
ステップアッププラン (確かな学力の育成)	(1)もの見方や考え方を豊かにし、表現する力を育成する。 (2)「学びのプラン」(学習スキル)の確実な定着を図る (3)RPA/CAI/AI活用による教科書経営・授業研究の徹底に努める。 (4)補足的な学習の時間を計画的に設定し、基礎・基本の定着を図る。 (5)「家庭学習の手引き」を活用した家庭学習の改善を図る。 (6)中央図書館との連携、学校図書館を活用した探究型学習の充実を図る。 <b>【目標数値】</b> ・授業が分かった 88% ・進んで家庭学習をする 75%	○授業の内容を理解していると回答した生徒は、91.3%であり、目標を上回った。特に1年生は、97.1%と非常に高い数値であった。 ○授業では、課題の解決に向けて考え、進んで取り組んでいると回答した生徒は、87.6%と高く、この授業に取り組む姿勢が、授業の内容の理解につながっていると考えられる。 ○進んで家庭学習に取り組んでいると回答した生徒は、66.5%と目標を下回った。また、保護者の回答でも生徒が進んで家庭学習に取り組んでいると感じている保護者は、59.0%と低い数値であり、課題が残る結果となった。	・基礎・基本の定着が図られていること、今後の、学校の特色を生かし、創意工夫と一貫性のある教育課程を編成し、各教科等、学年相互間の系統的・発展的な指導の充実を推進していきたい。 ・学習意欲を高める学習課題や、考えを広げたり深めたりする発問を工夫し、生徒が学習に主体的に取り組む学習過程の改善を図っていく必要がある。 ・1人1台のタブレットを活用し、生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導の充実を図り、自ら学ぶ姿勢を醸成し、家庭学習に対する意欲の向上につなげたい。	・基礎・基本の定着が図られていることは大変評価できる。 ・授業を理解していると回答した生徒の多さに、先生方、保護者の方々の指導も相当工夫されていると感じる。 ・意欲を高める課題や発問の工夫は大切で、その過程や時間を蓄積することが教育力の向上に大いに役立つ。 ・コロナ禍で生徒は家庭で過ごす時間が増えたことと思う。家庭学習の充実が一層大切になる。保護者にもその点を理解してもらう必要がある。 ・豊かな心を育てる教育は是非とも力を入れてほしい。道徳は数値で測りにくく成果が見えづらいものかもしれないが期待している。 ・相談を望む生徒が内申書や評価への影響を考慮することあるのでは。先生は授業に専門知識のある人に任せ、先生は授業に専念できるように努めてほしいと思う。 ・人権教育の充実を願う。 ・コロナ禍で先生方は生徒一人ひとりに目を配ることが難しいと思うが、可能な限りそのことに取り組んでほしい。
II ハートフォーヒーローマンプラン (豊かな心をはぐくむ教育の推進)	(1)人間関係づくりの醸成を推進し、居場所づくりと絆づくりに努める。 (2)「学びのプラン」(生活スキル)、「守谷しぐさ」の確実な定着を図る。 (3)いじめ問題対応策本部機能の充実、いじめ防止・早期対応・解決に努める。 (4)基本的生活習慣の確立、規則遵守の徹底、元気な挨拶の励行を図る。 (5)けやき台中学校区における道徳教育の中小連携を推進し、自尊感情や自己有用感、道徳実践力の向上を図る。 <b>【目標数値】</b> ・学校が楽しい 90% ・生徒同士仲が良い 95%	○学校が楽しいと回答した生徒は、1年生は91.4%と目標を上回ったが、学年が上がると数値が下がりが、全体では82.5%という結果となった。 ○困ったときに相談できる友達がいると回答した生徒は、全体で92.0%と高い数値を示した。ことから、生徒同士の仲の良さがうかがえる。 ○いじめは、どんなことがあっても許されたいことであると回答した生徒は、95.2%と高い数値を示したが、100%となるよう取組を改善していきたい。 ○きまりやルールを守って生活している、進んであいさつをしていると回答した生徒は、94.5%、88.8%と高い数値を示したことから、生徒の規範意識の高さがうかがえる結果となった。	・コロナ禍の影響により、体験活動等が実施できていない状況がある。そこで、オンライン等を活用しながら、外部の人材との交流の場を増やせるよう、計画的に取り組む必要がある。 ・学校の教育活動全体を通して、人権教育の充実を図るため、生徒一人ひとりが、自己の良さを認め合える人間関係を形成する指導方法の工夫、改善を図りたい。 ・生徒が自由な意見交換を行い、全員が等しく合意形成に関わり、役割分担して協力する学級活動等を充実させ、生徒の自尊感情や自己有用感の醸成を図る必要がある。 ・市の総合教育支援センターとの連携をより密にし、不登校生徒のアウトリーチ等の支援の充実を図りたい。	・守谷市、生徒に対する食育は素晴らしい。生徒が大人になったとき必ずまたその生徒たちに繋がっていくと思う。 ・部活動など様々な制限下で多感な時期を過ごす生徒が不登校にならない、その中で最大限の活動を発揮している先生方に頭が下がるばかりである。 ・このコロナ時代、体力アップは難しい。
III ヘルス＆フイジカルプラン (健康と体力をはぐくむ教育の推進)	(1)体育授業・部活動等の積極的な活動を通し、体力や精神力の向上を図る。 (2)学校内外における安全指導、保健指導を徹底する。 (3)食に関する指導を通して、望ましい食習慣の形成に努める。 <b>【目標数値】</b> ・保健体育の授業が好き 85% ・朝食を毎朝食べている 95%	○保健体育の授業は分りやすいと回答した生徒は、93.5%と高く、それが、保健体育が好きな生徒の多さにつながっている。 ○朝食を毎朝食べる生徒は、保護者のアンケートでは、97.2%と非常に高い数値を示し、目標を達成したが、引き続き食育を推進し、100%を目指したい。 ○子どもが部活動に楽しんで参加していると回答した保護者は、91%と高く、充実した様子がうかがえる。	・体力テストの結果から、基礎体力の低下が見られることから、県の「体力アップ改善プラン」の改善・充実を図り、生徒の体力の向上につなげたい。 ・栄養教師と連携を図り、専門的な立場からの意見を参考に、食に関する指導の充実を図りたい。 ・外部講師を招いた喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や性に関する講演会等を年間計画に位置付け、計画的な保健教育を実施していく必要がある。	・コロナ禍で、不条理や不便を経験した中で失われたものや大切なものを再確認し、コロナ禍だからできたことやすべきだったことを思い返し、将来の目標や自分ができていることを感じてもらいたい。 ・英語教育は、これからますます重要になる英検にこだわらず英語科の先生を中心に頑張っていたいただきたい。 ・教員のICT活用指導力の向上を図る研修は大切である。そのための時間的余裕が取れればと思う。
IV ニュージェネレーションプラン (新しい時代に対応した教育の推進)	(1)英語教育の充実を図り、実用英語技能の取得を促進する。 (2)個性を理解し、充実した夢のある生き方を探るキャリア教育を推進する。 (3)総合的な学習の時間をキャリア教育を中心に位置付けるとともに、各種教育の充実を図る。 (4)ICT機器やズームISを積極的に活用しながら情報活用能力の育成と情報モラル教育の充実を図るとともに、「守谷スマートスクールプログラム」によるプログラミング教育を先取りしながら「守谷型EdTech」を推進する。 <b>【目標数値】</b> ・将来の夢や目標を持つ 100% ・中学3年次での英検3級以上の取得率 60%	○将来の夢や目標を持っているかという質問に対して、生徒の回答は71.4%、保護者の回答は60.6%と目標を大きく下回る結果となった。コロナ禍のため、職場体験学習や職業人を迎えた授業が実施できていないことが影響したものと考えられる。 ○中学3年生で英検3級以上の取得率は、43.4%であった。目標に達しなかったが、昨年度より取得者の増加が見られた。 ○タブレットを使った授業は楽しいと回答した生徒は、89.6%と高く、生徒の情報活用能力の向上に結び付いている。	・キャリア教育の全体計画やそれを具体化した指導計画の改善・充実を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる能力の育成を図る必要がある。 ・Small Talkなどの言語活動を中心とした授業を充実させ、生徒の英語への興味・関心を醸成し、発信力向上を図りたい。 ・生徒一人ひとりがタブレットを必要とときに必要だけ使えるよう、教職員のICT活用指導力の向上を図るための校内研修等を充実させる必要がある。 ・家庭、地域と連携した情報モラル教育に関する指導を通して、タブレットを介したいじめ等のトラブルを回避し、情報教育の充実を図りたい。	・コロナ禍で、不条理や不便を経験した中で失われたものや大切なものを再確認し、コロナ禍だからできたことやすべきだったことを思い返し、将来の目標や自分ができていることを感じてもらいたい。 ・英語教育は、これからますます重要になる英検にこだわらず英語科の先生を中心に頑張っていたいただきたい。 ・教員のICT活用指導力の向上を図る研修は大切である。そのための時間的余裕が取れればと思う。
V パートナーシッププラン (開かれた学校づくりと学校・家庭・地域の連携)	(1)生徒の活動状況等を積極的に発信していく。 (2)外部教育力を積極的に活用する。 (3)例が小中高一貫教育(きまめきプロジェクト)を推進する。 <b>【目標数値】</b> ・IPや学校区より、学年区より充実 95% ・メルマガ等の連絡体制や情報発信がスムーズ 95%	○IPや各種おたよりで学校での生活の様子が分かることと回答した保護者は、86.5%と高い数値であったが、目標値を下回った。各種たよりを紙媒体の配付から学校ポータルサイトへの掲載に変更したため、周知不足があると考えられる。 ○メルマガ等の連絡体制や情報発信がスムーズであると回答した保護者は、92.7%と高い数値を示した。	・学校評価を活用し、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進していきたい。 ・講師を招く講演や講習等について、オンラインを利用することで実現を図り、外部の教育力を積極的に活用していきたい。	・生徒の校外での安全面等に関して、地域まちづくり協議会との連携を深めてほしい。 ・オンライン利用は環境さえ整えば、いろいろな教育方法があると思う。コロナ禍でより活用してほしい。

議案第43号

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年規則第1号)の一部を別紙のように改正する。

令和4年10月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年10月 日原案 決

提案理由

本案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である守谷市民交流館維持管理事業について、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更のため、守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
43号	1

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年守谷市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「利用」を「使用」に改める。

第3条を次のように改める。

（使用の申請）

第3条 交流館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市民交流館使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があったものとみなす。

2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前（展示に関連する使用にあつては6箇月前）から3日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、市長が交流館の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第4条を削り、第3条の次に次の1条を加える。

（使用許可及び使用料）

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、守谷市民交流館使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は、申請者の負担とする。

第5条を次のように改める。

（使用許可の変更又は取消し）

第5条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消ししようとするときは、市長に申出て許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第3条第2項の規定を準用する。

第6条の見出し及び同条第1項中「利用料」を「使用料」に改め、同項第1号中「利用」を「使用」に改め、同条第2項中「利用料」を「使用料」に、「

第6号」を「第3号」に改め、同条第3項中「利用料」を「使用料」に、「第7号」を「第4号」に改める。

第7条の見出し中「利用料」を「使用料」に改め、同条第1項中「利用料」を「使用料」に、「第8号」を「第5号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

第7条第2項中「利用料」を「使用料」に、「第9号」を「第6号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができる。

第7条に次の1項を加える。

3 申請者は、第4条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

第8条から第11条までの規定中「利用」を「使用」に改める。

様式第1号を次のように改める。

## 守谷市民交流館使用申請書

申請番号		年 月 日			
守谷市長 様 申請者 住 所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- F    A    X ----- 使用責任者 住 所 ----- 氏 名 ----- 電 話 ----- F    A    X -----					
市民交流館（モリヤガール）の使用を、次のとおり申請します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料（最高額）				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
				使 用 料	

様式第2号を次のように改める。

議案	頁数
43号	5

## 守谷市民交流館使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
-----		
氏名又は団体の名称		
-----		
代表者氏名		
-----		
電 話		
-----		
F    A    X		
-----		
使用責任者住所		
-----		
氏 名		
-----		
電 話		
-----		
F    A    X		
-----		

守谷市長

市民交流館（モリヤガール）の使用を、次のとおり許可します。

催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				使用料	

領収済日付印

様式第3号を次のように改める。

議案	頁数
43号	7

## 守谷市民交流館使用料免除申請書

申請番号		年 月 日
守谷市長 様 申請者 住 所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- 使用責任者 住 所 ----- 氏 名 ----- 電 話 -----		

市民交流館（モリヤガーレ）の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第4号を次のように改める。

議案	頁数
43号	9

## 守谷市民交流館使用料免除決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- 使用責任者住所 ----- 氏 名 ----- 電 話 -----		
守谷市長		
市民交流館（モリヤガール）の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。		

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第5号を次のように改める。

議案	頁数
43号	11



様式第6号を次のように改める。

議案	頁数
43号	13

## 守谷市民交流館使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
-----		
氏名又は団体の名称		
-----		
代表者氏名		
-----		
電 話		
-----		
使用責任者住所		
-----		
氏 名		
-----		
電 話		
-----		
守谷市長		
市民交流館（モリヤガール）の使用料の還付を次のとおり承認します。		

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由			
-----			
使用許可年月日		返還申請額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

様式第7号から様式第9号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
<p>(交流館の使用)</p> <p>第2条 交流館の各施設は、条例第3条に規定する交流館の設置目的を達成するため、次に掲げる事項に使用するものとする。</p> <p>(1) から(3)まで(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が使用することが適当と認める場合は、同項各号に掲げる目的以外の使用を許可することができる。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第3条 交流館を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、守谷市民交流館使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならず、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前(展示にあつては6箇月前)から3日前(その日が守</p>	<p>(交流館の利用)</p> <p>第2条 交流館の各施設は、条例第3条に規定する交流館の設置目的を達成するため、次に掲げる事項に利用するものとする。</p> <p>(1) から(3)まで(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が利用することが適当と認める場合は、同項各号に掲げる目的以外の利用を許可することができる。</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第3条 交流館を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、守谷市民交流館利用許可申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならず、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>2 前項の申請書は、利用する日の2箇月前(展示にあつては6箇月前)から利用する日の前日(その日が守谷市の休日を定める条例(平成元年守谷町条例第35号)第1条第1項に定める休日)に当たるときは、その日前において最も</p>	<p>&lt;第2条～第11条&gt; 地方自治法の文言に統一し、「利用」を「使用」に改めるものです。</p> <p>&lt;第3条第1項&gt; システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定める文言を追加しました。</p> <p>&lt;第3条第2項&gt; 他施設と予約可能日をそろえるものです。</p>

谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日<sup>1</sup>に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）まで受け付けるものとする。ただし、市長が交流館の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（使用許可及び使用料）

第4条 市長は、前条の申請を受けるときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、守谷市民交流館使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は、申請者の負担とする。

（削除）

近い休日でない日）までに提出しななければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、利用の許可をすることが適当と認めるときは、守谷市民交流館利用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（新設）

<第4条>

従前の第3条を予約と許可について分割し、使用料の徴収について定めるものです。

（利用変更の申請及び許可）

第4条 利用の許可に係る事項を変更しようとする者（以下「変更申請者」という。）は、守谷市民交流館利用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により守谷市民交流館利用変更許可申請書を提出する

場合においては、前条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、利用の許可に係る事項の変更を許可することが適当と認めるときは、守谷市民交流館利用変更許可書兼領収書(様式第4号)を変更申請者に交付するものとする。

(利用取消の届出)

第5条 交流館の利用の取消しをしようとする者は、守谷市民交流館利用取消届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

<第5条>

従前の第4条と第5条を統合し、申請の受付期間を定めるものです。

(使用許可の変更又は取消し)

第5条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消しようとするときは、市長に申出て許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第3条第2項の規定を準用する。

(使用料の免除)

第6条 条例第111条の規定により使用料の免除を受けることができるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催する事業のために使用する場合

(2) (略)

2 条例第111条の規定により使用

(利用料の免除)

第6条 条例第111条の規定により利用料の免除を受けることができるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催する事業のために利用する場合

(2) (略)

2 条例第111条の規定により利用

料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、守谷市民交流館使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならぬ。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、免除することが適当と認めるときは、守谷市民交流館使用料免除決定通知書（様式第4号）により当該免除申請者に通知するものとする。

#### （使用料の返還）

第7条 条例第12条ただし書の規定に該当することにより、使用料の返還を求めるときは、守谷市民交流館使用料返還申請書（様式第5号）を提出しなければならぬ。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があつたものとみなす。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還することが適当と認められるときは、守谷市民交流館使用

料の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、守谷市民交流館利用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならぬ。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、免除することが適当と認めるときは、守谷市民交流館利用料免除決定通知書（様式第7号）により当該免除申請者に通知するものとする。

#### （利用料の返還）

第7条 条例第12条ただし書の規定に該当することにより、利用料の返還を求めるときは、守谷市民交流館利用料返還申請書（様式第8号）を提出しなければならぬ。

#### ＜第7条＞

システムでの申請者に対し、申請書の提出と許可書の発行の取り扱いを定める文言を追加するものです。使用料を納入した際に生じる手数料の返還に関して定めるものです。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還することが適当と認められるときは、守谷市民交流館利用

料返還決定通知書（様式第6号）により、当該返還申請者に通知するものとする。ただし、市長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができ。

3 申請者は、第4条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

（観覧料）

第8条 文化活動等の展示を行う利用者は、展示品を観覧するための対価として、必要に応じて観覧料を徴収することができる。この場合において、観覧料の額は、展示に係る経費を勘案して定めるものとし、利益を得ることを目的としないことと認められる限度の額としなければならない。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) から (5) まで (略)

（展示品等の管理）

第10条 使用者は、展示品その他搬入した物品の管理及び保管につ

料返還決定通知書（様式第9号）により、当該返還申請者に通知するものとする。

（観覧料）

第8条 文化活動等の展示を行う利用者は、展示品を観覧するための対価として、必要に応じて観覧料を徴収することができる。この場合において、観覧料の額は、展示に係る経費を勘案して定めるものとし、利益を得ることを目的としないことと認められる限度の額としなければならない。

（遵守事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) から (5) まで (略)

（展示品等の管理）

第10条 利用者は、展示品その他搬入した物品の管理及び保管につ

いて一切の責任を負うものとす  
る。

(補則)

第11条 この規則に定めるものの  
ほか、交流館の使用に関し必要な  
事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第3条関係)

別紙1

様式第2号(第4条関係)

別紙3

様式第3号(第6条関係)

別紙5

様式第4号(第6条関係)

別紙7

様式第5号(第7条関係)

別紙9

様式第6号(第7条関係)

別紙11

いて一切の責任を負うものとす  
る。

(補則)

第11条 この規則に定めるものの  
ほか、交流館の利用に関し必要な  
事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第3条関係)

別紙2

様式第2号(第3条関係)

別紙4

様式第3号(第4条関係)

別紙6

様式第4号(第4条関係)

別紙8

様式第5号(第5条関係)

別紙10

様式第6号(第6条関係)

別紙12

様式第7号(第6条関係)

別紙13

様式第8号(第7条関係)

別紙14

様式第9号(第7条関係)

別紙15

<様式第7号~第9号>  
不要になる様式を削除するものです。



## 様式第1号(第3条関係)

## 守谷市民交流館利用許可申請書

申請者		申請日	年	月	日
		受付番号			
団体名					
氏名					
住所					
電話番号					
利用目的					

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用について、次のとおり申請します。

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
備考			受付印

※太枠内は記入しないでください。

## 守谷市民交流館使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
F      A      X		
使用責任者住所		
氏 名		
電 話		
F      A      X		
守谷市長		
市民交流館（モリヤガール）の使用を、次のとおり許可します。		

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者					基本料合計
入場料 (最高額)					加 算 額
公 益 / 収 益					減 額
					使 用 料

領収済日付印

## 様式第2号(第3条関係)

## 守谷市民交流館利用許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
利用目的		

守谷市民交流館の利用について、次のとおり許可します。

なお、利用を取り消す場合は、利用する日の10日前までに、この書面と申請者の印鑑を持参の上、窓口で手続きしてください。(守谷市民交流館利用取消届出書を提出してください。)

守谷市長



利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間×円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間×円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間×円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
備考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。



## 様式第3号(第4条関係)

## 守谷市民交流館利用変更許可申請書

申請者	申請日	年 月 日
	受付番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
利用目的		

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり申請します。

## 【変更前】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除

## 【変更後】

利用施設	利用月日(曜日)		
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
備考			受付印

※太枠内は記入しないでください。

様式第4号(第6条関係)

## 守谷市民交流館使用料免除決定通知書

申請番号		年 月 日
------	--	-------

申請者住所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者住所

.....  
氏 名

.....  
電 話

守谷市長

市民交流館（モリヤガール）の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

## 様式第 4 号(第 4 条関係)

## 守谷市民交流館利用変更許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
利用目的		

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり許可します。

守谷市長



## 【変更前】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除

## 【変更後】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
多目的ホール	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
変更額	金	円	
備考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。



様式第5号(第5条関係)

守谷市民交流館利用取消届出書

申請日 年 月 日

守谷市長 宛て

団体名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付で申請しました守谷市民交流館利用(変更)許可申請について、次のとおり利用の取消しを届け出ます。

利用取消しの理由	
利用日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
利用施設	和室1                      和室2                      多目的ホール
備考	

様式第6号(第7条関係)

## 守谷市民交流館使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
	.....	
	氏名又は団体の名称	
	.....	
	代表者氏名	
	.....	
	電 話	
	.....	
使用責任者住所		
	.....	
	氏 名	
	.....	
	電 話	
	.....	

守谷市長

市民交流館（モリヤガール）の使用料の還付を次のとおり承認します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由			
.....			
使用許可年月日		返還申請額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

様式第6号(第6条関係)

守谷市民交流館利用料免除申請書

申請日 年 月 日

守谷市長 宛て

団体名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

守谷市民交流館の利用料の免除について、次のとおり申請します。

利用の目的	
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで
利用施設	和室1          和室2          多目的ホール
利用人数	人
理由	
備考	

様式第7号(第6条関係)

守谷市民交流館利用料免除決定通知書

申請日 年 月 日  
決定通知日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

次の利用に係る守谷市民交流館の利用料を免除します。

守谷市長



利用の目的	
利用の日時	年 月 日( ) 時 分 から 時 分まで
利用施設	和室1                  和室2                  多目的ホール
利用人数	人
備 考	

様式第8号(第7条関係)

守谷市民交流館利用料返還申請書

申請日 年 月 日

守谷市長 宛て

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

守谷市民交流館の利用料の返還について、次のとおり申請します。

(取消し・返還)

許可番号 利用月日(曜日)	利用施設	利用時間	時間	1時間当たり 利用料	金額
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
※返還申請額	金 円				

※印欄には記入しないでください。

様式第9号(第7条関係)

守谷市民交流館利用料返還決定通知書

決定通知日 年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

守谷市長

印

次のとおり、交流館の利用料の返還を決定します。

(返還)

許可番号 利用月日(曜日)	利用施設	利用時間帯	時間	1時間当 り利用料	金額
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日( )		: ~ :	時間	円	円
返還決定額	金 円				

議案第44号

もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について

もりや学びの里管理規則（平成19年守谷市教育委員会規則第4号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年10月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年10月 日原案 決

提案理由

本案は、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更のため、もりや学びの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
44号	1

もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則

もりや学びの里管理規則（平成19年守谷市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用の申請）

第5条 学びの里の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、もりや学びの里使用申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があったものとみなす。

2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前から3日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、教育長が施設等の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 施設等を定期的に使用しようとする者は、教育長の指定する期間に、委員会に使用申請書に代えて、定期使用計画書等を提出し、教育長の承認を得なければならない。

第7条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第9条 施設等の使用許可を受けた者は、条例第10条の規定に基づき使用料の返還を受けようとするときは、もりや学びの里使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

2 使用料の返還は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ申請することができる。

(1) 非常災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設等を使用できなくなった場合

議案	頁数
44号	2

(2) 使用日の15日前までに、第7条に規定する変更又は取消しを申出た場合

(3) 条例第8条の規定により、使用の許可を取り消された場合

3 教育長は、第1項の申請を受けたときは、その適否を決定し、もりや学びの里使用料返還決定通知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めるときは、通知書の交付は省略することができる。

4 申請者は、第6条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

第6条第1項中「者は、」の次に「委員会に」を加え、「免徐」を「免除」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(使用許可及び使用料)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、もりや学びの里使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は申請者の負担とする。

(使用許可の変更又は取消し)

第7条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消しようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第5条第2項の規定を準用する。

様式第1号を次のように改める。

## もりや学びの里使用申請書

申請番号		年 月 日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者 住 所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
F      A      X		
使用責任者 住 所		
氏 名		
電 話		
F      A      X		
もりや学びの里の使用を、次のとおり申請します。		

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
使 用 内 容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
					使 用 料

様式第2号を次のように改める。

議案	頁数
44号	5

## もりや学びの里使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
F      A      X		
使用責任者住所		
氏 名		
電 話		
F      A      X		
守谷市教育委員会 教育長		
もりや学びの里の使用を、次のとおり許可します。		

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者			基本料合計		
入場料(最高額)			加算額		
公益/収益			減額		
			使用料		

領収済日付印

様式第3号を次のように改める。

議案	頁数
44号	7

## もりや学びの里使用料免除申請書

申請番号		年 月 日
------	--	-------

守谷市教育委員会  
教育長 様

申請者 住 所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者 住 所

.....  
氏 名

.....  
電 話

もりや学びの里の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基本料	減 免 額 (減 免 率)

申請理由

基本料合計

減免額合計

減 額

加 算 額

使 用 料

様式第4号を次のように改める。

議案	頁数
44号	9

## もりや学びの里使用料免除決定通知書

申請番号		年 月 日
------	--	-------

申請者住所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者住所

.....  
氏 名

.....  
電 話

守谷市教育委員会  
教育長

もりや学びの里の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第5号を次のように改める。

議案	頁数
44号	11

## もりや学びの里使用料返還申請書

申請番号		年 月 日		
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者 住 所				
----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- 使用責任者 住 所				
----- 氏 名 ----- 電 話 -----				
もりや学びの里の使用料の還付を申請します。				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	申 請 理 由	使 用 料
返還申請理由				
-----				
使用許可年月日		返 還 申 請 額		

様式第6号を次のように改める。

議案	頁数
44号	13

## もりや学びの里使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
-----		
氏名又は団体の名称		
-----		
代表者氏名		
-----		
電 話		
-----		
使用責任者住所		
-----		
氏 名		
-----		
電 話		
-----		
守谷市教育委員会 教育長		
もりや学びの里の使用料の還付を次のとおり承認します。		

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由			
-----			
使用許可年月日		返還申請額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のもりや学びの里管理規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

もりや学びの里管理規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
<p><u>(使用の申請)</u>            第5条 <u>学びの里の施設及び附属設備器具(以下「施設等」とい</u>  <u>う。)</u>を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、もりや学びの里使用申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならぬ。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があったものとみなす。</p> <p>2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前から3日前(その日が守谷市の休日を含め定める条例(平成元年守谷町条例第35号)第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)までに提出しなければならぬ。ただし、教育長が施設等の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p><u>(使用の申請及び許可)</u>            第5条 <u>学びの里の施設及び附属設備器具(以下「施設等」とい</u>  <u>う。)</u>を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、もりや学びの里使用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の使用許可申請は、使用予定日の2箇月前から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により申請を受けたとき教育長は、直ちに内容を審査し、使用を許可するときは、もりや学びの里使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 定期的に使用する者その他教育長が適当と認めるものについては、もりや学びの里使用許可申請</p>	<p>&lt;第5条&gt;            システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定める文言を追加するものです。            他施設と予約可能日をそろえるものです。            定期使用の申請方法を定めるものです。</p>

3 施設等を定期的に使用しようとする者は、教育長の指定する期間に、委員会に使用申請書に代えて、定期使用計画書を提出し、教育長の承認を得なければならない。

(使用許可及び使用料)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、もりや学びの里使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は申請者の負担とする。

(使用許可の変更又は取消し)

第7条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消しようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第5条第2項の規定を準用する。

(使用料の免除)

第8条 条例第10条の規定に基づ

書の提出にあたり、定期使用計画書等を提出し、教育長の承認を得たものは、定期使用計画書に記載された期間の使用を省略することができる。

(新設)

<第6条>

従前の第5条を予約と許可について分割し、使用料及び支払手数料の徴収について定めるものです。

(新設)

<第5条>

従前の第6条と第7条を統合し、申請の受付期間を定めるものです。

き、使用料の免除を受けようとする者は、委員会にもりや学びの里使用料免除申請書（様式第3号）を提出しなければならぬ。ただし、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) から (3) まで (略)
- 2 前項に規定する申請を受けたとき教育長は、その適否を決定し、もりや学びの里使用料免除決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の返還)

第9条 施設等の使用許可を受けた者は、条例第10条の規定に基づき使用料の返還を受けようとするときは、もりや学びの里使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があつたものとみなす。

- 2 使用料の返還は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ申請す

き、使用料の免除を受けようとする者は、もりや学びの里使用料免除申請書（様式第3号）を提出するものとする。ただし、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) から (3) まで (略)
- 2 前項に規定する申請を受けたとき教育長は、その適否を決定し、もりや学びの里使用料免除決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付しなければならぬ。

(新設)

<第9条>

システムでの申請者に対し、申請書の提出と許可書の発行の取り扱いを定める文言を追加するものです。使用料を納入した際に生じる手数料の返還に関して定めるものです。

ることができる。

(1) 非常災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設等を使用できなくなった場合

(2) 使用日の15日前までに、第7条に規定する変更又は取消しを申出た場合

(3) 条例第8条の規定により、使用の許可を取り消された場合

3 教育長は、第1項の申請を受けるときは、その適否を決定し、も  
りや学びの里使用料返還決定通知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めるときは、通知書の交付は省略することができる。

4 申請者は、第6条第2項の規定により負担した手数料は、請求することできない。

(削除)

(使用日の変更・取消し及び使用料の返還)

第7条 学びの里使用許可を受けた者が、使用日の変更・取消しをし

ようとするとき、又は条例第10条の規定に基づき、使用料の返還を受けようとする場合は、もりや学びの里使用日の変更・取消し及び使用料の返還申請書（様式第5号）を提出するものとする。ただし、使用料の返還申請は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ申請することができる。

（1）非常災害その他、使用者の責めでない理由により、使用できなくなった場合

（2）使用日の15日前までに取り消した場合

（3）条例第8条の規定による許可の取消しがあった場合

2 前項に規定する申請を受けたとき教育長は、その適否を決定し、もりや学びの里使用日の変更・取消し及び使用料の返還決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付しなければならない。

(遵守事項)

第10条 (略)

(補則)

(遵守事項)

第8条 (略)

(補則)

第11条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

別紙1

様式第2号 (第6条関係)

別紙3

様式第3号 (第8条関係)

別紙5

様式第4号 (第8条関係)

別紙7

様式第5号 (第9条関係)

別紙9

様式第6号 (第9条関係)

別紙11

第9条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

別紙2

様式第2号 (第5条関係)

別紙4

様式第3号 (第6条関係)

別紙6

様式第4号 (第6条関係)

別紙8

様式第5号 (第7条関係)

別紙10

様式第6号 (第7条関係)

別紙12

様式第1号(第5条関係)

## もりや学びの里使用申請書

申請番号			年		月		日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所							
氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話番号 ----- F      A      X ----- 使用責任者住所							
氏名 ----- 電話番号 ----- F      A      X -----							
もりや学びの里の使用を、次のとおり申請します。							
催事区分							
催事詳細							
使用内容							
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料		
			営利/非営利	使用予定人数			
対象者					基本料合計		
入場料(最高額)					加算額		
公益/収益					減額		
					使用料		

別紙 2

様式第1号(第5条関係)

もりや学びの里使用許可申請書

申請者		申請日	年 月 日
		※受付番号	
団体名		大人(高校生以上)	人
氏名		小・中学生	人
住所		小学生未満	人
電話番号		合計	人
使用目的			

守谷市教育委員会教育長 宛て

次のとおり、もりや学びの里の使用を申請します。

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体育館	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
音楽活動室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
和室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
和室 3	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
講座研修室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
調理室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
創作工芸室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日( )	: ~ :	基× 時間× 円=( ) 円)
陶芸窯	素焼き 月 日( ) / 本焼き 月 日( ) / 窯出し 月 日( ) /	月 日( ) / 月 日( ) / 月 日( ) /	一律 円

使用する場合は、○で囲んでください

ピアノ, シャワー室1, シャワー室2, 運動広場(使用内容: )

宿泊 月 日( ) ~ 月 日( ) 和室2 ・ 和室3  
 ・大人(高校生以上) 人× 円 ・子供(小・中学生) 人× 円 ・小学生未満(無料) 人  
 宿泊人数合計 人 宿泊料合計( ) 円)

定期使用	使用施設	使用日時
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :
※使用料金合計	金 円	免除

備考		領収済日付印

※印欄は記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

## もりや学びの里使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
.....		
氏名又は団体の名称		
.....		
代表者氏名		
.....		
電 話		
.....		
F    A    X		
.....		
使用責任者住所		
.....		
氏 名		
.....		
電 話		
.....		
F    A    X		
.....		
守谷市教育委員会 教育長		
もりや学びの里の使用を、次のとおり許可します。		

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
					使用料

領収済日付印

別紙 4

様式第2号(第5条関係)

もりや学びの里使用許可書兼領収書

申請者	許 可 日	年 月 日
	許 可 番 号	
団 体 名	大人(高校生以上)	人
氏 名	小・中学生	人
住 所	小学生未満	人
電 話 番 号	合 計	人
使 用 目 的		

次のとおり、もりや学びの里の使用を許可します。

守谷市教育委員会教育長



使 用 施 設	使用月日(曜日)	使用時間帯	使用料金
体 育 館	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
音 楽 活 動 室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
和 室 2	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
和 室 3	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
講 座 研 修 室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
調 理 室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
創 作 工 芸 室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( ) 円)
バーベキューかまど No. ~No.	月 日( )	: ~ :	基× 時間× 円=( ) 円)
陶 芸 窯	素焼き 月 日( ) / 本焼き 月 日( ) / 窯出し 月 日( ) /	月 日( ) / 月 日( ) / 月 日( ) /	一律 円

使用する場合は、○で囲んでください

ピアノ, シャワー室1, シャワー室2, 運動広場(使用内容: )

宿泊 月 日( ) ~ 月 日( ) 和室2 ・ 和室3  
 ・大人(高校生以上) 人× 円 ・子供(小・中学生) 人× 円 ・小学生未満(無料) 人  
 宿泊人数合計 人 宿泊料合計( ) 円)

定 期 使 用	使用施設	使用日時
		年 月 日 ~ 年 月 日 (毎1・2・3・4) 曜日 : ~ :
使 用 料 金 合 計	金 円	免 除
備 考		
	領収済日付印	

※キャンセル・内容変更は速やかにお申し出ください。なお、使用日の15日前までの申し出については、使用料を返金いたしますので、許可書と印鑑を持参のうえ、窓口にて手続きしてください。

※宿泊の場合は、1週間前までに名簿を提出してください。

議案	頁数
44号	25

様式第3号(第8条関係)

## もりや学びの里使用料免除申請書

申請番号			年		月		日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話番号 使用責任者住所 氏名 電話番号							
もりや学びの里の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。							
使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)		
申請理由				基本料合計			
				減免額合計			
				減額			
				加算額			
				使用料			

様式第3号(第6条関係)

もりや学びの里使用料免除申請書

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

団体名 \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

もりや学びの里管理規則第6条により次のとおり申請いたします。

月/日( )	使用施設	使用時間帯	使用時間	1時間当たり使用料	金額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			

※使用料	金 円
------	-----

使用料の免除を受けようとする理由

- ※印欄には記入しないでください。
- ※事業計画書及び収支予算書を添付してください。

様式第4号(第8条関係)

## もりや学びの里使用料免除決定通知書

申請番号		年 月 日
------	--	-------

申請者住所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者住所

.....  
氏 名

.....  
電 話

守谷市教育委員会  
教育長

もりや学びの里の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第4号(第6条関係)

もりや学びの里使用料免除決定通知書

申請日 年 月 日  
 決定通知日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

もりや学びの里管理規則第6条に基づき、下記の使用料を免除します。

守谷市教育委員会  
 教育長 印

月/日(曜日)	使用施設	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
免除使用料	金 円				
使用料の免除理由					

様式第5号(第9条関係)

## もりや学びの里使用料返還申請書

申請番号		年 月 日		
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所				
氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話番号 使用責任者住所 氏名 電話番号				
もりや学びの里の使用料の還付を申請します。				
使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料
返還申請理由				
使用許可年月日		返還申請額		

別紙 10

様式第 5 号 (第 7 条関係)

もりや学びの里使用日の変更・取消し及び使用料の返還申請書

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

団体名
申請者住所
氏名
電話番号

もりや学びの里管理規則第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

【変更】

使用許可日(曜日)	使用施設	使用時間帯	変更使用日(曜日)	使用施設	使用時間帯
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :

【取消し・返還】

使用許可日(曜日)	使用施設	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金額
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
宿泊	大人	人			円
	小人	人			円
※返還使用料		金 円			
※返 還 日		年 月 日			

※印欄は記入しないでください。

議案	頁数
44号	31

様式第6号(第9条関係)

## もりや学びの里使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話番号 ----- 使用責任者住所 ----- ----- 氏名 ----- 電話番号 -----		
守谷市教育委員会 教育長		
もりや学びの里の使用料の還付を次のとおり承認します。		

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由  
 -----

使用許可年月日		返還申請額	
返還額			
充当額			
返金額			

様式第 6 号 (第 7 条関係)

もりや学びの里使用日の変更・取消し及び使用料の返還決定通知書

申 請 日 年 月 日

決定通知日 年 月 日

団 体 名

申請者住所

氏名

様

電 話 番 号

もりや学びの里管理規則第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

守谷市教育委員会

教育長



【変更】

変更前使用日(曜日)	使用施設	使用時間帯	変更後使用日(曜日)	使用施設	使用時間帯
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :
月 日( )		: ~ :	月 日( )		: ~ :

【取消し・返還】

許可取消日(曜日)	使用施設	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金 額
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
月 日( )		: ~ :	時間	円	円
宿 泊	大 人	人			円
	小 人	人			円
※返還使用料	金 円				
※返 還 日	年 月 日				

議案第45号

守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について

守谷市集会所管理運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第3号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年10月25日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和4年10月 日原案 決

提案理由

本案は、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更及び、もりや学びの里との一括管理に伴う休館日の統一のため、守谷市集会所管理運営規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
45号	1

守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則

守谷市集会所管理運営規則（平成19年守谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「29日」を「28日」に、「3日」を「4日」に改める。

第5条を次のように改める。

（使用の申請）

第5条 集会所を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市集会所使用申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があったものとみなす。

2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前から3日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。ただし、教育長が集会所の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

第7条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第9条 集会所の使用許可を受けた者は、条例第9条の規定に基づき使用料の返還を受けようとするときは、守谷市集会所使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

2 使用料の返還は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ申請することができる。

（1）非常災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設等を使用できなくなった場合

（2）使用日の15日前までに、第6条に規定する変更又は取消しを申出た場合

（3）条例第7条の規定により、使用の許可を取り消された場合

議案	頁数
45号	2

3 教育長は、第1項の申請を受けたときは、その適否を決定し、守谷市集会所使用料返還決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができる。

4 申請者は、第6条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

第6条第1項中「者は、」の次に「委員会に」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

（使用許可及び使用料）

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、守谷市集会所使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は、申請者の負担とする。

（使用許可の変更又は取消し）

第7条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消しようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第5条第2項の規定を準用する。

様式第1号を次のように改める。

議案	頁数
45号	3

## 守谷市集会所使用申請書

申請番号		年 月 日			
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所					
----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- F      A      X ----- 使用責任者住所					
----- 氏 名 ----- 電 話 ----- F      A      X -----					
東板戸井集会所の使用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
					使用料

様式第2号を次のように改める。

議案	頁数
45号	5

## 守谷市集会所使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日
申請者住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
F      A      X		
使用責任者住所		
氏 名		
電 話		
F      A      X		
守谷市教育委員会 教育長		
東板戸井集会所の使用を、次のとおり許可します。		

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
使 用 内 容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
					使 用 料

領収済日付印

議案	頁数
45号	6

様式第3号を次のように改める。

議案	頁数
45号	7

## 守谷市集会所使用料免除申請書

申請番号		年 月 日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話番号 ----- 使用責任者住所 ----- 氏名 ----- 電話番号 -----		

東板戸井集会所の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第4号を次のように改める。

議案	頁数
45号	9

## 守谷市集会所使用料免除決定通知書

申請番号			年		月		日
------	--	--	---	--	---	--	---

申請者住所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者住所

.....  
氏 名

.....  
電 話

守谷市教育委員会  
教育長

東板戸井集会所の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第5号を次のように改める。

議案	頁数
45号	11

## 守谷市集会所使用料返還申請書

申請番号		年	月	日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話番号 ----- 使用責任者住所 ----- ----- 氏名 ----- 電話番号 ----- ----- 東板戸井集会所の使用料の還付を申請します。				
使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料
返還申請理由				
-----				
使用許可年月日		返還申請額		

様式第6号を次のように改める。

議案	頁数
45号	13

## 守谷市集会所使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
------	--	-------

申請者住所

.....  
氏名又は団体の名称

.....  
代表者氏名

.....  
電 話

使用責任者住所

.....  
氏 名

.....  
電 話

守谷市教育委員会  
教育長

東板戸井集会所の使用料の還付を次のとおり承認します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由

使用許可年月日		返還申請額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第3条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市集会所管理運営規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

議案	頁数
45号	15

守谷市集会所管理運営規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
<p>(休館日)</p> <p>第3条 集会所の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第5条 集会所を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、守谷市集会所使用申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならず、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>2 前項の使用申請書は、使用予定日の2箇月前から3日前(その日が守谷市の休日を含める条例(平成元年守谷町条例第35号)第1条第1項に定める休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)までに提出しなければならず、ただし、教育長が</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 集会所の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第5条 集会所を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、守谷市集会所使用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならず、</p> <p>2 前項の使用許可申請は、使用予定日の2箇月前から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する申請を受けたとき教育長は、直ちに内容を審査し、使用を許可するときは、守谷市集会所使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>&lt;第3条&gt; もりや学びの里との一括管理に伴い、休館日を統一するものです。</p> <p>&lt;第5条&gt; システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定める文言を追加するものです。</p> <p>他施設と予約可能日をそろえるものです。</p>

集会所の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用許可及び使用料)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で、守谷市集会所使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払いにおける手数料は、申請者の負担とする。

(使用許可の変更又は取消し)

第7条 申請者は、前条第1項に規定する使用許可に係る事項を変更又は取消ししようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第5条第2項の規定を準用する。

(使用料の免除)

第8条 条例第9条の規定に基づき、使用料の免除を受けようとする者は、委員会に守谷市集会所使用料免除申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただ

(新設)

<第6条>

従前の第5条を予約と許可について分割し、使用料及び支払手数料の徴収について定めるものです。

(新設)

<第5条>

従前の第7条を分割し、使用許可の変更または取消しについての申請期間を定めるものです。

(使用料の免除)

第6条 条例第9条の規定に基づき、使用料の免除を受けようとする者は、守谷市集会所使用料免除申請書（様式第3号）を提出するものとする。ただし、使

し、使用料を免除することができ  
る場合は、次のとおりとする。

- (1) から (3) まで (略)
- 2 前項に規定する申請を受けたと  
き教育長は、その適否を決定し、  
守谷市集会所使用料免除決定通知  
書(様式第4号)を当該申請者に  
交付するものとする。

(使用料の返還)

第9条 集会所の使用許可を受けた  
者は、条例第9条の規定に基づき  
使用料の返還を受けようとすると  
きは、守谷市集会所使用料返還申  
請書(様式第5号)を委員会に提  
出しなければならない。ただし、  
別に指定するシステムにより返還  
申請を行うときは、当該システム  
による申請をもって返還申請書の  
提出があつたものとみなす。

- 2 使用料の返還は、次の各号のい  
ずれかに該当する場合のみ申請す  
ることができる。

(1) 非常災害その他使用者の責に  
帰することのできない理由により  
施設等を使用できなくなった場合

用料を免除することができ  
る場合は、次のとおりとする。

- (1) から (3) まで (略)
- 2 前項に規定する申請を受けたと  
き教育長は、その適否を決定し、  
守谷市集会所使用料免除決定通知  
書(様式第4号)を当該申請者に  
交付しなければならない。

(新設)

<第5条>

従前の第7条を分割し、システムでの  
申請者に対し、申請書の提出と許可書  
の発行の取り扱いを定める文言を追  
加するものです。  
使用料を納入した際に生じる手数料  
の返還に関して定めるものです。

(2) 使用日の15日前までに、第6条に規定する変更又は取消しを申出た場合

(3) 条例第7条の規定により、使用の許可を取り消された場合

3 教育長は、第1項の申請を受けるときは、その適否を決定し、守谷市集会所使用料返還決定通知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めるときは、通知書の交付を省略することができる。

4 申請者は、第6条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

(削除)

(使用日の変更・取消し及び使用料の返還)

第7条 集会所の使用許可を受けた者が、使用日の変更・取消しをしようとするとき、又は条例第9条の規定に基づき、使用料の返還を受ける場合は、守谷市集会所使用日の変更・取消し及び使用料の返還申請書(様式第5号)を委員会

に提出するものとする。ただし、  
使用料の返還申請は、次の各号の  
いずれかに該当する場合のみ申請  
することができる。

(1) 非常災害その他、使用者の  
責めでない理由により、使用で  
きなくなつた場合

(2) 使用日の15日前までに取  
り消した場合

(3) 条例第7条の規定による許  
可の取消しがあつた場合

2 前項に規定する申請を受けたと  
き教育長は、その適否を決定し、  
守谷市集会所使用日の変更・取消  
し及び使用料の返還決定通知書  
(様式第6号)を当該申請者に交  
付しなければならない。

(遵守事項)

第8条 (略)

(その他)

第9条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

別紙2

様式第2号 (第5条関係)

別紙4

(遵守事項)

第10条 (略)

(その他)

第11条 (略)

様式第1号 (第5条関係)

別紙1

様式第2号 (第6条関係)

別紙3

議案	頁数
45号	20

議案	頁數
45号	21

樣式第3号 (第8条関係)  
 別紙 5  
樣式第4号 (第8条関係)  
 別紙 7  
樣式第5号 (第9条関係)  
 別紙 9  
樣式第6号 (第9条関係)  
 別紙 11

樣式第3号 (第6条関係)  
 別紙 6  
樣式第4号 (第6条関係)  
 別紙 8  
樣式第5号 (第7条関係)  
 別紙 10  
樣式第6号 (第7条関係)  
 別紙 12

様式第1号(第5条関係)

## 守谷市集会所使用申請書

申請番号		年 月 日			
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所					
..... 氏名又は団体の名称 ..... 代表者氏名 ..... 電 話 ..... F    A    X ..... 使用責任者住所					
..... 氏 名 ..... 電 話 ..... F    A    X .....					
東板戸井集会所の使用を、次のとおり申請します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				使用料	

様式第1号 (第5条関係)

守谷市集会所使用許可申請書

申請者		申請日	年 月 日
		受付番号	
団体名			
氏名			
住所			
電話番号			
使用目的			

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市集会所の使用について、次のとおり申請します。

使用施設	使用月日(曜日)	使用時間	使用料
大会議室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
調理室	月 日( )	: ~ :	時間× 円=( 円)
使用人数	人		
使用する備品	机( 脚)・椅子( 脚),その他( )		
使用料合計	金 円		免除
備 考			受 付 印

※太枠内は記入しないでください。

## 守谷市集会所使用許可書兼領収書

申請番号			年		月		日
申請者住所							
.....							
氏名又は団体の名称							
.....							
代表者氏名							
.....							
電話番号							
.....							
F      A      X							
.....							
使用責任者住所							
.....							
氏                  名							
.....							
電                  話							
.....							
F                  A                  X							
.....							
守谷市教育委員会 教育長							
東板戸井集会所の使用を、次のとおり許可します。							

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者			基本料合計		
入場料(最高額)			加算額		
公益/収益			減額		
			使用料		

領収済日付印

議案	頁数
45号	24

## 様式第2号（第5条関係）

## 守谷市集会所使用許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
使用目的		

守谷市集会所の使用について、次のとおり許可します。

キャンセル・内容変更は速やかにお申し出ください。なお、使用日の15日前までの申し出については、使用料を返金いたしますので、許可書と印鑑を持参のうえ、窓口にて手続きしてください。

守谷市教育委員会教育長

印

使用施設	使用月日（曜日）	使用時間	使用料
大会議室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=( 円)
和室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=( 円)
調理室	月 日（ ）	: ~ :	時間× 円=( 円)
使用人数	人		
使用する備品	机（ 脚）・椅子（ 脚）,その他（ ）		
使用料合計	金 円		免除
備考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。

議案	頁数
45号	25

## 守谷市集会所使用料免除申請書

申請番号			年		月		日
守谷市教育委員会 教育長 様 申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電話 ----- 使用責任者住所 ----- ----- 氏名 ----- 電話 ----- ----- 東板戸井集会所の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。							
使用年	月	日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)
申請理由					基本料合計		
					減免額合計		
					減額		
					加算額		
					使用料		

様式第3号(第6条関係)

## 守谷市集会所使用料免除申請書

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会 あて

団体名 \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

守谷市集会所管理運営規則第6条により次のとおり申請いたします。

月/日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
※使用料		金 円			
使用料の免除を受けようとする理由					

※印欄には記入しないでください。

※事業計画書及び収支予算書を添付してください。

様式第4号(第8条関係)

## 守谷市集会所使用料免除決定通知書

申請番号			年		月		日
<p>申請者住所</p> <p>氏名又は団体の名称</p> <p>代表者氏名</p> <p>電話番号</p> <p>使用責任者住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>							
<p>守谷市教育委員会 教育長</p>							
<p>東板戸井集会所の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。</p>							
使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)		
申請理由				基本料合計			
				減免額合計			
				減額			
				加算額			
				使用料			

様式第4号(第6条関係)

守谷市集会所使用料免除決定通知書

申請日 年 月 日  
 決定通知日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

守谷市集会所管理運営規則第6条に基づき、下記の使用料を免除します。

守谷市教育委員会  
 教育長 印

月/日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
免除使用料		金 円			
使用料の免除理由					

様式第5号(第9条関係)

## 守谷市集会所使用料返還申請書

申請番号			年		月		日
<p>守谷市教育委員会 教育長 様</p> <p>申請者住所</p> <p>----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 -----</p> <p>使用責任者住所</p> <p>----- 氏 名 ----- 電 話 -----</p> <p>東板戸井集会所の使用料の還付を申請します。</p>							
使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料			
返還申請理由							
-----							
使用許可年月日		返還申請額					

様式第5号(第7条関係)

守谷市集会所使用日の変更・取消し及び使用料の返還申請書

申請日 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

守谷市集会所管理運営規則第7条に基づき、申請いたします。

【変更】

許 可 使 用 日 ・ 曜 日	使用部屋・施設	使 用 時 間 帯	変 更 使 用 日 ・ 曜 日	使用部屋・施設	使用時間
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～

【取消し・返還】

許可使用日・曜日	使用部屋・施設	使用時間帯	使用時間	1時間使用料	金 額
月 日( )		～			
月 日( )		～			
月 日( )		～			
月 日( )		～			
※返還使用料	金 円				
※返還日					

※印欄は記入しないでください

様式第6号(第9条関係)

## 守谷市集会所使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- 使用責任者住所 ----- 氏 名 ----- 電 話 -----		
守谷市教育委員会 教育長		

東板戸井集会所の使用料の還付を次のとおり承認します。

使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料

返還申請理由			
-----			
使用許可年月日		返還申請額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

様式第6号(第7条関係)

守谷市集会所使用日の変更・取消し及び使用料の返還決定通知書

申請日 年 月 日  
 決定通知日 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 様

守谷市教育委員会  
 教育長 印

守谷市集会所管理運営規則第7条第2項に基づき、下記のとおり決定します。

【変更】

許 可 使 用 日 ・ 曜 日	使用部屋・施設	使 用 間 時	変 更 後 使 用 日 ・ 曜 日	使用部屋・施設	使用時間
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～
月 日( )		～	月 日( )		～

【取消し・返還】

許可使用日・曜日	使用部屋・施設	使用時間帯	使用時間	1時間使用料	金 額
月 日( )		～			
月 日( )		～			
月 日( )		～			
月 日( )		～			
※返還使用料	金 円				
※返還日					

※印欄は記入しないでください

議案第 46 号

守谷市 I C T 支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

守谷市 I C T 支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 10 月 25 日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和 4 年 10 月 日 原案 決

提案理由

本案は、プロポーザル方式による守谷市 I C T 支援員業務において提出された事業提案書の適正な審査を行うため、「守谷市 I C T 支援員業務プロポーザル選定委員会」を設置し、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
46号	1

守谷市ICT支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市ICT支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市ICT支援員業務において提出された事業提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査を行うため、守谷市ICT支援員業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項。
- (2) プロポーザルの審査及び評価に関する事項。
- (3) プロポーザル提案者の選定に関する事項。
- (4) その他プロポーザル方式による選定等に関し必要な事項。

(選定委員会の組織)

第3条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 副市長
- (3) 教育部長
- (4) 教育部参事
- (5) 教育部次長
- (6) 教育指導課長
- (7) 学校長代表2名以内
- (8) 学校情報教育担当2名以内

3 選定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

4 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、守谷市ICT支援員業務の契約締結日までとする。

(会議)

- 第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長とする。
  - 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 5 会議は、非公開とする。

(報告)

- 第6条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果及び提案者の選定結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

- 第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において処理する。

(委任)

- 第8条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

報告第 5 号

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る  
指名型プロポーザル方式選定委員について

守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロ  
ポーザル方式選定委員について、次の者を委嘱したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	(1) 教育長	町田 香	委員長
2	(2) 副市長		
3	(3) 教育部長	小林 伸稔	
4	(4) 総務部長	高橋 弘人	
5	(5) こども未来部長	椎名 恵美子	
6	(6) 教育部次長	福島 晶子	
7	(7) 中央図書館長	平塚 恭子	
8	(8) 保育所長代表 1 人	石川 葉子	土塔中央保育所

※ 委嘱期間 令和 4 年 1 0 月 7 日～業務契約締結日まで

令和 4 年 1 0 月 2 5 日 報 告  
守 谷 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 町 田 香